

北海道地方 建設汚泥利用マニュアル

(建設汚泥に関する制度と基準および関連法令集)

平成19年 3月

北海道地方建設副産物対策連絡協議会

建設汚泥利用マニュアル策定検討部会

座 長 北海道開発局事業振興部 技術管理課長

部会員 北海道建設部建設管理局 技術管理課長

部会員 北海道環境生活部環境局 循環型社会推進課参事

部会員 札幌市建設局土木部業務課 技術管理担当課長

部会員 札幌市環境局環境事業部 事業廃棄物課長

部会員 函館市環境部 廃棄物対策課長

部会員 旭川市環境部 環境対策課長

目次

	ページ
1 . 総論編	
1 . 1 マニュアルの構成	1
1 . 2 目的	2
1 . 3 適用範囲	3
1 . 4 用語の解説	6
1 . 5 建設汚泥の定義	10
1 . 6 建設汚泥の再生利用の考え方	13
2 . 制度編	
2 . 1 建設汚泥の再生利用方法	26
2 . 2 自ら利用	28
2 . 3 再生利用の制度	30
2 . 4 有償譲渡	37
2 . 5 産業廃棄物処理業	38
3 . 手続編	
3 . 1 建設汚泥再生利用の手順	40
3 . 2 個別指定の手続	51
3 . 3 処理施設設置の申請手続	55
3 . 4 環境部局一覧等	58
4 . 資料編	
資料1 北海道開発局発注工事における建設汚泥再生利用の手順	60
資料2 北海道地方における建設汚泥の排出状況等	61
資料3 関連通知集	63
資料4 建設汚泥の再生利用等に関する要綱等	129

- 1 . 1 マニュアルの構成
- 1 . 2 目的
- 1 . 3 適用範囲
- 1 . 4 用語の解説
- 1 . 5 建設汚泥の定義
- 1 . 6 建設汚泥の再生利用の考え方

1.1 マニュアルの構成

北海道地方建設汚泥利用マニュアル(以下、「本マニュアル」という。)は、「総論編」「制度編」「手続編」の主要3編及び参考資料を掲載した「資料編」からなる。

「総論編」：建設汚泥の再生利用に係わる全体的かつ基本的な事項について示したものであり、以降の「制度編」「手続編」に共通する事項を示す。

「制度編」：建設汚泥を再生利用するにあたり関連する諸制度の適切な運用方法を示す。

「手続編」：建設汚泥を再生利用するにあたって、各自治体への手続きおよび必要書類などを示す。

【解説】

1. 総論編

本マニュアル策定の背景から目的、構成を示すとともに、建設汚泥の定義および再生利用の考え方を示す。

1. マニュアルの構成
2. 目的と適用範囲
3. 建設汚泥の定義
4. 建設汚泥の再生利用の考え方

2. 制度編

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。)の規定等、建設汚泥を再生利用するための法律・制度を概説し、有用物としての再生利用(自ら利用、有償譲渡、個別指定制度)について説明する。

1. 建設汚泥の再生利用方法
2. 自ら利用
3. 個別指定制度
4. 有償譲渡
5. 産業廃棄物処理業

3. 手続編

建設汚泥を再生利用する際の手続に関して、再生利用するまでの全体的手順を概説した上で段階的に関係者の役割を解説する。この手続のうち、制度編で示した各制度の申請の手続について解説する。

1. 建設汚泥再生利用の手順
2. 個別指定の手続
3. 処理施設設置の申請手続

1.2 目的

建設汚泥の更なる再生利用推進には、公共工事が先導的な役割を果たす必要がある。本マニュアルは、北海道地方における公共工事に関して、建設汚泥を適正かつ的確に再生利用するために制度の解説および自治体への申請方法などを示し、建設汚泥の再生利用の推進を図ることを目的とする。

【解説】

建設汚泥は、廃棄物処理法に規定される産業廃棄物に該当するため、その取扱いは同法に基づいて行う必要がある。このため、本マニュアルでは「2. 制度編」において建設汚泥を再生利用するための諸制度の概要を示す。

建設汚泥が発生する現場は掘削が主体で現場内での再生利用が困難であることが多いため、発生工事とは異なる現場で再生利用されることが多い。このようなことから、その発生、再資源化（中間処理）および再生利用に係わるそれぞれの技術者が、共通の認識の下に建設汚泥の再生利用を進めるための技術基準等の整備が求められてきた。

そこで、平成 11 年度に「建設汚泥再生利用技術基準（案）」（建設大臣官房技術調査室長通知）が、平成 12 年度に「建設汚泥リサイクル指針」（財団法人先端建設技術センター）が策定され関係者が再生利用の推進に取り組んできた。

しかしながら、建設汚泥の再資源化率は依然低い水準に留まり、最終処分場の残余容量を逼迫するとともに、一部に不適正な処理もみうけられるなど、建設汚泥に関する再生利用及び適正処理の推進は十分には進まなかった。

このような状況を踏まえ、平成 17 年度に国土交通省が設置した「建設汚泥再生利用指針検討委員会」において建設汚泥の再生利用・適正処理を推進するための施策についての検討が行なわれ、上記委員会報告を受けて平成 18 年 6 月には国土交通省より「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」（国土交通事務次官通知）（以下、「建設汚泥再生利用ガイドライン」という。）、「建設汚泥の再生利用に関する実施要領」（技術調査課長等通知）、「建設汚泥処理土利用技術基準」（技術調査課長等通知）、「リサイクル原則化ルール」（技術調査課長等通知）が、平成 17 年 7 月には環境省より「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」（産業廃棄物課長通知）（以下、「廃棄物該当性判断指針」という。）が、平成 18 年 7 月には前年の廃棄物該当性判断指針を踏まえて環境省より「建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方」（産業廃棄物課長通知）が通知されたこと等により、再生利用・適正処理に関する制度や基準等が大きく改訂された。

以上を踏まえて、本マニュアルでは北海道地方の公共工事において、建設汚泥を適正かつ的確に再生利用するための制度の解説と再生利用方法の手順を示し、もって再生利用の推進を図ることを目的とするものである。

1.3 適用範囲

本マニュアルは、原則として北海道地方における公共工事に関して、建設汚泥を建設資材（土質材料等）として再生利用する場合に適用する。

なお、「土壌の汚染に係る環境基準（平成3年環境庁告示第46号、改正平成10年環境庁告示第21号。以下、「土壌環境基準」という。）」に適合しないものおよび「土壌汚染対策法」の指定区域から発生したものは、本マニュアルの適用範囲外とする。

【解説】

（1）適用の対象

本マニュアルは、原則として北海道地方における公共工事に関して、建設工事に伴い副次的に発生する発生土のうち、建設汚泥を建設資材として再生利用する場合を対象としている。

（2）適用の考え方

建設汚泥の再生利用を推進するにあたり、発生土における建設汚泥の位置づけを明確にする必要がある。このため、本マニュアルにおいては、泥土および建設汚泥を定義している。

これらのうち、本マニュアルにおいては、産業廃棄物として取り扱われる建設汚泥を中心としてその再生利用の方法を示す。

（3）建設汚泥の再生利用する際の基本的考え方

建設汚泥は、もともとは自然界に存在する土を主体とするものであり、適切な再資源化および処理を行うことにより建設資材として利用することが可能である場合が多い。したがって、建設汚泥を建設工事において土質材料等として利用することが再生利用の推進に有効であり、そのためには、利用用途に応じた要求品質に合うよう処理する必要がある。

(4) 再生利用用途

建設汚泥の再生利用用途としては、安定液や掘削泥水としての再利用のほか、焼成した粒状化物やスラリー化安定処理土としての製品および土質材料としての各種の用途がある。

表1.3.1に主な再資源化方法と再生利用用途例を示す。

表1.3.1 再資源化方法と再生利用用途例

再資源化方法	形状等	主な再生利用用途例
焼成処理	粒状	ドレーン材 緑化基盤材 ブロック 骨材 園芸用土
スラリー化安定処理	スラリー状 固化体	埋め戻し材 充填材
高度安定処理 ¹	粒状 塊状	砕石代替品 ブロック 砂代替品
高度脱水処理	脱水ケーキ	盛土材 埋め戻し材
安定処理	改良土	盛土材 埋め戻し材
乾燥処理	土～粉体	盛土材

注) 1: 安定処理とプレスやオートクレイブ養生の併用等による高度化や、セメント等の添加量の増加により可能。
オートクレイブ養生: 高温高圧養生によりコンクリートを促進養生すること。

(5) 再生利用にあたって注意すべき建設汚泥

生活環境の保全を図るため、再生利用にあたって注意すべき建設汚泥について以下に述べる。

1) 土壌環境基準に適合しないもの

土壌環境基準に適合しないものは再生利用せず、関係法規等の定めるところに従って適正に処分しなければならない。これは建設汚泥のみならず、建設発生土も含めた原則である。ただし、土壌環境基準に適合するよう処理したものは、その性状に合わせて再生利用することができる。なお、土壌環境基準に関する試験項目および頻度は、以下の条件を勘案のうえ定めるものとする。

- ・掘削対象地の土地利用形態等から判断される汚染の可能性(例えば工場跡地等)
- ・工事の規模(掘削土量、敷地面積、形状等)
- ・工期

ただし、重金属等は土壌中に微量ながら含まれていることがある。土壌に含まれる有害物質が自然的原因によるものかどうかについては「土壌中の特定有害物質が自然的原因によるものかどうかの判定方法」(「土壌汚染対策法の施行について」環水土第20号、平成15年2月4日)を参考に判断すること。自然的原因により基準値を上回る特定有害物質を含む建設汚泥が発生した場合には関係機関と発注者並びに道等の環境部局と協議すること。

2) 土壌汚染対策法の指定区域から発生したもの

建設汚泥の性状は、掘削する地盤の性状と密接な関係にある。このため、有害な物質に汚染された地盤周辺で発生した建設汚泥は、土壌環境基準に適合することを確認したうえで再生利用することが必要である。

なお、掘削地盤が土壌汚染対策法の指定地域に該当する場合は、同法の定めに従った調査および措置等の実施が必要である。これは、建設汚泥に限るものではなく、建設工事から発生する掘削物全般について同様である。

3) 添加材等の混入したもの

安定液や掘削泥水には、ベントナイト、CMC(カルボキシメチルセルロース)、分散剤等が用いられる場合がある。また、その処理過程において各種の凝集剤や脱水助剤が用いられることがある。

これらのうち、ベントナイトおよびCMCは主要な作泥材料であり、その安全性は確認されている。その他の添加材についても一般に安全性が確認されたものが使用されている。ただし、建設汚泥の再生利用にあたっては使用された添加材の安全性に関する資料を入手するとともに、発生工事における添加材の使用状況が適正であることを確認することが望ましい。

(6) 建設汚泥処理土の安全性の確認

建設汚泥処理土の利用にあたっては、土壌環境基準に適合しなければならない。再生利用する建設汚泥が土壌環境基準に適合する場合であっても、処理の過程で有害物質が発生することが懸念される場合には、別途、建設汚泥処理土の安全性についても確認する必要がある。

1.4 用語の解説

1.4.1 リサイクル法(資源有効利用促進法)で用いられている用語

建設副産物

建設副産物とは、建設工事に伴い副次的に得られる物品をいう。

指定副産物

指定副産物とは、副産物であって、その全部または一部を再生資源として利用することを促進することが、当該再生資源の有効な利用を図るうえで特に必要なものとして、建設業など特定業種ごとに政令で定めるものをいう。建設業における指定副産物としては、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊および建設発生木材がある。

再生資源

再生資源とは、建設副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することのできるものまたはその可能性のあるもの(放射性物質およびこれに汚染されたものを除く)をいう。

再資源化

再資源化とは、建設副産物を建設工事等の資材またはその原料として利用できるようにする行為をいう。

再資源化施設

再資源化施設とは、建設副産物を再資源化する施設をいう。

1.4.2 廃棄物処理法で用いられている用語

建設汚泥処理物

廃棄物該当性判断指針に用いられている用語で、建設汚泥に中間処理を加えた後の物(ばいじん等他の廃棄物を混入している物は含まない)廃棄物としての処理が必要なもの、市場性が一般的に認められているもの、市場は形成されていないが利用可能なものをすべて含んだ概念。

建設汚泥処理物の例： 建設汚泥にセメント等の固化材を混練し流動性を有する状態で安定化させたもの、 建設汚泥に石灰等の固化材や添加剤を加え脱水したもの、 建設汚泥を脱水・乾燥させたもの

再生利用

再生利用とは、産業廃棄物より有用物を得ること、または産業廃棄物を有効に活用することをいう。

再生利用指定制度

再生利用指定制度とは、廃棄物処理法により定められた制度であり、再生利用されることが確実な廃棄物のみを処理を業として行う者を都道府県知事等(都道府県知事および政令に定められた市にあっては市長)が指定し廃棄物処理業の許可を不要とすることをいう(施設の設置許可は不要とはならない)。廃棄物の再生利用を容易にするための制度であり、個別指定と一般指定がある。

個別指定とは、指定を受けようとする者の申請により、都道府県知事等が審査し

て指定するもので、廃棄物の種類、発生場所、利用の場所および用途が指定される。

一般指定とは、都道府県等内で同一形態の取引が多数存在する場合において、指定を受けようとする者の申請によらず、都道府県等が産業廃棄物を特定し、都道府県知事等がその収集、運搬および処分を行う者を一般的に指定することをいう。

再生利用認定制度（大臣認定制度）

再生利用認定制度（大臣認定制度）とは、認定を受けようとする者の申請を受けて環境大臣が基準に従って審査し、認定するものである。認定を受けると、産業廃棄物処理業の許可および処理施設設置の許可を受けずに当該廃棄物の収集、運搬および改質行為を業として行うことができ、また当該廃棄物の処理施設を設置することができる。

中間処理施設

中間処理施設とは、廃棄物の減量化および安定化等のために必要な中間処理を行う施設で、分別、破碎焼却、脱水、乾燥等の各施設がある。施設の種類および規模に応じて廃棄物処理法定められた施設設置の許可が必要であり、構造基準および維持管理基準に適合しなければならない。

排出事業者

排出事業者とは、廃棄物を排出する者であり、建設工事等においては、原則として発注者から直接工事を請負う元請施工者をいう。

有用物

有用物とは、占有者が他人に有償譲渡できる性状のものをいう。

有償譲渡

有償譲渡は、他人に有償にて譲渡する行為。ただし、名目を問わず処理用料金に相当する金品の受領が無いこと、当該譲渡価格が競合する資材の価格が運搬費等の諸経費を勘案しても合理的な額であること等、その譲渡行為が経済合理性に基づいて適正な対価によるものであることが必要とされる。

1.4.3 本マニュアルで用いられている用語

建設汚泥再生品

建設汚泥再生利用ガイドラインに用いられている用語で、建設汚泥を改良し再生利用できる状態にしたもの。「建設汚泥処理土」とその他の「製品」とに大別される。なお、「製品」とは製品化技術開発の成果として市場に流通するようになってきたもので、スラリー化安定処理土、路盤材、ブロック(インターロッキングブロック等)軽量骨材等がある。

建設汚泥処理土

建設汚泥再生利用ガイドラインに用いられている用語で、建設汚泥に脱水、乾燥、安定処理等の改良を行い、工作物の埋め戻しや土木構造物の裏込め等における土質材料として利用できる性状としたもの。

コーン指数

コーン指数とは、コーンペネトロメーターを1 cm/s の速度で地中に押し込んだ時の抵抗値をコーン 断面積で除した値をいう。国土交通省「建設汚泥処理利用技術基準」では、貫入量が5cm、7.5cm および10cm の時の平均値をその土のコーン指数としている。

処理土のコーン指数試験の方法は、国土交通省「建設汚泥処理土利用技術基準」5.建設処理土の品質区分基準、参考表 - 1 建設汚泥処理土のコーン指数(q_c)の試験法による。

処理

本マニュアルでは処理を、法的なもの、技術的なものとの2つの意味で用い前者の意味で用いる場合には、『 』を付けて『処理』と表現する。

法的な意味の『処理』とは、廃棄物処理法における産業廃棄物の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等をいう。

技術的な意味の処理とは、脱水、乾燥、安定処理、焼成等建設汚泥を再資源化するための行為をいう。

改良材

改良材とは、土と混合し土の性質を改良するものを総称していう。改良材には土を軽量化する気泡剤、化学的に固化する固化材、吸水あるいは凝集により改質する高分子系土質改良剤等のほか、発泡ビーズや繊維などがある。

固化材

固化材とは、改良材のうち、セメント、石灰およびこれらを主材とするもので、土化学的に固化するものをいう。

安定処理

安定処理とは、セメント系や石灰系などの固化材により建設汚泥の性状を化学的に改良することをいう。

高度脱水処理

高度脱水処理とは、脱水ケーキのコーン指数が400 kN / m²以上となる脱水処理技術をいう。

製品化処理技術

製品化処理技術とは、建設汚泥の処理において、市場性のある製品を製造することを目的とする技術をいう。製品化処理技術には、焼成処理、スラリー化安定処理、高度安定処理等がある。

高度安定処理

高度安定処理とは、安定処理を行うに際して、プレスやオートクレイブ養生等の補助手段を併用して高強度の固化物を製造する技術をいう。固化材の添加量の増加によっても可能である。

泥土

泥土とは、掘削工事から生じるコーン指数が200 kN / m²未満の無機性の泥状物、泥水をいう。

建設汚泥

建設汚泥とは、泥土のうち産業廃棄物として取り扱われるものをいう。

処理土・改良土

建設汚泥に、脱水、乾燥または安定処理等を行い、その性状を改良したものを総称して「処理土」といい、このうち安定処理したものを「改良土」という。

第1種～第4種処理土

処理土にはその品質により、第1種～第4種処理土の4種類に区分される。その品質はそれぞれ「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」(平成3年建設省令第20号)における第1種～第4種建設発生土に相当する。

自硬性汚泥、非自硬性汚泥

建設汚泥は、自硬性汚泥と非自硬性汚泥に分けられる。自硬性汚泥とは、ソイルセメント壁工法や高圧噴射攪拌工法等に伴って発生する建設汚泥で、セメント等を多量に含むため、放置すれば固結するものをいう。非自硬性汚泥は固結しないものであって、泥水状汚泥と泥土状汚泥に分けられる。

泥水状汚泥

泥水状汚泥とは、連続地中壁工法や泥水式シールド工法等に伴って発生する含水率が高い建設汚泥で、機械式脱水により容易に減量化を図ることができる状態のものをいう。

泥土状汚泥

泥土状汚泥とは、泥土圧シールド工法の排土のように含水比が比較的低い建設汚泥をいう。機械式脱水は難しいが、天日乾燥による減量化が可能である。

都道府県等

都道府県等とは、都道府県または廃棄物処理法施行令(昭和46年、政令300号)第27条に規定する市をいう。この政令で定める市は、地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市の長および同法第252条の22第1項に規定する中核市並びに尼崎市、西宮市、呉市、大牟田市および佐世保市をいう。都道府県知事等とは都道府県知事および廃棄物処理法施行令で定める市の長(「指定都市の長等」という)をいう。

なお、本マニュアル中で「道等」と記載した場合には北海道、札幌市、函館市、旭川市の4自治体を指す

有価物判断要素

有価物判断要素とは、有価物かどうかを総合的に判断するための次の5つの判断要素をいう。物の性状 排出の状況 通常の見取り形態 取引価値の有無 占有者の意思(1.6.2(3)建設汚泥処理物の「判断指針」参照)

1.5 建設汚泥の定義

掘削工事から生じる泥状の掘削物および泥水を泥土といい、このうち廃棄物処理法に規定する産業廃棄物として取り扱われるものを建設汚泥という。

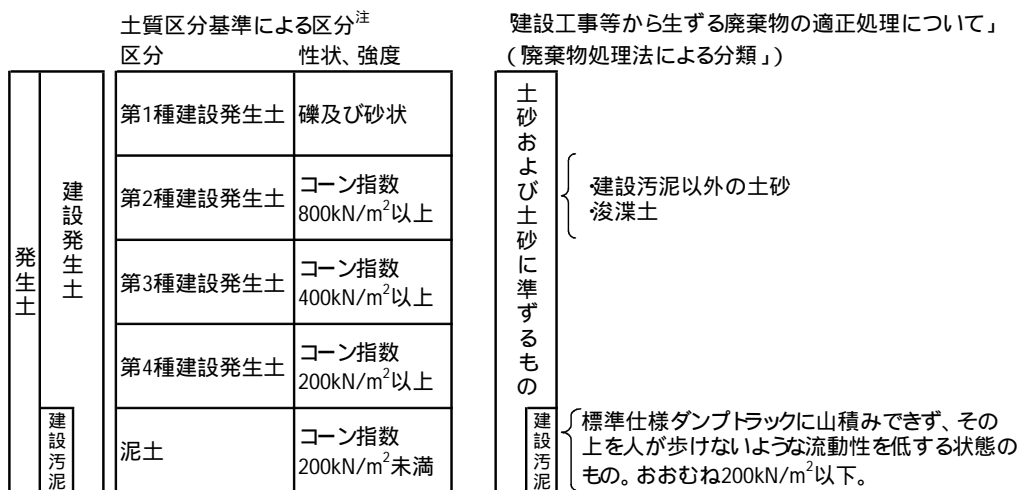
【解説】

(1) 発生土としての建設汚泥

泥土とは、発生土のうち、コーン指数が 200 kN/m^2 以下となるものをいい、建設汚泥とは、泥土のうち廃棄物処理法に規定する産業廃棄物のなかの汚泥として取り扱われるものであり、標準仕様ダンプトラックに山積みできず、その上を人が歩けないような流動性を呈する状態のものである。この泥状の状態を土の強度を示す指標でいえば、コーン指数がおおむね 200 kN/m^2 以下または一軸圧縮強さがおおむね 50 kN/m^2 以下である。ただし、標準仕様ダンプトラックに山積みできるものであっても、運搬中に流動性を呈するものは建設汚泥に該当する。

なお、土砂か汚泥かの判断は、掘削工事に伴って排出される時点で行うものとする。掘削工事から排出されるとは、水を利用し、地山を掘削する工法においては、発生した掘削物をもとの土砂と水に分離する工程までを、掘削工事としてとらえ、この一体となるシステムから排出される時点で判断することとなる。

発生土と建設汚泥の関係を図 1.5.1 に示す。なお、建設汚泥は廃棄物処理法の適用を受けるため、産業廃棄物管理票（マニフェスト）での管理を行うなど法を遵守し、適正に『処理』しなければならない。



*建設汚泥 掘削工事から生じる泥状の掘削物および泥水を泥土といい、このうち廃棄物処理法に規定する産業廃棄物として取り扱われるものを建設汚泥という

注) 建設発生土利用技術マニュアル(第3版)(独)土木研究所より

図 1.5.1 建設汚泥と建設発生土の関係

(2) 建設汚泥の取扱い

「建設廃棄物処理指針」(平成13年6月環廃産第276号)にもとづき、建設汚泥であると排出事業者が判断した場合は、廃棄物処理法に従い適正に『処理』をしなければならぬ。建設廃棄物処理指針に示す内容を以下に抜粋する。

ただし、排出事業者が排出物を建設汚泥に該当しないものとして取り扱う場合でも、必要に応じて道等の所管部局に事前に連絡することが望ましい。

建設廃棄物処理指針 2.3 (解説) (7) 建設汚泥の取扱い(抜粋)

地下鉄工事等の建設工事に係る掘削工事に伴って排出されるもののうち、含水率が高く粒子が微細な泥状のものは、無機性汚泥(以下「建設汚泥」という。)として取り扱う。また、粒子が直径 $74^{\text{注1}}$ マイクロメートル $^{\text{注2}}$ を超える粒子をおおむね95%以上含む掘削物にあっては、容易に水分を除去できるので、ずり分離等を行って泥状の状態ではなく流動性を呈さなくなったものであって、かつ、生活環境の保全上支障のないものは土砂として扱うことができる。

泥状の状態とは、標準仕様ダンプトラックに山積みができず、また、その上を人が歩けない状態をいい、この状態を土の強度を示す指標でいえば、コーン指数がおおむね 200kN/m^2 以下又は一軸圧縮強さ $^{\text{注2}}$ がおおむね 50kN/m^2 以下である。

しかし、掘削物を標準仕様ダンプトラック等に積み込んだ時には泥状を呈していない掘削物であっても、運搬中の練り返しにより泥状を呈するものもあるので、これらの掘削物は「汚泥」として取り扱う必要がある。なお、地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。

この土砂か汚泥かの判断は、掘削工事に伴って排出される時点でを行うものとする。掘削工事から排出されるとは、水を利用し、地山を掘削する工法においては、発生した掘削物を元の土砂と水に分離する工程までを、掘削工事としてとらえ、この一体となるシステムから排出される時点で判断することとなる。

(注1)現在のJISZ88301(試験用ふるい)では74マイクロメートルは存在せず、国際規格に合わせたふるい目としての「75マイクロメートル」がこれに該当するものである。

(注2)「建設廃棄物処理指針」においては、それぞれ「74ミクロン」「一軸圧縮強度」となっているが、より正確な表現を用いるべきとの判断から本マニュアルにおいてはこれらの表現とした。

(3) 建設汚泥の発生工法と性状

建設汚泥は、泥水式シールド工法、連続地中壁工法、場所打杭工法等、地下掘削面の崩壊防止または掘削土の流動化排土のために泥水を用いる工法などから発生する。建設汚泥の性状は工法によりおおむね特徴づけることができ、表 1.5.1 のように自硬性汚泥と非自硬性汚泥に分類できる。

表 1.5.1 建設汚泥の分類

分類		性状	主な発生工法
非自硬性汚泥	泥水状汚泥	含水比が高く、機械式脱水により減量化が可能である。	<ul style="list-style-type: none"> ・泥水式シールド工法 ・連続地中壁工法 ・アースドリル工法
	泥土状汚泥	含水比が比較的 low、機械式脱水が困難である。	<ul style="list-style-type: none"> ・泥土圧シールド工法 ・アースドリル工法
自硬性汚泥		セメント等が混入しており、放置すれば固結する。	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧噴射攪拌工法 ・ソイルセメント壁工法 (SMW工法等)

「建設汚泥リサイクル指針」(建設省監修)より

1.6 建設汚泥の再生利用の考え方

1.6.1 発生抑制

発注者、設計者および元請施工者は、設計、施工等にあたり、建設汚泥の発生抑制に努める必要がある。

【解説】

建設汚泥の発生抑制とは、設計や施工の工夫により建設汚泥の発生量を抑制することである。(なお、発生した建設汚泥を「自ら利用」等で利用するものは「発生抑制」にはあたらない。)

建設汚泥再生品と競合する建設発生土が大量に建設発生土受入地に持ち込まれている現状を考えると、建設汚泥を高品質な改良土に改良したとしても、再生利用先は限定される。そのような点も踏まえて、発注者及び設計者は、工事の設計にあたり、建設汚泥の発生抑制に努める必要がある。また、元請施工者も施工計画立案や施工にあたっては、施工上の工夫等により建設汚泥の発生抑制に努める必要がある。ただし、建設工事の設計や施工方法の選定は、副産物の観点のみで決定されるものではなく、対象土質や近隣条件(騒音・振動公害等)、施工時の安全性、コスト、工期などを総合的に判断して決定すべきものであることはいままでのない。

設計、施工において考えられる建設汚泥の発生抑制策としては以下のようなものがある。

- ・ 泥水、安定液等を使用しない工法の採用
- ・ 掘削断面の合理化による掘削土量の抑制 等

今後の課題としては、掘削物が極力建設汚泥とならないような工法やシステム等の技術開発などがある。ここで土砂か建設汚泥かの判断は、掘削物を元の水と土砂とに分離する工程までを掘削工事とし、この一体となるシステムから掘削物が排出される時点で行うものとされている。

なお、国土交通省では、建設リサイクルを推進するため、公共工事発注者の責務を徹底する必要から、建設事業の計画から施行までの各段階における具体的な実施事項を「建設リサイクルガイドライン」(平成14年5月技術調査課長等通知)として取りまとめている。

建設リサイクルガイドラインでは、設計段階・積算段階でリサイクル計画書を作成し、建設副産物の発生抑制、減量化・再資源化等を検討調整することを義務付けている。

建設リサイクルガイドラインに基づく建設汚泥の発生抑制、再生利用の手順は「3. 手続編」を参照のこと。

1.6.2 再生資源としての利用の推進

発注者、設計者および元請施工者は、目的とする構造物の機能、品質の確保および生活環境の保全を前提として、建設リサイクルガイドライン、および建設汚泥再生利用ガイドライン、リサイクル原則化ルール等を踏まえ、建設汚泥が発生する工事においてはその現場内利用および利用の推進に努める必要がある。ただし、建設汚泥の再生利用にあたっては廃棄物該当性判断指針に留意する必要がある。

なお、現場内利用や工事間利用ができない場合も安易に最終処分せず、適切な中間処理を行うよう努める必要がある。

また、建設汚泥再生品を利用できる工事においては、その利用に努める必要がある。

【解説】

(1) 再生利用の推進

建設汚泥はもともと自然界に存在する土を主体としているものであり、適正な処理を行った上で建設汚泥処理土として利用することが改良コストの面から、また需要先の確保という観点からも最も現実的である。

発生する建設汚泥については、まず現場内での再生利用を第一に努め、現場内での再生利用が困難なものについては当該現場外での再生利用が図られるように努めること。なお、現場内での再生利用を含め、建設汚泥を再生利用しようとする場合、資材として取引価値を有するものでなければならない。(取引価値を有するか否かの判断に当たっては、6.(1)および(2)も参照すること。)

建設汚泥再生品は「建設汚泥処理土」とその他の「製品」とに大別されるが、いずれの形態で再生利用を図るかについては、現場内利用の可能性、周辺の建設工事や再資源化施設の立地状況等に応じて発注者が決定すること。

建設汚泥処理土として当該現場外で再生利用を図る場合には、発注者は「建設発生土等の有効利用に関する行動計画(平成15年10月3日国土交通事務次官通知)」に基づいて各地方建設副産物対策連絡協議会等毎に実施している「公共工事土量調査」の対象に当該工事を登録し、建設発生土と一体となってその利用側工事の確保に努めること。また、利用側工事の検索に当たっては、建設発生土情報交換システムの積極的な活用を図ること。

なお、利用側工事は必ずしも公共工事土量調査の範囲内に限定する必要は無いが、この場合には、

- ・再生利用場所が特定されているとともに、将来にわたってその管理者が明確であり、責任を問うことができる(民間公益企業等)こと
- ・再生品を使用した施工管理が十分に行えるような体制が整っていること
- ・当該工事が関係法令に従って適正に実施されることが確実であること
- ・受入に際して処理料金に相当する金品の受領がないこと

といった要件を満たすことが確認できるものにする。

発注者は、利用側工事が決定した場合、当該利用側工事の発注者と受入に当たっての品質およびその確認方法、時期等の条件について速やかに協議・調整を行い、調整が完了した旨を文書にて取り交わすこと。また、費用については、利用側工事の求める品質等を満足させるために必要な改良費用および利用側工事現場までの運搬費用を排出側工事が負担することを基本に排出側工事の発注者と利用側工事の発注者の間で個別に協議、決定すること。

製品として再生利用を図る場合には、再資源化施設における建設汚泥処理物が縮減しただけで最終処分されることの無いよう、确实かつ適正な製品化および販売を行っている再資源化施設へ搬出するように努めること。

「建設汚泥再生利用ガイドライン」より

(2) 公共工事における率直的な利用

建設汚泥の再生利用を推進するためには、排出量の約8割(北海道)を占めるとともに、建設汚泥処理土の需要先として大きなシェアを占めている公共工事において、率直的な利用を図っていくことが重要である

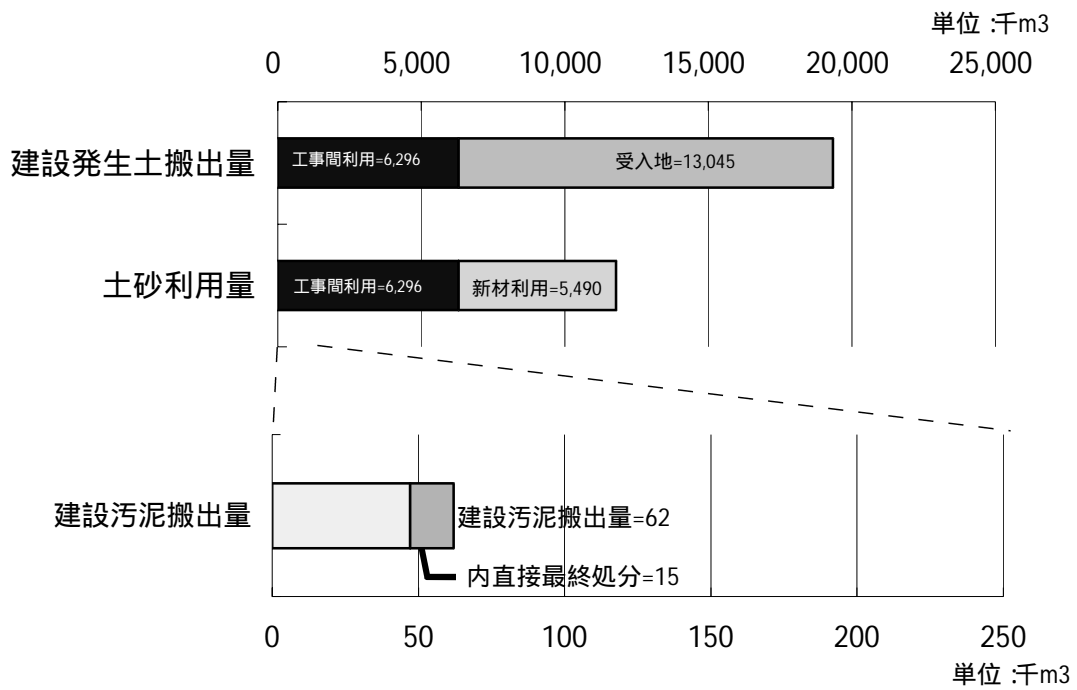
1) 建設発生土と一体になった工事間利用調整

産業廃棄物である建設汚泥の処理については、廃棄物処理法の規定により排出事業者である元請業者の責任とされている。しかしながら、建設汚泥についてはその再生品の需要先の確保が容易でないことから、発注者による積極的な取り組みも不可欠である。公共工事での利用としては、まず第一に建設汚泥処理土としての利用が考えられる。

ここで、建設発生土については、北海道地方建設副産物対策連絡協議会等において、工事発注前段階から国・北海道・札幌市・市町村・事業団等の公共工事発注者が積極的に情報交換を行い、工事間利用調整に努めているが、建設汚泥についてもこれと一体となった事前調整を実施することにより、その需要先の確保を図ることができる。

(参考)

平成17年度の北海道内土木工事における、建設汚泥の搬出量と最終処分量、建設発生土の工事間利用量と建設発生土受入地搬出量、工事間利用による土砂利用量と新材利用量を図1.6.1に示した。北海道内において建設汚泥を土砂の新材の代わりに利用する場合需要量は相当量ある。



平成 17 年度建設副産物実態調査結果より

図 1 . 6 . 1 建設発生土と一体となった工事間利用(道内土木工事)

2) リサイクル原則化ルール

リサイクル原則化ルールは、建設副産物の再生利用を促進するためには公共工事が先導的役割を果たす必要があることから、直轄事業において再生資源の利用及び建設副産物の再資源化施設等への搬出について、「原則として経済性に関わらず実施する」事項を定めたものである。

リサイクル原則化ルールの対象に建設汚泥を加えたことにより、建設汚泥の最終処分量の削減、山砂の新規採取量の削減といった環境負荷低減効果が期待されるとともに、再資源化施設の立地促進が図られ、中長期的に経済性も向上するものと考えられる。

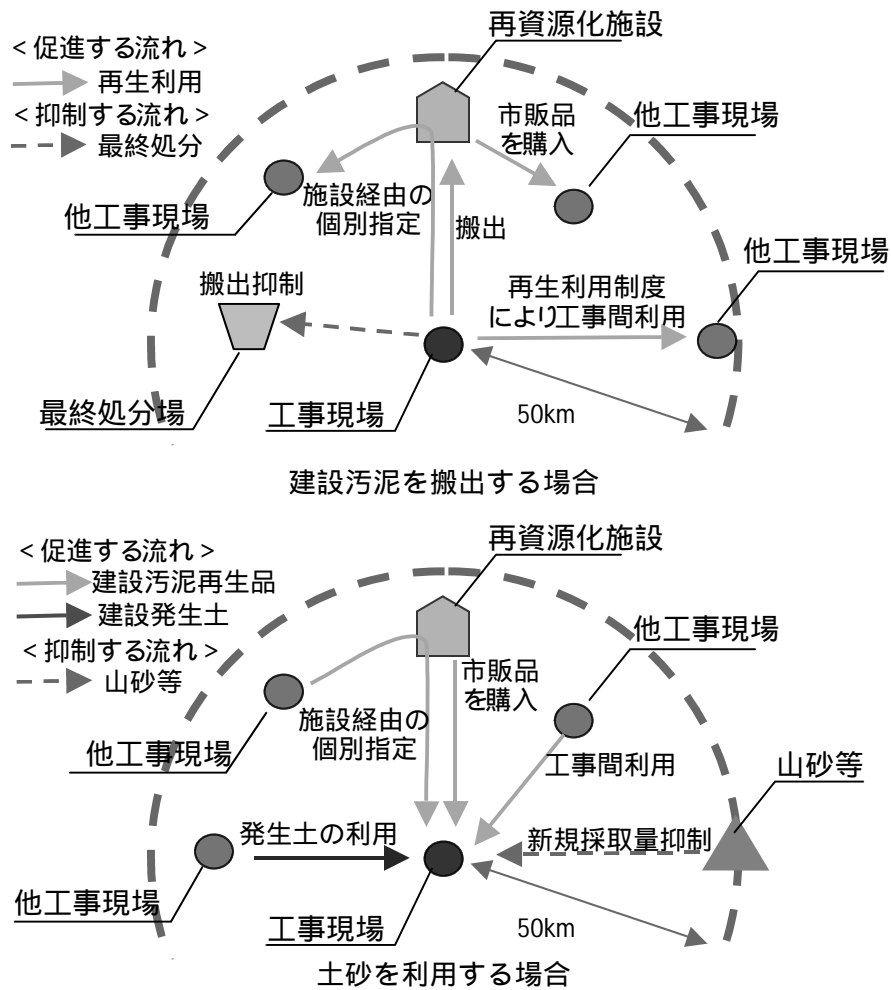


図1.6.2 建設汚泥のリサイクル原則化ルールイメージ図

(1) 建設副産物の工事現場からの搬出

3) 建設汚泥の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生した建設汚泥を工事現場から搬出する場合は、原則として以下の
～ のいずれかの方法をとる。

建設汚泥処理土として再生利用させるため、他の建設工事現場に搬出する（搬出元の工事現場または搬出先の工事現場にて所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合に限る）

他の建設工事にて建設汚泥処理土として再生利用させるため、再資源化施設に搬出する

製品化させる（建設汚泥処理土以外の形で再生利用させる）ため、再資源化施設に搬出する

ただし、
、
において工事現場から 50 km の範囲内に他の建設工事現場や再資源化施設が無い場合、
において再資源化施設を経由した他の建設工事現場までの運搬距離の合計が 50 km を越える場合、他の建設工事との受入時期および土質等の調整が困難である場合には、縮減（脱水等）を行った上で最終処分することができる。なお、
、
においては、各地方建設副産物対策連絡協議会等で調整済みの場合は、その調整結果を優先することとする。

(2) 再生資源の利用

3) 建設発生土および建設汚泥処理土の利用

工事現場から 50 km の範囲内に建設発生土または建設汚泥（建設汚泥が発生する工事現場または当該工事現場において所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合）を搬出する他の建設工事もしくは建設汚泥処理土を製造する再資源化施設がある場合、受入時期、土質等を考慮したうえで、原則として、建設発生土もしくは建設汚泥処理土を利用する。なお、各地方建設副産物対策連絡協議会等で調整済みの場合はその調整結果を優先することとする。

「リサイクル原則化ルール」より

(3) 建設汚泥処理物の「判断指針」

建設汚泥を再生利用する場合には、建設汚泥処理物が廃棄物に該当するか、有価物(廃棄物に該当しないものをいう)に該当するかを判断する際の基礎となる指針を示した、廃棄物該当性判断指針に示された「有価物判断要素」により建設汚泥処理物が廃棄物に該当するか否か総合的に判断する。

第2 総合判断に当たっての各種判断要素の基準

具体の事例においては、以下の1から5までの判断要素(以下「有価物判断要素」という)を検討し、それらを総合的に勘案して判断することによって、当該建設汚泥処理物が廃棄物に該当するか、あるいは有価物かを判断されたい。

また、建設汚泥処理物の廃棄物該当性(又は有価物該当性)については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という)の規制の対象となる行為ごとにその着手時点において判断することとなる。例えば、無許可処理業に該当するか否かを判断する際には、その業者が当該処理(収集運搬、中間処理、最終処分ごと)に係る行為に着手した時点であり、不法投棄に該当するか否かを判断する際には、投棄行為に着手した時点となる。したがって、例えば不法投棄が疑われる埋立処分行為がなされた後に、当該建設汚泥処理物の性状等が変化した場合であっても、当該埋立処分行為がなされた時点での状況から廃棄物該当性を判断することが必要である。

1 物の性状について

当該建設汚泥処理物が再生利用の用途に要求される品質を満たし、かつ飛散・流出、悪臭の発生などの生活環境の保全上の支障が生ずるおそれのないものであること。当該建設汚泥処理物がこの基準を満たさない場合には、通常このことのみをもって廃棄物に該当するものと解して差し支えない。

実際の判断に当たっては、当該建設汚泥処理物の品質及び再生利用の実績に基づき、当該建設汚泥処理物が土壌の汚染に係る環境基準「建設汚泥再生利用技術基準(案J)(平成11年3月29日付け建設省技調発第71号建設大臣官房技術調査室長通達)に示される用途別の品質及び仕様書等で規定された要求品質に適合していること、このような品質を安定的かつ継続的に満足するために必要な処理技術が採用され、かつ処理工程の管理がなされていること等を確認する必要がある。

2 排出の状況

当該建設汚泥処理物の搬出が、適正な再生利用のための需要に沿った計画的なものであること。

実際の判断に当たっては、搬出記録と設計図書の記載が整合していること、搬出前の保管が適正に行われていること、搬出に際し品質検査が定期的に行われ、かつその検査結果が上記1の「物の性状」において要求される品質に適合していること、又は搬出の際の品質管理体制が確保されていること等を確認する必要がある。

3 通常の取扱い形態

当該建設汚泥処理物について建設資材としての市場が形成されていること。なお、現状において、建設汚泥処理物は、特別な処理や加工を行った場合を除き、通常の脱水、乾燥、固化等の処理を行っただけでは、一般的に競合材料である土砂に対して市場における競争力がないこと等から建設資材としての広範な需要が認められる状況にはない。実際の判断に当たっては建設資材としての市場が一般に認められる利用方法(2)以外の場合にあっては、下記4の「取引価値の有無」の観点から当該利用方法に特段の合理性があることを確認する必要がある。

2 建設資材としての市場が一般に認められる建設汚泥処理物の利用方法の例

- ・焼成処理や高度安定処理した上で、強度の高い礫状・粒状の固形物を粒径調整しドレン材として用いる場合
- ・焼成処理や高度安定処理した上で、強度の高い礫状・粒状の固形物を粒径調整し路盤材として利用する場合
- ・スラリー化安定処理した上で、流動化処理工法等に用いる場合
- ・焼成処理した上で、レンガやブロック等に加工し造園等に用いる場合

4 取引価値の有無

当該建設汚泥処理物が当事者間で有償譲渡されており、当該取引に客観的合理性があること。

実際の判断に当たっては、有償譲渡契約や特定の有償譲渡の事実をもってただちに有価物であると判断するのではなく、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する資材の価格や運送費等の諸経費を勘案しても営利活動として合理的な額であること、当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要である。

また、建設資材として利用する工事に係る計画について、工事の発注者又は施工者から示される設計図書、確認書等により確認するとともに、当該工事が遵守あるいは準拠しようとする、又は遵守あるいは準拠したとされる施工指針や共通仕様書等から、当該建設汚泥処理物の品質、数量等が当該工事の仕様に適合したものであり、かつ構造的に安定した工事が実施される、又は実施されたことを確認することも必要である。

5 占有者の意思

占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡しようとする、客観的要素からみて社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思があること。したがって、占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡できるものであると認識しているか否かは、廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素になるものではない。

実際の判断に当たっては、上記1から4までの各有価物判断要素の基準に照らし、適正な再生利用を行おうとする客観的な意思があるとは判断されない、又は主に廃棄物の脱法的な処分を目的としたものと判断される場合には、占有者の主張する意思の内容に

よらず廃棄物に該当するものと判断される。

「廃棄物該当性判断指針」より

(4) 構造物の機能、品質の確保および生活環境の保全

建設汚泥を再資源化して建設資材として利用する場合、以下の2項目について配慮する必要がある。

1) 建設資材としての品質(強度、透水係数等)の確保

建設汚泥を再生利用する場合であっても、他の建設資材と同様に、その目的とする構造物の機能、品質の確保を前提とし、そのための要求品質が確保された資材として使用することが必要である。

2) 生活環境の保全

建設汚泥の再生利用にあたっては、再資源化された建設汚泥が土壌環境基準に合致するものであることが前提であるが、以下のような生活環境の保全への配慮も必要となる。

- ・再資源化の方法によっては処理土の pH が高くなることがあるが、このような場合は表流水、浸出水が公共用水域へ流出しないように排水処理や盛土等の設計上の配慮(覆土、敷土等)を行う。
- ・流出、のり面崩壊対策等、一般的な土構造物と同様の設計、施工上の配慮を行う。

1.6.3 廃棄物としての取扱い

泥土のうち、産業廃棄物として取り扱われる建設汚泥の保管、収集運搬、再生および処分（中間処理、最終処分）については、廃棄物処理法に規定する処理に関する基準に基づき、生活環境の保全上支障の生じないように適正に『処理』しなければならない。

【解説】

(1) 廃棄物と有用物

廃棄物とは、「占有者が自ら利用し、または他人に有償で譲渡することができないため不要になったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取扱い形態、取り引き価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきもの」である。すなわち、有償譲渡できない性状のものは廃棄物として『処理』しなければならない。したがって、「1.5 建設汚泥の定義」に示したとおり、産業廃棄物として取り扱われる建設汚泥は、再資源化する場合であっても、廃棄物処理法を遵守して適正に『処理』しなければならない。

なお、産業廃棄物の『処理』としての取扱いの中で、建設汚泥が建設資材として利用されることが確実である場合については「再生利用指定制度」および「再生利用認定制度」が設けられている。また、「有償譲渡」する場合および「自ら利用」として他人に有償譲渡できる性状のもの（有用物）を占有者が使用する場合は、廃棄物処理法の適用から除かれる。（建設汚泥処理物が廃棄物に該当するか否かについては、1.6.2(3)建設汚泥処理物の「判断指針」を参考のこと。）

(2) 自己処理と委託処理

産業廃棄物を『処理』する方法には、以下の2つの方法がある。

・自己処理：排出事業者が自ら産業廃棄物を『処理』すること（「自ら利用」とは異なる。）

・委託処理：排出事業者が産業廃棄物処理業者に産業廃棄物の『処理』を委託すること
排出事業者が自己処理する場合は、廃棄物処理法に規定する処理基準を遵守しなければならない。また、委託処理する場合は、委託先の産業廃棄物処理業者の許可の確認、書面による委託契約の締結、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付など、委託基準を遵守しなければならない。

(3) 建設汚泥の保管

廃棄物処理法においては、廃棄物の『処理』を「分別」、「保管」、「収集運搬」、「再生」および「処分」（中間処理、最終処分）に区分して、それぞれの『処理』に関する基準を定めている。建設汚泥の保管にあたっては、廃棄物処理法に規定する処理基準（産業廃棄物保管基準）を遵守しなければならない。

ただし、運搬されるまでの現場内における保管については、この保管基準のなかの保管量の上限に関する規制は適用されない。

(4) 建設汚泥の中間処理と再資源化

建設汚泥の中間処理とは、最終処分の前段階として、減量化、安定化・無害化を目的として行う処理であり、廃棄物処理法において遵守すべき規準が定められている。

一方、「再資源化」とは廃棄物から原材料等の有用物を得ること、または処理して有用物にすることであり、中間処理と同様の基準が適用される。

建設汚泥を中間処理または再資源化する施設のうち、以下のものは、産業廃棄物処理施設（中間処理施設）として道等の施設設置許可を必要とする。

- ・ 汚泥の脱水施設：処理能力が 10m³/日を超えるもの
- ・ 汚泥の乾燥施設：処理能力が 10m³/日を超えるもの（天日乾燥は 100m³/日）

注1) 産業廃棄物処理施設の処理能力とは、当該施設に投入される前の時点における産業廃棄物の量である。

2) 1日当たりの処理能力とは、産業廃棄物処理施設が1日24時間稼働の場合にあっては、24時間の定格標準能力を意味し、それ以外の場合は稼働時間における定格標準能力を意味する。ただし稼働時間が1日当たり8時間に達しない場合には稼働時間を8時間とした場合の定格標準能力とする。

また、施設設置許可の申請書には、生活環境影響調査書を添付しなければならない。

ただし、上記に示す処理能力を超えない（許可規模以下）の施設であっても届出等の必要な場合があるため、道等の指導に従い、必要な届出などを行わなければならない。

なお、「『規制改革・民間開放推進3カ年計画』（平成16年3月19日閣議決定）において平成16年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について」（平成17年3月25日環境省産業廃棄物課長通知）（以下、「規制改革通知」という。）によれば、

当該脱水施設が、当該工場又は事業所内における生産工程本体から発生した汚水のみを処理するための水処理工程の一装置として組み込まれていること。

脱水後の脱離液が水処理施設に返送され脱水施設から直接放流されないこと、事故等により脱水施設から汚泥が流出した場合も水処理施設に返送され環境中に排出されないこと等により、当該脱水施設からの直接的な生活環境影響がほとんど想定されないこと。

当該脱水施設が水処理工程の一部として水処理施設と一体的に運転管理されていること。

の3つの要件をすべて満たす汚泥の脱水施設は、独立した施設ととらえ得るものとはみなされず、令第7条に規定する産業廃棄物処理施設に該当しないものとして取り扱うこととしている。

(5) 建設汚泥の最終処分

建設汚泥を最終処分する場合は、産業廃棄物の汚泥として取り扱われることから、管理型最終処分場においては、含水率を85%以下にした上で埋立処分しなければならない。

なお、管理型最終処分場の設置許可手続には、申請書および生活環境影響調査書の1ヶ月間の公衆への縦覧、関係市町村の意見聴取などが必要となる。

1.6.4 コストの考え方

再生利用のためのコストには、処理費以外に運搬費や保管費等種々のコストが含まれるので、トータルコストとして把握し、適切なリサイクル計画を立案する必要がある。

【解説】

建設汚泥の再生利用に関するコスト要素には以下のものがある。

- ・再資源化のための処理費
- ・購入費（再資源化施設等から購入する場合）
- ・運搬費
- ・保管費
- ・施工費
- ・環境対策費

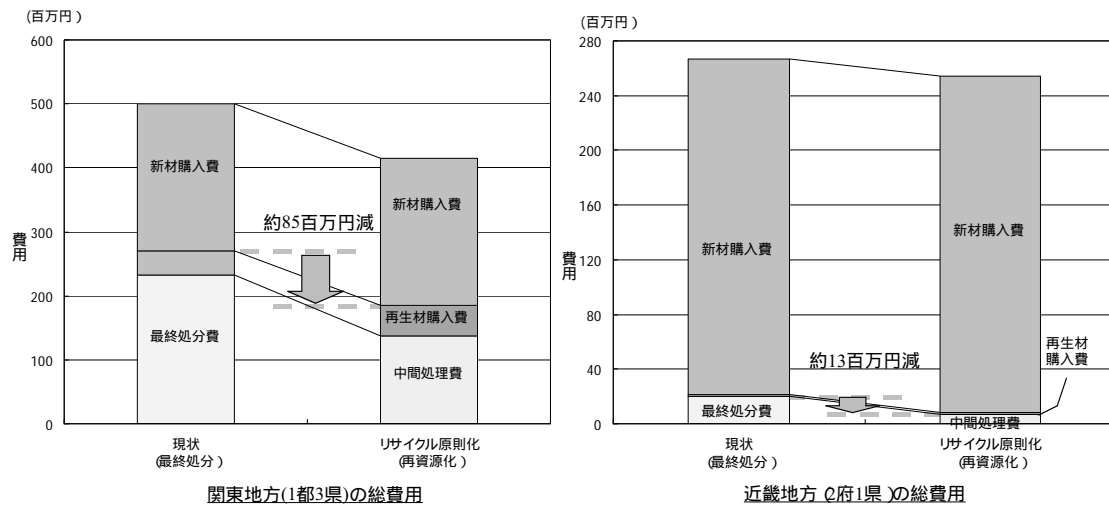
これらのコスト要素は、処理土に対する要求品質、発生現場と利用現場の距離等個々の条件により大きく異なるので、企画・設計段階において発注者は実情にあわせて再生利用するためのトータルコストを把握し、適正な費用を計上する必要がある。

再生利用を実施するか否かの判断基準は、発生工事と利用工事では異なる。発生工事では、最終処分コストとの比較が判断基準となるため、再生利用する方がコスト面で有利となる場合が多い。一方、利用工事では、一般的な購入土や採取土などの新材の利用との比較となるため、コスト面で不利となる場合がある。

しかし、単に直接的なコスト比較からの判断のみにとどまらず、最終処分場が逼迫している現状などを考慮した総合的な判断が必要と考えられる。

(参考)

平成 18 年度に国土交通省「建設汚泥再生利用指針検討委員会」の検討において、関東地方(1都3県)および近畿地方(2府1県)を対象として、リサイクル原則化ルールを適用した場合の経済性について試算を行ったところ、個々の工事単位で建設汚泥の処理費や市販品の購入費等のコスト判断を行なった場合にはコストが高くなるケースがあるものの、直轄工事全体でみると、現在公共工事現場から最終処分場に直接搬出されている建設汚泥について、再資源化施設へ搬出して建設汚泥処理土に再生し、その分新材を用いている工事で代わりに使用した場合、トータルとしてはコスト縮減につながるという結果が算出された。



上記の他に運搬費用が発生するが、増減があるため現状と大差無いものとの仮定を置き、比較対象には含めていない。

直轄工事で発生する建設汚泥のうち最終処分場に直送されているもの全量が仮に土質材料として再生利用された場合、関東1都3県で約8,500万円、近畿2府1県で1,300万円のコスト減につながる。

図1.6.3 国土交通省「建設汚泥再生利用指針検討委員会」での試算結果

- 2 . 1 建設汚泥の再生利用方法
- 2 . 2 自ら利用
- 2 . 3 再生利用の制度
- 2 . 4 有償譲渡
- 2 . 5 産業廃棄物処理業

2.1 建設汚泥の再生利用方法

建設汚泥を再生利用する方法には、次のものがある。

- (1) 自ら利用
- (2) 再生利用制度の活用
 - 1) 個別指定制度
 - 2) 再生利用認定制度（大臣認定制度）
- (3) 有償譲渡

建設汚泥処理土として再生利用しようとする場合には「自ら利用」「再生利用制度の活用」を、製品として再生利用しようとする場合には「有償譲渡」を基本とする。

【解説】

(1) 「自ら利用」と「有償譲渡」

「自ら利用」および「有償譲渡」は、一般的には改質等により廃棄物を有用物（有価物たる性状を有するもの）とし、これを利用するものである。廃棄物とは、「占有者が自ら利用したり他人に売却できない不要なもの」であることから、「自ら利用」又は「有償譲渡」するものは廃棄物に該当せず、その利用は廃棄物処理法の規制を受けないこととなる。

なお、改質等を行わなくても有価物であるものとしては、泥水使用工事の施工者等への資材として売却される余剰泥水などがある。

ただし、「自ら利用」又は「有償譲渡」と称して不適正な『処理』を行ってはならない。不適正な『処理』を行うと廃棄物処理法およびその他の法律により処罰を受ける場合がある。

(2) 再生利用制度の活用

再生利用制度は、廃棄物の再生利用を推進する目的で設けられた制度であり、図2.1.1に示すものがある。

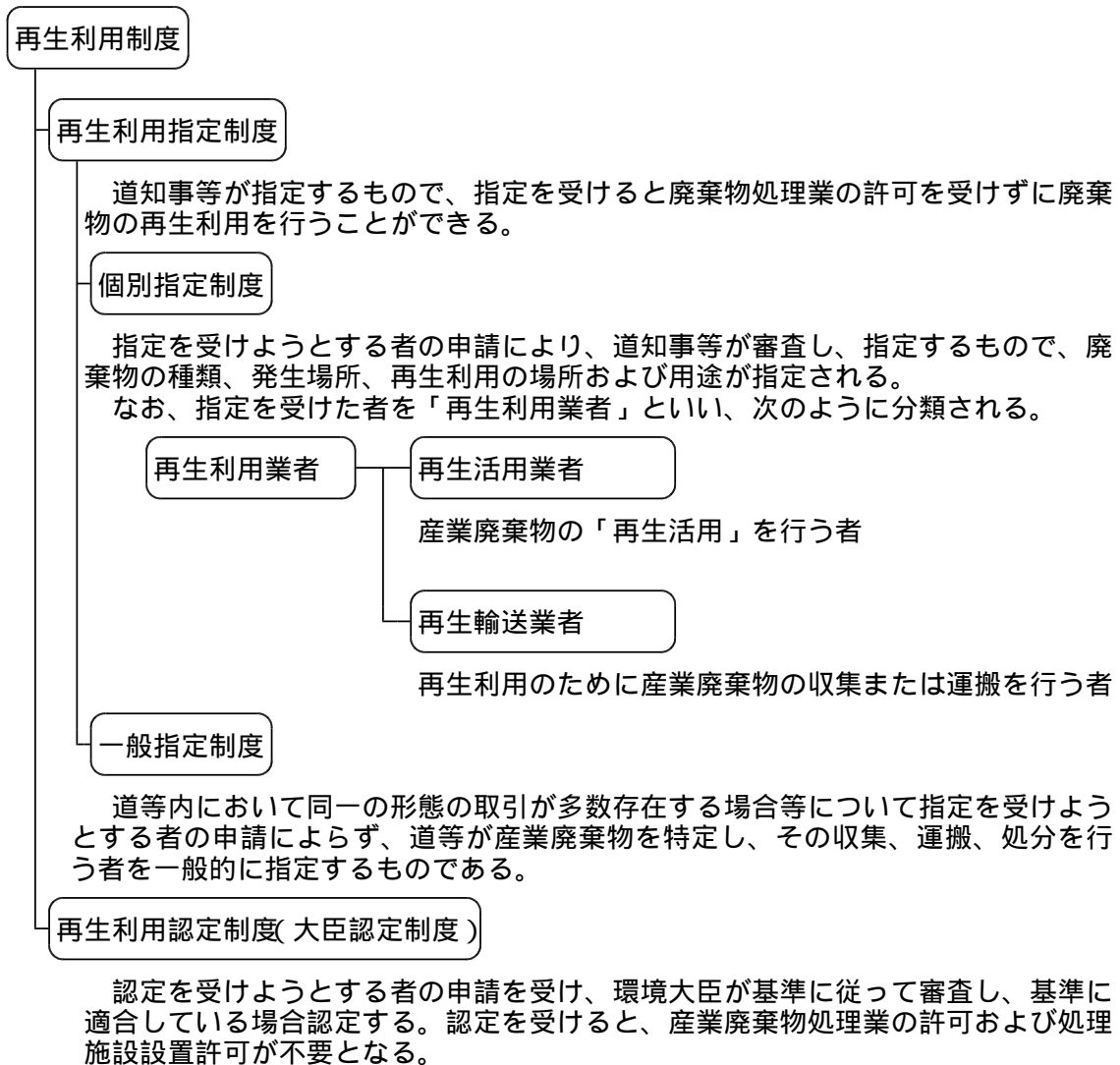


図2.1.1 再生利用制度の体系

2.2 自ら利用

建設汚泥を自ら利用する場合は、利用用途に応じた品質以上となるよう処理し、有用物（有価物たる性状を有するもの）としなければならない。

【解説】

（1）自ら利用する際の判断指針

廃棄物該当性判断指針では「自ら利用」する際の判断指針が、次のとおり示されている。

ただし、「自ら利用」は「有償譲渡」に比較して「有用物」であることの客観的な証明は難しいので、その利用が産業廃棄物の不適正な処分と見なされないよう、必要に応じて事前に道等の所管部局に確認する。

第3 自ら利用について

自ら利用についても、第二で規定する各有価物判断要素を総合的に勘案して廃棄物該当性を判断する必要がある。

ただし、建設工事から発生した土砂や汚泥を、適正に利用できる品質にした上で、排出事業者が当該工事現場又は当該排出事業者の複数の工事間において再度建設資材として利用することは従来から行われてきたところであり、このように排出事業者が生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない形態で、建設資材として客観的価値が認められる建設汚泥処理物を建設資材として確実に再生利用に供することは、必ずしも他人に有償譲渡できるものでなくとも、自ら利用に該当するものである。

排出事業者の自ら利用についての実際の判断に当たっては、第二で規定する各有価物判断要素の基準に照らして行うこと。ただし、通常の実態については、必ずしも市場の形成まで求められるものでなく、上述の建設資材としての適正な利用が一般に認められることについて確認すること。また、取引価値（利用価値）の有無については第二の四の後段部分を参照すること。

なお、建設汚泥の中間処理業者が自ら利用する場合については、排出事業者が自ら利用する場合とは異なり、当該建設汚泥処理物が他人に有償譲渡できるものであるか否かにつき判断されたい。

「廃棄物該当性判断指針」より

（2）建設汚泥処理物の品質管理

また、利用用途に応じた適正な品質を有していることを客観的に示せるよう、次のような品質目標の明示と品質管理が必要である。

設計図書に品質の具体的な目標値が記載されていること。

処理したものの品質を定期的に測定し記録を保管すること。

(3) 自ら利用における発生場所と利用場所との関係

現場内での利用を含め、建設汚泥の発生工事とその再生品の利用工事の請負業者が同一の場合、「自ら利用」が可能である。この「自ら利用」については廃棄物該当性判断指針にも示されているとおり、その位置関係は問わないこととされている。また、「自ら利用」を行なう上での建設資材としての客観的価値の考え方についても、廃棄物該当性判断指針に示されている。

「自ら利用」における占有者とは、その産業廃棄物の排出事業者であり、建設汚泥の場合は一般的には建設汚泥が発生する工事の元請施工者である。したがって、同一発注者の工事であっても元請施工者が異なる他現場（他工区）での利用は「自ら利用」には該当しない。

一方、同一元請業者が「自ら利用」をする場合は、利用工事および利用場所については廃棄物処理法上は特段の制限はない。「自ら利用」における発生場所と利用場所の関係を図2.2.1に示す。発生場所が同一敷地内での利用<ケースa>のみならず、公道を挟む隣接する敷地内<ケースb>や、発生場所以外の工事<ケースc>でも「自ら利用」が可能である。ただし、改質前の建設汚泥を運搬する場合には、産業廃棄物としての取扱いが必要となる。また、発生工事と利用工事の発注者が異なっても発生工事元請施工者と利用工事元請施工者が同一であれば発注者の承諾を得て「自ら利用」が可能である。

また、総論編「1.6.3 廃棄物としての取扱い」に示したとおり、種類および規模に応じて処理施設は設置許可が必要であり、またそれ以下の規模の施設であっても届出を要する場合があるので、施設設置にあたっては道等の要綱等を確認し、必要に応じて所定の手続を行う。

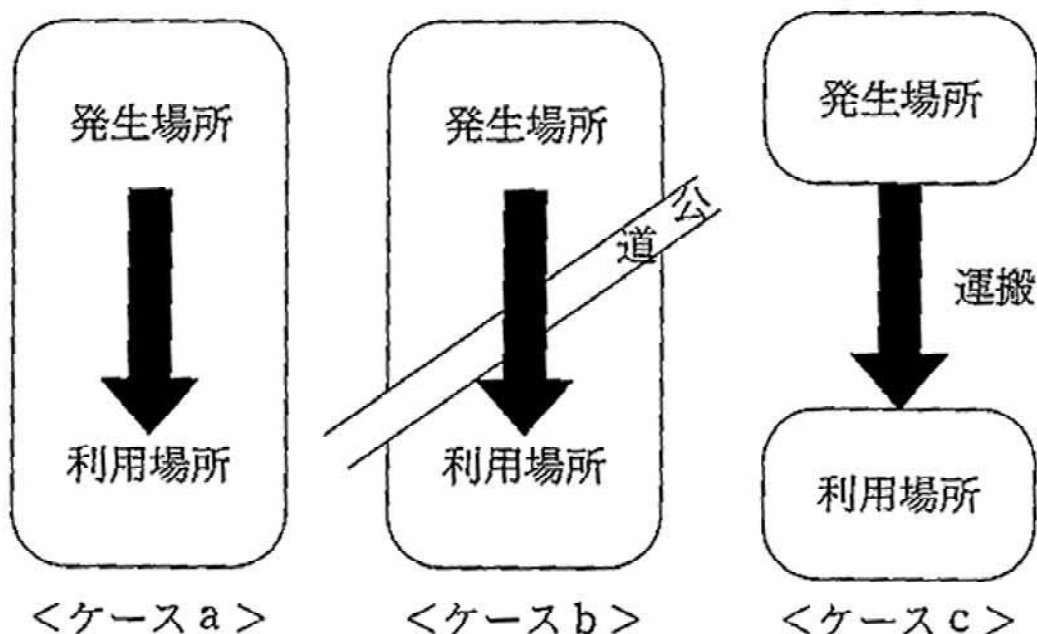


図2.2.1 「自ら利用」における発生場所と利用場所の関係

2.3 再生利用の制度

2.3.1 個別指定制度

再生利用の個別指定制度とは、指定を受けようとする者が道知事等に申請し、道知事等が審査の結果、必要かつ適当と判断した場合に「再生利用業者」として指定するものである。指定を受けた者は、廃棄物処理業の許可が不要となる。

ただし、廃棄物処理法の処理基準が適用されること、また再資源化施設は廃棄物中間処理施設の設置許可が必要であるなど、廃棄物処理法の規制の適用が除外されるものではない。

【解説】

(1) 個別指定制度の形態

「個別指定制度」の概要は、制度編「2.1 建設汚泥の再生利用方法」に示したとおりである。

本制度を活用して建設汚泥を再資源化し利用する場合であっても、廃棄物処理法の収集運搬、処分基準に従う必要がある。また、再資源化施設は、その種類および規模により中間処理施設設置許可が必要であることに留意する必要がある。中間処理施設の施設設置許可取得には、期間を要する場合が多いので、企画・設計段階から発注者が都道府県等所管部局に連絡することが重要である。

個別指定制度による、建設汚泥の再生利用の考え方については、建設汚泥再生利用ガイドラインを参考のこと。

6. 再生利用に当たっての手続き等

(2) 再生利用制度の活用について

個別指定制度について

(略)

個別指定制度とは、再生利用されることが確実である産業廃棄物のみの処理を業として行う者を都道府県知事等が指定し、産業廃棄物処理業の許可を不要とするものであり、指定を受けようとする者の申請に基づいて行われるものである。

個別指定制度を活用した建設汚泥の再生利用方法は、図-2に示す3つのケースが一般的とされている。

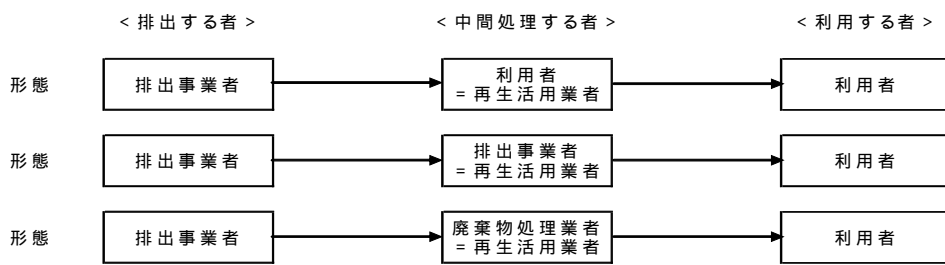


図 - 2 「個別指定制度」を活用した建設汚泥の再生利用の一般的な形態

個別指定の申請を行う者は、具体的には各都道府県知事が定めるものとされているが、建設汚泥の再生利用においては、図 - 2 のいずれの形態についても中間処理を行う者が主として該当するものとされている。この指定を受ける時期が工程全体に非常に大きな影響を与えることから、できる限り早期にこの指定を受けられるようにするため、排出側工事の発注者は工事発注前のできる限り早い段階から都道府県等環境部局に事前相談を行うように努めるとともに、形態 や の場合においても排出側工事の元請業者は申請に主体的に取り組むように努めること。

作業スペース、改良施設の設置コスト、技術的なノウハウといった観点から建設現場にて中間処理を行うことが困難な場合には、形態 の活用が有効であり、積極的に活用することが望ましい。この形態を活用した場合には、中間処理した後の建設汚泥処理土について、指定を受けた期間内において、指定を受けた場所に保管することが可能とされている。

また、行政区域を越えて再生利用する場合にも、運搬に係る複数の都道府県知事等の指定を受ければ「個別指定制度」によることが可能とされており、必要に応じて積極的に活用することが望ましい。

大臣認定制度、個別指定制度を活用して建設汚泥処理土を工事間利用する際には、中間処理により得られる処理物の性状とともに最終的な再生利用が有用かつ確実であることの確認が認定・指定に当たっての重要な要件とされていることから、環境省担当部局・都道府県等環境部局から申請者に対して求めがある場合には、発注者は5.(2)で取り交わすこととした「工事間利用調整が完了した旨の文書」の写しの提出により協力すること。

「建設汚泥再生利用ガイドライン」より

(2) 個別指定の基準

再生活業者に関する個別指定の基準には、以下に示すようなものがある。

- ・施設および申請者の能力が産業廃棄物処分業の許可の基準（廃棄物処理法施行規則第10条の5各号）に適合すること。
- ・対象産業廃棄物の大部分が再生の用に供されること。
- ・排出事業者から再生活用に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみ

を受け取るなど、再生活用が営利を目的としたものでないこと。

なお、詳細は、平成6年厚生省通知衛産第42号を参照のこと。

ただし、個別指定は都道府県知事等が行うものであるため、自治体によっては厚生省通知の指定基準以外の条件が定められている場合がある。

また、環境省は「建設汚泥再生利用制度の運用における考え方について」(平成18年7月4日産業廃棄物課長通知)の中で、技術的な助言として個別指定制度の考え方を示している。その概要は次のとおり。(詳細については参考編を参照のこと。)

1) 指定の範囲

指定の対象となる範囲については、一般的には建設汚泥の発生から建設汚泥処理物が再生利用に供される場所へ搬入されるまでの一連の範囲である。

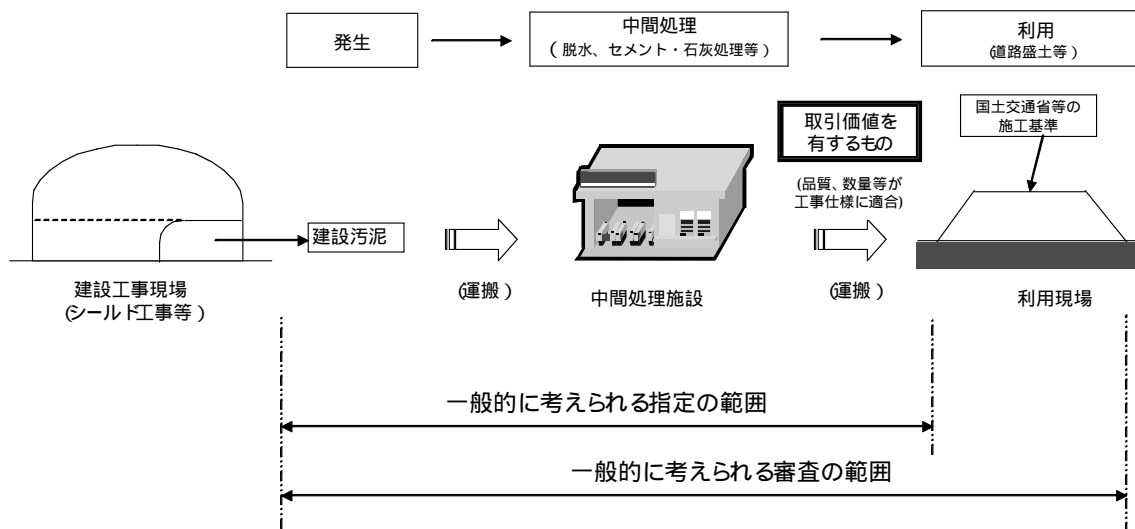


図2-3-1 一般的な個別指定の範囲と審査の範囲

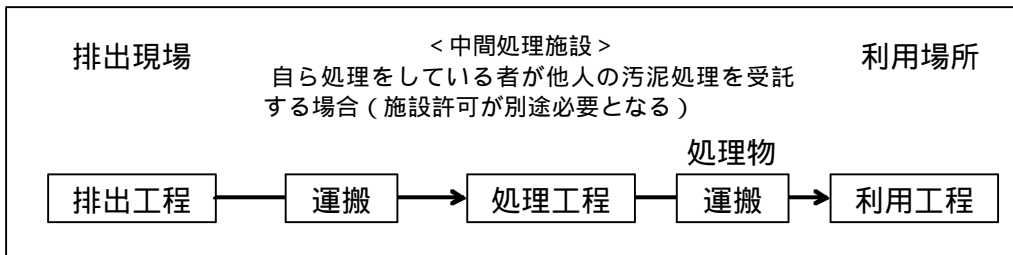
2) 指定を受ける者

指定を受ける者は、指定に係る建設汚泥又は建設汚泥処理物の収集・運搬又は中間処理を行なう者である。

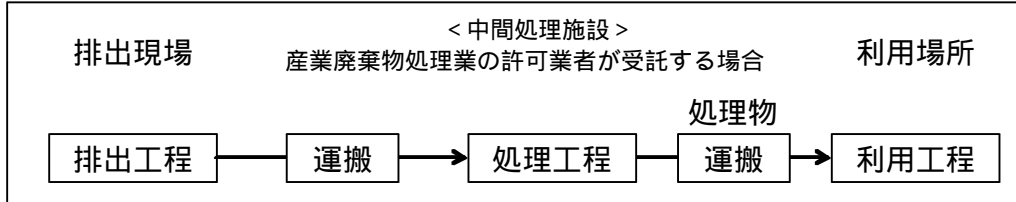
3) 指定に係る関係者の組み合わせ

想定される組み合わせとしては、指定制度の趣旨に鑑みると下記の4つのパターンのうち、パターン1 - 、2及び3が基本である。しかしながら実際には建設汚泥の特殊性からパターン1 - の需要が高いものと考えられる。この場合道知事等から法第14条第1項及び第6項の許可を受けて、複数の排出事業者からの建設汚泥を受け入れていることが想定されるため、この指定に当たっては、指定対象外の建設汚泥とその区分ができる等の体制が必要である。

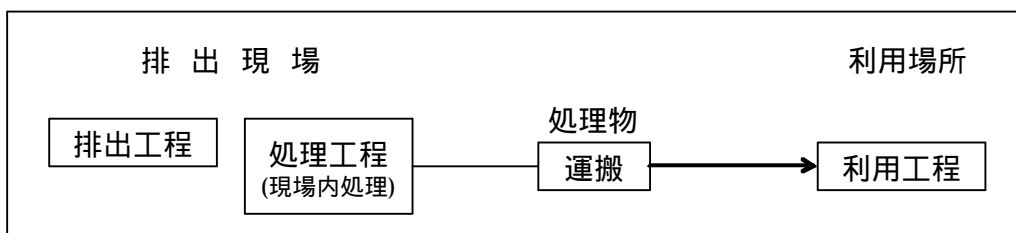
パターン1 -



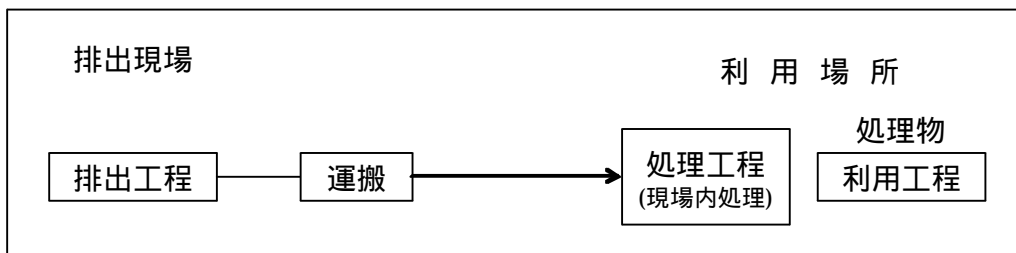
パターン1 -



パターン2



パターン3



4) 再生利用が確実であることについての確認

搬出・利用計画等

指定の審査時には、搬出・利用計画等において建設汚泥処理物が再生利用に供される場所へ確実に搬入されることを確認する必要があると考えられる。なお、そのことを確認する書類としては以下に示す書類等がある。

- ・再生利用の実施に関する排出側と利用側の確認書
- ・建設汚泥処理物を工事間で利用することを調整したこと（国土交通省では「利用調整会議」による調整等に相当）の確認書
- ・法令又は公的機関等により認可等された工事であることを証明する書類等
- ・再生利用計画が反映された工事発注仕様書又は再生利用促進計画書
- ・その他、事前協議文章等、再生利用の実施を確認できる行政書類

建設汚泥処理物の利用用途及び品質

指定の審査時には、建設汚泥処理物の品質が、国土交通省等によって定められた利用用途ごとの設計・施工基準等の品質基準に適合していることを確認する必要がある。

建設汚泥の処理工程

指定の審査時には、建設汚泥処理物の品質を確保するための処理技術が採用され、かつ処理工程の管理がなされていることを確認する必要がある。なお、確認すべき事項としては以下に示す事項等が考えられる。

審査時

- ・建設汚泥の発生量見込みが適切であるか
- ・施設は、建設汚泥の計画処理量に見合った処理能力を有しているか。
- ・要求される建設汚泥処理物の品質を確保できる設備であるか（試験等で実証されているか）
- ・固化材等を添加する場合には品質及び添加量等が適切か（試験等で実証されているか）
- ・施設は、振動、悪臭等の生活環境保全上の支障の生じるおそれがないか
- ・建設汚泥及び建設汚泥処理物のストックヤードは十分か
- ・ストックヤードには飛散、降雨による流出等の防止対策が施されているか
- ・施設の運転体制が整えられているか
- ・建設汚泥の処理量、固化材等の購入量及び添加量、建設汚泥処理物の発生量等の運転記録を管理できる体制が整えられているか

運用時

- ・申請された施設、ストックヤード等が現実に申請どおりに設置されているか
- ・振動、悪臭等の生活環境保全上の支障が生じていないか
- ・適切な運転管理がなされているか

建設汚泥及び建設汚泥処理物の運搬管理体制

指定の審査時には、建設汚泥及び建設汚泥処理物について、確実な運搬管理体制が整えられていることを確認する必要がある。なお、運搬管理の方法としては以下に示す方法等がある。

- ・ 処理工程からの排出時及び利用先への搬入時に処理物の品質を確認し、その品質確認結果をもって利用先に確実に運搬されたことの確認
- ・ 運搬計画又は搬出入管理伝票等による運搬管理

施工計画

指定の申請時に具体的な施工計画を提出させることが望ましいが、建設工事では利用工事の具体的な施工計画の決定は、指定後になる可能性があることから、必要に応じ施工計画が決定され次第、利用工事の発注者又は施工業者から、これを道知事等に提出するよう取り決める必要がある。

工事開始後は、必要に応じて利用側の発注者等に対して、写真等の記録により計画どおりに建設汚泥処理物が利用されていることを確認する必要がある。

建設汚泥処理物の保管

指定の審査時には、建設汚泥処理物について、適切な保管体制が整えられていることを確認する必要がある。なお、適切な保管体制を確認するために、以下に示す事項等について確認する必要があると考えられる。

- ・ 建設汚泥処理物の保管場所が、中間処理を行う場所、再生利用の場所に鑑みて適正といえるか。
- ・ 建設汚泥処理物の保管期間と利用計画の整合が取れているか。
- ・ 建設汚泥処理物の保管方法は適切か（飛散・流出等の防止対策が施されているか、保管高さが適当か等。）
- ・ 保管のための管理体制が示されているか（保管管理責任者の設置等。等）

2.3.2 再生利用認定制度（大臣認定制度）

再生利用認定制度（大臣認定制度）とは、再生利用者（排出側工事元請施工者、中間処理業者または利用側工事元請施工者）が環境大臣に申請し、環境大臣が環境省令（施行規則）、告示に定められた基準に従い審査し、基準に適合している場合に認定するものである。

認定を受けた者は、許可を受けずに廃棄物の収集運搬、処分（改質行為）を業として行うことができ、また当該廃棄物処理施設を設置することができる。

【解説】

再生利用認定制度（大臣認定制度）は、平成9年の廃棄物処理法の改正により新たに創設された制度（廃棄物処理法第15条の4の2「産業廃棄物の再生利用に係る特例」）であり、現在のところその適用は、河川法に規定する高規格堤防（以下、「スーパー堤防」という。）の築造材に利用する場合に限定されている。

本制度は、再生利用の認定を受けようとする者（再生処理する者）が環境大臣に申請し、環境大臣が環境省令（施行規則）および告示に定められた基準に従い審査し、基準に適合している場合に認定するものである。認定を受ける者には発生工事元請施工者、中間処理業者または利用工事元請施工者の3つの場合がある。

本制度において「再生利用」とは、対象となる産業廃棄物を改質する行為を指す。なお、改質したものは「再生品」と称される。本制度の認定を受けた場合は、個別指定制度による再生利用と比較して、以下のように条件が緩和される。

- ・ 運搬、処分の業の許可に加え、処理施設の設置許可が不要（ただし、環境省令に定められた基準に適合している処理施設であるか否かが審査される）。
- ・ 都道府県境を越えた利用が可能

本制度が適用される主な条件は以下のとおりである。

- ・ 対象となる建設汚泥：シールド工法もしくは開削工法を用いた掘削工事、杭基礎工法、ケーソン基礎工法もしくは連続地中壁工法に伴う掘削工事または地盤改良工法を用いた工事に伴って生じた無機性のもの。
- ・ 利用場所および用途：スーパー堤防の築造材（地表から1.5 m以上の深さの部分に用いられるものに限る）として用いる。
- ・ 有害物等：有害物の溶出基準値は、土壤環境基準と同様。ただし、試験方法は、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第13号）によることとなっている。
- ・ 強度：コーン指数が400 kN/m²以上または一軸圧縮強さが100 kN/m²以上。
これは、高規格堤防の盛土材として必要な強度として決定されたものである。
- ・ その他：スーパー堤防の築造材として必要な品質。

なお、平成19年3月時点では、北海道内ではスーパー堤防が指定されていないため再生利用認定制度を活用できる状況にない。

2.4 有償譲渡

「有償譲渡」とは、占有者が取引者へ建設汚泥またはそれを処理したものを渡し、占有者が取引者より売却代金を受け取ることを行う。ただし形式的、脱法的な「有償譲渡」（売却代金の他に高額な運搬費を設定し、購入者側が結果的に利益を得るような場合など）は廃棄物の『処理』と取り扱われ、廃棄物処理法違反となる場合がある。また「有償譲渡」できる有価物と称して、売却先の決定していないものをストックヤードに貯蔵（仮置き）してはならない。

「有償譲渡」による建設工事での建設汚泥処理土の利用には、以下の2つの場合がある。なお、有償譲渡できる物とは、「自ら利用」の場合と同様、その利用用途に応じた適正な品質を有するものである。

(1) 一般的な資材として販売されているものを購入し利用する場合

- ・設計図書に示された要求品質を満足することを確認して購入する。

(2) 工事間で利用する場合

- ・販売者は購入者と協議し、適用用途標準に基づき建設汚泥を適切に処理し、要求品質を確保する。
- ・購入者は、設計図書に基づく要求品質を販売者に伝達する。
- ・販売者は品質の検査を行い、その処理方法および品質検査実績等を明示した書面を作成し、購入者に報告する。

【解説】

「有償譲渡」とは、建設汚泥処理物を他人に有償にて譲渡する行為である。

総論編「1.6.3 廃棄物としての取扱い」および制度編「2.1 建設汚泥の再生利用方法」に示したとおり、「有償譲渡」されるものは廃棄物ではないので、廃棄物処理法の適用を受けないこととなる。ただし、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領が無いこと、当該譲渡価格が競合する資材の価格や運送費等の諸経費を勘案しても営利活動として合理的な額であること等、その譲渡行為が経済合理性に基づいた適正な対価によるものであることが必要とされているので、十分に留意すること。

建設汚泥再生品を建設汚泥処理土として再生利用する場合、競合相手である建設発生土を利用する側は無償で引き取っているのが現状であるため、有償譲渡による再生利用については極めて限定的なものになると考えられる。そこで「有償譲渡」の対象となるのは、建設資材として一般的に市場性のある「製品」に限られるものと思われる。

廃棄物該当性判断指針では、建設資材として市場性が一般的に認められる建設汚泥再生品の利用方法の例として 焼成処理や高度安定処理したドレン材、 焼成処理や高度安定処理した路盤材、 スラリー化安定処理土、 焼成処理したレンガやブロック等が挙げられている。この他に、建設資材として市場性のある建設汚泥再生品としては、焼成処理した軽量骨材が考えられる。

2.5 産業廃棄物処理業

産業廃棄物の収集運搬又は処分を業として行おうとする者は、道知事等の許可を受けなければならない。また、許可取得後は、廃棄物処理法に基づく処理基準を遵守しなければならない。

【解説】

(1) 産業廃棄物処理業の許可

産業廃棄物の収集運搬又は処分を業として行おうとする者は、それぞれの業の許可を管轄区域の道知事等から受けなければならない。ただし、排出者が自ら運搬又は処分を行う場合等は許可が不要である。

産業廃棄物処理業の許可は、以下のように区分されている。

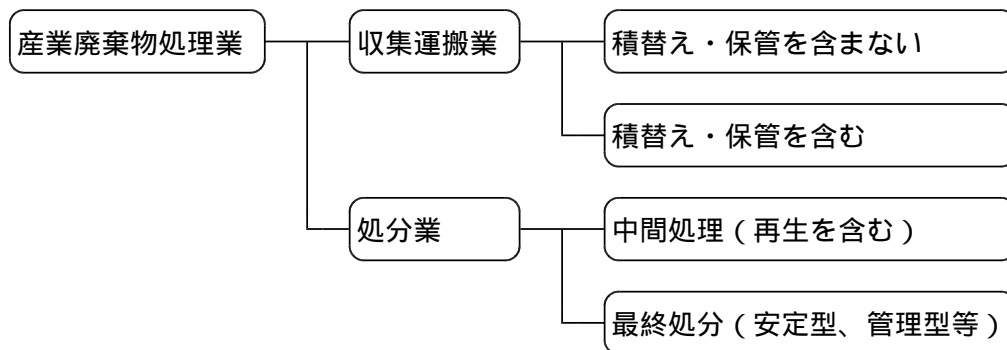


図 2.5.1 産業廃棄物処理業の区分

(2) 事業の範囲

許可証には収集運搬業については、取り扱うことができる産業廃棄物の種類及び積替え・保管を含むか含まないかの区別、また、処分業については、処分方法ごとに区分して取り扱うことができる産業廃棄物の種類等の「事業の範囲」が記載されている。

廃棄物処理法では、許可証に記載されている「事業の範囲」以外の事業を行うことはできないので、その範囲を変更するためには、産業廃棄物処理業の事業範囲の変更許可を受ける必要がある。

また、許可を受けていない種類の産業廃棄物の処理を行った場合には、廃棄物処理法に基づき「無許可変更」として罰せられる。

(3) 許可の申請と許可の有効期限

産業廃棄物処理業の許可申請には、産業廃棄物の収集運搬業又は処分業のそれぞれについて、新規許可申請、事業範囲の変更許可申請、更新許可申請の3種類がある。

なお、申請に際しては法第14条第5項及び法第14条第10項に規定する許可基準に適合していることが必要である。

また、許可の有効期限は、許可日から5年間となっており、許可期限を経過すると許可が失効するので、許可期間後も引き続き業を行う場合には、許可期限までに更新許可申請を行わなければならない。

(4) 処理業者の責務

産業廃棄物の処理業者は、廃棄物処理法に基づき以下の事項を遵守しなければならない。

1) 処理基準(法第14条第12項)

産業廃棄物の運搬、処分及び保管を行う場合は、法で定める産業廃棄物処理基準に従わなければならない。

2) 再委託の禁止(法第14条第14項)

排出事業者から受託した産業廃棄物の収集運搬又は処分を他人に再委託することは、原則として禁止されている。

3) 帳簿の備え付け、記載及び保存(法第14条第15項)

事業場ごとに帳簿を備え、処理した産業廃棄物の種類ごとに、法で定められた事項を記載しなければならない。また、帳簿は毎月末までに、前月中における事項について記載を終了するとともに、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場別に保存しなければならない。

4) 変更(廃止)の届出(法第14条の2第3項)

許可取得後、法で定められた事項に変更を生じた場合には、速やかに(変更があった日から10日以内)変更届を提出しなければならない。また、事業を廃止した場合には、廃止届を提出するとともに許可証を返却しなければならない。

5) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)に関する責務(法第12条の3)

産業廃棄物の処理にあたり、排出事業者が交付する産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しを回付、送付、保存などを行わなければならない。

6) 名義貸しの禁止(法第14条の3の3)

産業廃棄物処理業者は、自己の名義をもって、他人に産業廃棄物の収集運搬又は処分を業として行わせてはならない。

7) その他

上記以外にも、廃棄物処理法等の関連法令を遵守し、関係行政庁の処分又は指導に従う必要がある。処理業者が廃棄物処理法若しくはこれに基づく処分に違反したとき、又は法第14条第5項第2号イからハ(欠格事項)に該当するに至ったときには、その許可を取り消され、法第25条~34条に規定されている罰則を科せられることがある。

- 3 . 1 建設汚泥再生利用の手順
- 3 . 2 個別指定の手続
- 3 . 3 処理施設設置の申請手続
- 3 . 4 環境部局一覧等

3.1 建設汚泥再生利用の手順

排出側工事及び利用側工事における関係者は、建設汚泥の発生抑制及び発生した建設汚泥の適切な再生利用に関して、それぞれの立場に応じた役割を果たす必要がある。

【解説】

建設汚泥の発生抑制の検討から、記録の保管までの一連の流れを次の三段階に分類して解説する。

- A 企画・設計段階
- B 施工計画段階
- C 施工段階

なお、関係者は次のように想定した。

- a 排出側工事の発注者・設計者
- b 利用側工事の発注者・設計者
- c 排出側工事の元請業者
- d 利用側工事の元請業者

この他に再資源化を行う廃棄物処理業者、道等の環境部局などが関係者として想定されるが、本マニュアルでは特に取り扱わない。

建設リサイクルガイドラインに基づく建設汚泥の再生利用を進めるための手順と各段階における関係者の役割を表3.1.1及び図3.1.1に示す。

表3.1.1 再生利用の手順と関係者の役割

実施段階	関係者	排出側工事	利用側工事
A 企画・設計 (3.1.1)	発注者 設計者	A-1) 建設汚泥の発生抑制の検討	A-2) 再資源化された建設汚泥の利用の検討
		A-3) 建設汚泥の再生利用に関する情報交換	
		A-4) 再生利用方法の検討	
		A-5) リサイクル計画書の作成	
		A-6) リサイクル計画書に基づく発注	
B 施工計画 (3.1.2)	発注者	B-1) 発注者による利用促進計画・利用計画書作成の指示と内容の確認	
	元請施工者	B-2) 元請施工者による利用促進計画書・利用計画書の作成と提出	
		B-3) 元請施工者による再生利用のための必要な手続きの実施	
C 施工 (3.1.3)	発注者	C-1) 発注者による施工段階における監督	
		C-2) 発注者による終了時における確認と記録の保管	
	元請施工者	C-3) 元請施工者による施工段階における管理	
		C-4) 元請施工者による再生利用結果の報告と記録の保管	

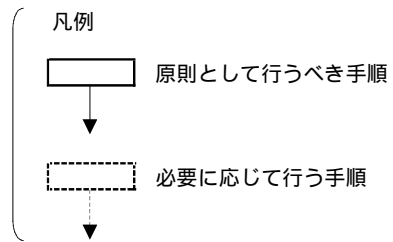
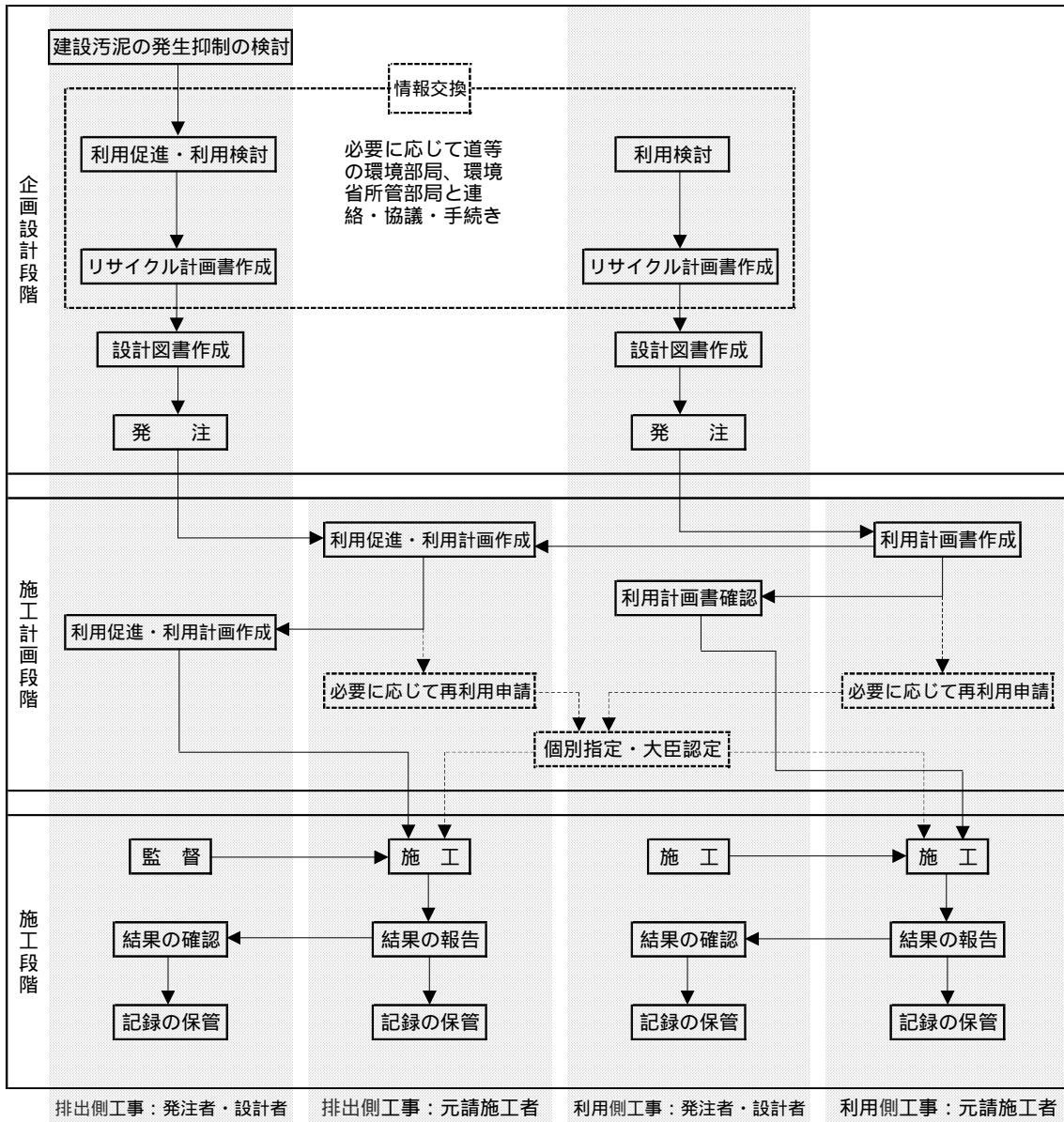


図 3 . 1 . 1 再生利用の手順と関係者の役割

3.1.1 企画・設計段階

企画・設計段階において、排出側工事の発注者・設計者は、建設汚泥の発生抑制を考慮した設計および工法の選定に努める必要がある。

利用側工事の発注者・設計者は、建設汚泥再生品の利用が可能な場合には、その利用を検討することが望ましい。

また、発生する建設汚泥に関して、排出側工事および利用側工事の発注者・設計者は、再生利用のための情報を提供、収集、検討し、適切なりサイクル計画書を作成し、この計画書に基づいて発注を行う必要がある。

【解説】

(1) 建設汚泥の発生抑制の検討

排出側工事の発注者・設計者は、建設汚泥の発生抑制を考慮した設計および工法の選定に努める必要がある。

(2) 建設汚泥再生品の利用の検討

建設汚泥再生品は、土質材料等の建設資材として種々の用途での利用が可能である。

これらの用途に関連する工事を行う場合は、建設汚泥再生品の利用を検討し、可能な場合には利用を考慮した設計に努めることが望ましい。

(3) 建設汚泥の再生利用に関する情報交換(建設発生土情報交換システムの活用)

排出側工事・利用側工事の発注者・設計者は建設汚泥の適切な再生利用を進めるために、建設発生土情報交換システム等を活用し、排出側工事、利用側工事および再資源化施設の間で発生、処理および利用に関して十分な情報の交換を行うよう努める必要がある。交換する主な情報交換の内容を表3.1.2に示す。

表3.1.2 企画・設計段階における主な情報交換の内容

排出側工事	利用側工事	再資源化施設
<ul style="list-style-type: none"> ・発生場所 ・掘削地盤の土質 ・掘削工法 ・建設汚泥の発生量と時期 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用場所 ・利用用途と要求品質 ・利用量と時期 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再資源化施設の場所 ・処理方法と処理費用 ・処理能力 ・販売される処理土の品質、価格及び供給量 <p style="text-align: right;">等</p>

(4) 再生利用方法の検討

排出側工事・利用側工事の発注者・設計者は、情報交換等から得られた情報をもとに、建設汚泥の再生利用方法を検討する。

排出側工事の発注者・設計者は、発生する建設汚泥の性状、発生量等について検討し、建設汚泥の処理に関して、現場内処理あるいは現場外の再資源化施設の活用の可能性を検討する。

1) 「自ら利用」を行う場合

「自ら利用」を行う排出側工事の発注者・設計者は、再資源化の方法および利用にあたっての生活環境保全対策を十分検討の上、必要に応じて道等の環境部局に確認する。

2) 工事間で利用しようとする場合

排出側工事の発注者・設計者と利用側工事の発注者・設計者は、連携して、利用場所、用途、再資源化方法、再資源化された建設汚泥の品質、利用量、生活環境保全対策を十分に検討する。

「有償譲渡」による場合は必要に応じて道等の所管部局に連絡する。

「個別指定制度」による場合は、排出側工事の発注者は工事発注前のできる限り早い段階から、道等の所管部局に連絡等を行う。

「再生利用認定制度」による場合は、排出側工事の発注者は工事発注前のできる限り早い段階から、環境省の地方環境事務所へ連絡する。(なお、この制度はスーパー堤防が対象となっているため、平成 19 年 3 月時点ではこの制度を活用できる状況にない。)

3) 現場外の再資源化施設を活用する場合

再資源化施設で再資源化された建設汚泥を「有償譲渡」により購入して利用する場合、利用工事の発注者・設計者は、品質および安全性に関する情報を入手し、利用場所、用途、利用量および生活環境保全対策を十分に検討する。

排出側工事の発注者・設計者は、工事現場周辺で製品化处理が可能な再資源化施設の存在を調査し、建設汚泥の委託処理を検討する。

4) スtockヤードの活用

Stockヤードの機能と設置者

Stockヤードには以下のような機能があり、建設発生土と同様にStockヤードを確保することは建設汚泥の再生利用促進に有効である。

- ・利用時期、量の調整
- ・処理のための事前Stockおよび養生

また、Stockヤードの設置者としては、排出側工事の発注者、元請施工者、利用側工事の発注者、元請施工者、中間処理(再資源化)業者等が考えられる。

廃棄物の保管と有用物の貯蔵(仮置き)

Stockヤードで保管等を行う方法には次のものがある。

- a 廃棄物処理法に基づく保管方法
 - ・排出事業者が現場内または外で保管する方法
 - ・収集運搬業者が保管する方法

- ・ 中間処理業者が中間処理の前と後で保管する方法
- b 有用物の貯蔵（仮置き）方法
 - ・ 再資源化（中間処理）業者が建設汚泥を改質して有用物にし貯蔵（仮置き）する方法

産業廃棄物である建設汚泥の保管には、廃棄物処理法の処理基準（産業廃棄物保管基準）が適用されるので、これを遵守する必要がある。

一方、有用物は廃棄物処理法の対象外であるので、その貯蔵（仮置き）には廃棄物処理法は適用されない。

したがって、「自ら利用」または「有償譲渡」により建設汚泥を再生利用する場合、改質等を行い、有用物（有価物たる性状を有する物）とした建設汚泥の貯蔵（仮置き）には、廃棄物処理法は適用されない。ただし、改質等を行う前の建設汚泥の保管には、廃棄物処理法が適用される。

また、法の適用を逃れることを目的に、「有償譲渡」できる有価物と称して、売却先の決定していないものをストックヤードに貯蔵（仮置き）してはならない。

廃棄物処理法以外の法規制等

ストックヤードの設置・運営に関して規制を受けると思われる代表的な施設と規模を表3.1.3に示す。法規制を受ける設備は、届出・建築確認の取得など必要な手続きを行わなければならない。

なお、表に示す項目以外に、自治体によっては残土条例により規制される場合があるので、注意を要する。

その他、周辺の状態等に応じて、雨水の排水処理、騒音・振動防止対策等、生活環境の保全に配慮することが必要である。

表3.1.3 法規制を受ける代表的な施設と規模

対象	項目	適用法規		備考
		法律名	規模	
一般粉じん	ストックヤード	大気汚染防止法第18条 同施行令第3条別表第2	土石の堆積場の面積 1000㎡以上	一般粉じん発生施設の 設置の届出
	ベルトコンベヤ	同施行規則第10条	ベルト幅 75cm以上	同上
	ふるい		原動機の定格出力 15kW以上	同上
騒音・振動	ふるい	騒音規制法第6条同施行令第1条別表1	原動機の定格出力 7.5kW以上	特定施設の設置の届出
	送風機	同施行規則第11条	原動機の定格出力 7.5kW以上	同上
事務所等		建築基準法	都市計画法に基づく 用途地域等による	建築確認

(5) リサイクル計画書の作成

排出側工事・利用側工事の発注者・設計者は、前記の検討結果をもとに、建設リサイクルガイドラインに基づきリサイクル計画書を作成する。

(6) リサイクル計画書に基づく発注

排出側工事・利用側工事の発注者は、リサイクル計画書の内容に基づき必要な事項を設計図書に明示し、発注する。

排出側工事・利用側工事の発注者は、発注に際して、再生利用のためのトータルコストを把握し、適正な費用を計上する。

3.1.2 施工計画段階

施工計画段階において、発注者（施工管理者を含む）は、元請施工者に設計図書により、利用促進計画書（排出側工事の場合）または利用計画書（排出側工事で「自ら利用」する場合および利用側工事の場合）の作成を指示し、その内容を確認する必要がある。

元請施工者は、設計図書に基づき利用促進計画書（発生工事の場合）および利用計画書（排出側工事で「自ら利用」する場合および利用側工事の場合）を作成し、発注者に提出するとともに、再生利用を進める上で必要な手続きを行う必要がある。

【解説】

（１）発注者による利用促進計画書・利用計画書作成の指示と内容の確認

排出側工事の発注者は、設計図書により建設リサイクルガイドラインに定められた再生資源利用促進計画書の作成を元請施工者に指示する。

利用側工事の発注者は、設計図書により建設リサイクルガイドラインに定められた再生資源利用計画書の作成を元請施工者に指示する。なお、発生現場内で「自ら利用」する場合も、同様に再生資源利用計画書の作成を指示する。

排出側工事・利用側工事の発注者は、元請施工者から提出された再生資源利用促進計画書または再生資源利用計画書に関して、設計図書に基づき適正かつ的確な計画であることを確認する。

なお、工事間利用を行なう場合においては、建設汚泥再生利用ガイドラインにより、排出側工事の発注者は利用側工事が決定した場合、当該利用側工事の発注者と受入にあたって協議・調整を行い、調整結果を文書にて取り交わす。

5. 具体的実施方針

（２）再生利用の促進

（略）

建設汚泥処理土として当該現場外で再生利用を図る場合には、発注者は「建設発生土等の有効利用に関する行動計画（平成15年10月3日国土交通事務次官通知）」に基づいて各地方建設副産物対策連絡協議会等毎に実施している「公共工事土量調査」の対象に当該工事を登録し、建設発生土と一体となってその利用側工事の確保に努めること。また、利用側工事の検索に当たっては、建設発生土情報交換システムの積極的な活用を図ること。

なお、利用側工事は必ずしも公共工事土量調査の範囲内に限定する必要は無いが、この場合には、

- ・再生利用場所が特定されているとともに、将来にわたってその管理者が明確であり、責任を問うことができる（民間公益企業等）こと
- ・再生品を使用した施工管理が十分に行えるような体制が整っていること
- ・当該工事が関係法令に従って適正に実施されることが確実であること
- ・受入に際して処理料金に相当する金品の受領がないこと

といった要件を満たすことが確認できるものにする。

発注者は、利用側工事が決定した場合、当該利用側工事の発注者と受入に当たっての品質およびその確認方法、時期等の条件について速やかに協議・調整を行い、調整が完了した旨を文書にて取り交わすこと。また、費用については、利用側工事の求める品質等を満足させるために必要な改良費用および利用側工事現場までの運搬費用を排出側工事が負担することを基本に排出側工事の発注者と利用側工事の発注者の間で個別に協議、決定すること

「建設汚泥再生利用ガイドライン」より

(2) 元請施工者による利用促進計画書・利用計画書の作成と提出

排出側工事・利用側工事の元請施工者は、発注者の指示を受け、設計図書に基づき建設リサイクルガイドラインに定められた再生資源利用促進計画書あるいは再生資源利用計画書を発注者に提出する。

なお、工事間利用の場合は、排出側工事および利用側工事の元請施工者の間で十分な連絡・調整を行い、施工計画をたてて再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書を作成する。

主な連絡・調整の内容を表3.1.4に示す。

再資源化された建設汚泥を再資源化施設から購入して利用しようとする場合、利用側工事の元請施工者は処理土の品質および安全性を確認する。

表3.1.4 施工計画段階における主な連絡・調整の内容

排出側工事からの情報	利用側工事からの情報
発生場所 発生時期と発生量 処理方法と処理土の品質 (物理的品質と安全性等) 運搬方法 等	利用場所 利用時期と利用量 利用用途と処理土に対する要求品質 ストックヤード等の受け入れの条件 等

- 1: 処理土の安全性に関する情報には、建設汚泥の土壌環境に対する適合性、作泥材や処理のための凝集剤、改良材等の種類と量、処理土の安全性に関する試験結果等がある。
- 2: スtockヤードの情報については発生工事からの情報となる場合もある。

「自ら利用」を行なう場合には、適正な再生利用を図るため、建設汚泥再生利用ガイドラインに定められている「利用計画書」を作成し実施状況を記録する。なお、「自ら利用」を行なう場合、道等環境部局に提出書類の有無等に関する確認を行なうこと。(札幌市においては事業計画書、旭川市においては利用計画の提出義務がある。)

6. 再生利用に当たっての手続き等

(1) 自ら利用について

(略)

自ら利用を行う際には、都道府県等環境部局への届出等の手続きは不要であるが、より適正な再生利用を図る観点から、元請業者に処理方法、利用用途等を記載し

た「利用計画書」を工事着手前に作成させるとともに、その実施状況を記録させること。これら書類は、排出側工事・利用側工事双方の発注者から確認を受けるとともに、適正処理を確認する観点から都道府県等環境部局からの求めがあればこれを提示すること。

「建設汚泥再生利用ガイドライン」より

(3) 元請業者による再生利用のための必要な手続きの実施

排出側工事・利用側工事の元請施工者は、発注者の承認のもとに必要な手続きを行う。建設汚泥の再生利用を行うための手続きには以下のものがある。

1) 「自ら利用」により再生利用する場合

発生側工事の元請施工者は、必要に応じて道等の所管部局に確認する。また、施設の種類および規模に応じて処理施設設置許可の申請手続きを行う。発注者の指示を受け、利用用途等を記載した「利用計画書」を工事着手前に作成する。

2) 工事間において「有償譲渡」により再生利用する場合

発生側工事の元請施工者は、必要に応じて道等の所管部局に連絡する。また、施設の種類および規模に応じて処理施設設置許可の申請手続きを行う。

3) 「個別指定制度」により再生利用する場合

排出側工事の元請施工者が主体的に、道等の所管部局と協議し、道知事等に再生利用の申請手続きを行う。道等環境部局から申請者に対して求めがある場合には、「工事間利用調整が完了した旨の文書」の写しの提出により協力する。

また、施設の種類および規模に応じて処理施設設置許可の申請手続きを行う。

4) 「再生利用認定制度」により再生利用する場合

排出側・利用側工事の元請施工者および廃棄物処理業者は環境省の北海道地方環境事務所と協議し、環境大臣に再生利用の申請手続きを行う。北海道地方環境事務所から申請者に対して求めがある場合には、「工事間利用調整が完了した旨の文書」の写しの提出により協力する。

5) 現場外の再資源化施設を利用する場合

建設汚泥の再資源化を現場外の再資源化施設（中間処理施設）に委託する場合、排出側の元請施工者は委託先の産業廃棄物処理業者の許可の条件を確認し、書面により委託契約を結ばなければならない。

3.1.3 施工段階

施工段階において、排出側工事、利用側工事の元請施工者は、建設汚泥の再生利用が適正かつ的確に行われるよう施工管理を行い、発注者（施工管理者を含む）はこれを監督する必要がある。

また、終了時には、排出側工事、利用側工事の発注者は再生利用の結果を確認し、記録を保管する必要がある。

【解説】

（１）発注者による施工段階における監督

排出側工事・利用側工事の発注者は、工事現場における責任者を明確にし、発注者と元請施工者の協力体制を整備するとともに、工事中は適正かつ的確な再生利用が行われるよう監督する。

排出側工事・利用側工事の発注者は、処理土の品質、安全性等に関して元請施工者に定期的に報告させ、これを確認する。

（２）発注者による終了時における確認と記録の保管

排出側工事・利用側工事の発注者は、元請施工者に「建設リサイクルガイドライン」に定められた再生資源利用促進実施書または再生資源利用実施書により、再生利用の結果を報告させ、適正かつ的確な再生利用が行われたことを確認し記録を保管する。

（３）元請施工者による施工段階における管理

排出側工事・利用側工事の元請施工者は、建設副産物対策の責任者を明確にするとともに、発注者と元請施工者、下請施工者および処理業者の協力体制を整備し、適正かつ的確な再生利用が行われるよう管理を行う。

工事間で再生利用する場合、排出側工事・利用側工事の元請施工者は処理土の品質および安全性等を定期的に確認し、発注者に報告する。

１）工事間で利用する場合

排出側工事・利用側工事の元請施工者は、建設汚泥を委託処理せず産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付が義務づけられていない場合であっても、処理土の搬出・搬入等の流れを伝票（リサイクル伝票）により管理する必要がある。

２）再資源化施設から購入して利用する場合

利用側工事の元請施工者は、購入する資材の品質および安全性を定期的に確認する。

３）委託処理を行う場合

排出側工事の元請施工者は、建設汚泥を委託処理を行う場合、その搬出にあたっては産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し適正な管理を行う。自ら利用、再生利用制度を活用した場合にはマニフェストの交付が不要とされているが、適正処理の確認のため建設汚泥再生利用ガイドラインに基づき「建設汚泥の再生利用に関する実施要領」に定めた伝票を作成すること。

7. 適正処理の確認

発生した建設汚泥が適正に再生利用、最終処分されたかについて、元請業者に廃棄物処理法の規定によるマニフェスト（電子マニフェストを含む）を確認させるとともに、発注者に提示させること。

また、自ら利用、再生利用制度を活用した場合にはマニフェストの交付が不要とされているが、中間処理や収集運搬を他者に委託する場合には最終的な搬出先、運搬量等を記載した伝票を元請業者に作成させ、発注者にこれを提示させること。

（略）

「建設汚泥再生利用ガイドライン」より

（４）再生利用結果の報告と記録の保管

排出側工事・利用側工事の元請施工者は、工事終了時に「建設リサイクルガイドライン」に定められた再生資源利用促進実施書または再生資源利用実施書により、再生利用の結果を発注者に報告し、記録を保管する。

また、発注者の指示により、発生した建設汚泥を最終的にどのように再生利用、最終処分等したかを記載した書類し、元請業者と中間処理・収集運搬を委託した業者との契約書の写しと合わせて発注者に提出する。

(2) 個別指定制度の手続の詳細

個別指定に関する申請等については道等ごとに規則を定めることとされている。

このため、申請者（再生活用業者）も民間建設業者（利用側工事の元請施工者）の場合と利用側工事発注者の場合とがあるなど、道等によって異なっている。しかしながら、排出側工事、利用側工事双方の発注者が利用に関する責任を持つことが、実質的に指定の条件の一つとなっている。したがって、書類上の申請者が元請施工者の場合であっても、利用側工事、排出側工事の発注者が連携し、道等の所管部局と事業計画の策定段階から情報交換を行っておくことが、手続を円滑に進める上でも望ましい。

再生利用個別指定制度の申請手続きの流れの参考例を図3.2.2に示す。

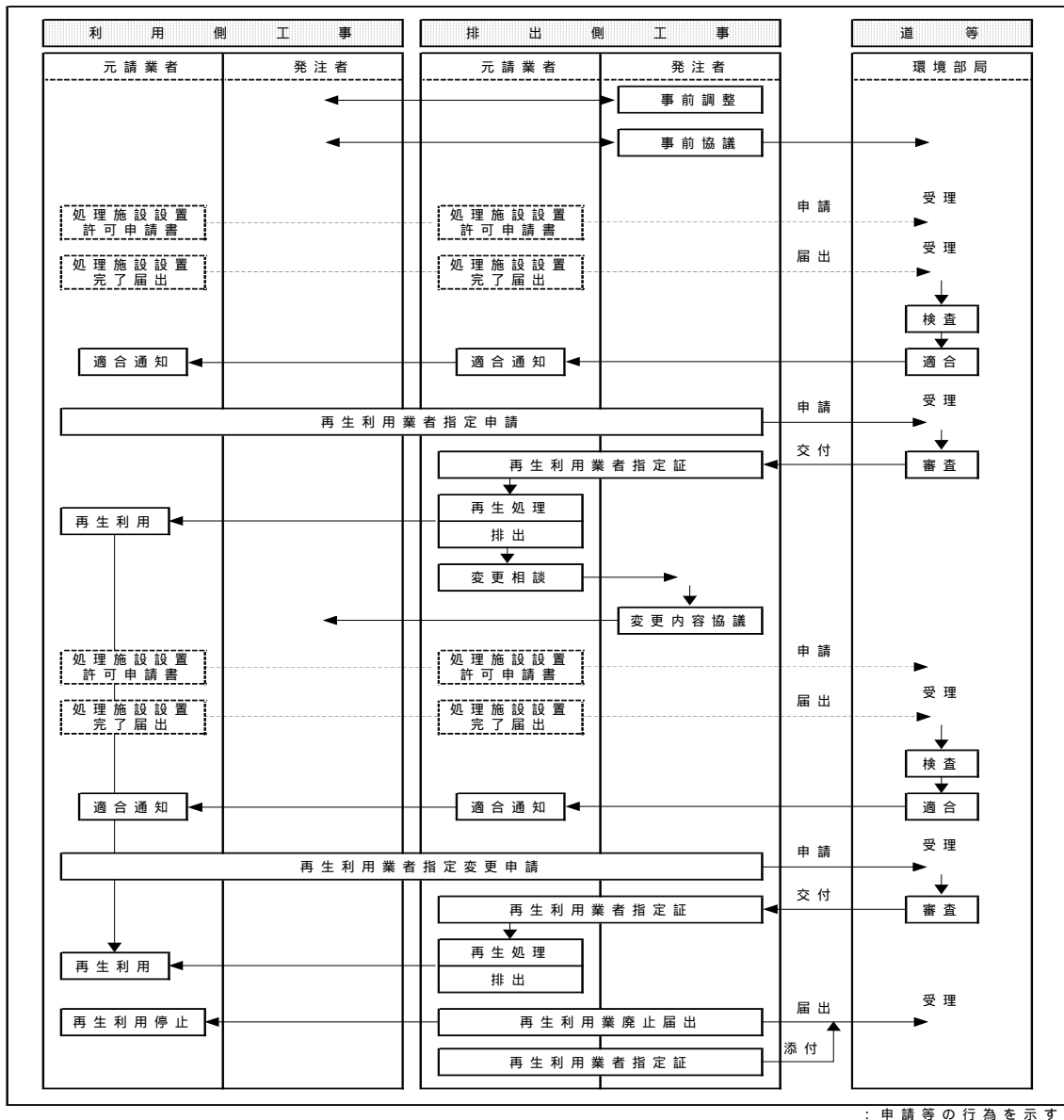
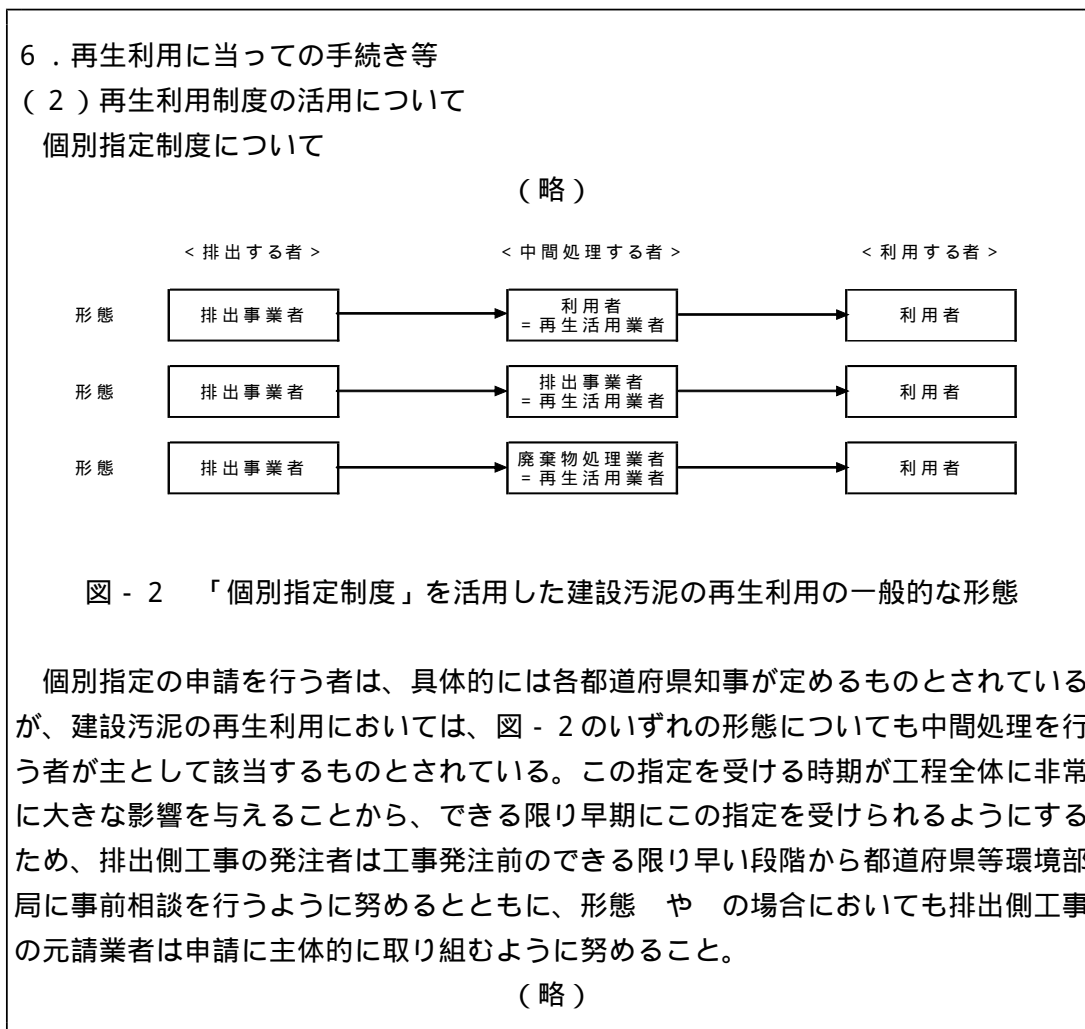


図3.2.2 個別指定制度の申請手続の流れの参考例

個別指定の申請を行なう者は、具体的には各道知事等が定めるものとされているが、建設汚泥の再生利用においては、出来る限り早期に指定を受けられるように、建設汚泥再生利用ガイドラインでは、排出側工事において積極的に取り組むことを求めている。



「建設汚泥再生利用ガイドライン」より

1) 事前調整

排出側及び利用側工事の発注者は、建設汚泥の適切な再生利用を進めるために、排出側工事、利用側工事及び再資源化施設の間で排出、利用及び処理に関して十分な情報交換を行う。

2) 事前協議

排出側工事及び利用側工事双方の発注者が建設汚泥の利用に責任を持つことが実質的に指定の条件の一つとなっていることから、道等の環境部局と事前協議を行うことが望ましい。(義務付けしている自治体もある)

3) 再生利用業指定申請

再生利用業の個別指定を受けようとするときは、再生利用個別指定業指定申請書に

よる申請を行わなければならない。

詳細は、平成6年厚生省通知衛産第42号に「個別指定の基準」、「個別指定の手続き」、「指定を受けた者の責務等」が示されているので参照のこと。ただし、「個別指定」は道知事等が行うものであり、道等によって独自の条件が定められている場合があるため、道等の環境部局との連携を密にする必要がある。

再生利用業指定の基準

個別指定は、「廃棄物処理法」に基づく産業廃棄物処理業の許可制度の例外となるものであることから知事・政令市長が審査を行い再生利用されることが確実であると認められる産業廃棄物について次の要件を満たしている場合であって、産業廃棄物処理業の許可を不要とすることが必要であり、かつ適当であると判断される場合に限って行う。

再生利用業を受けた者の責務

1. 都道府県知事の個別指定を受けた者又は一般指定に係る業者団体等（第3の2の同意を得た業者団体等）は指定に係る産業廃棄物（以下「指定産業廃棄物」という。）の処理計画、処理状況等について、毎事業年度開始前に事業計画書を、また、毎事業年度終了後3月以内に事業報告書を、それぞれ都道府県知事に対し提出しなければならない。
2. 再生輸送業者は運搬車その他の運搬施設に、また、再生活用業者は処理施設に、当該指定を受けたことを示す表示を行うこと。
3. その他都道府県知事が指定に際して付した条件を厳守すること。
4. 再生輸送業者としての指定を受けた者は指定産業廃棄物の収集若しくは運搬を業とする者として、また、再生活用業者としての指定を受けた者は指定産業廃棄物の処分を業とする者として、それぞれ廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年法令第300号）第6条の2第1号及び第2号に規定する他人の産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を業として行うことができる者に該当する。

指定を受けた者は、法第18条に規定する報告徴収及び第19条に規定する立入検査の規定が適用されること。

平成6年厚生省通知衛産第42号より

4) 再生利用業指定変更申請

「再生利用業者」が「個別指定」の事業範囲を変更しようとするときは、道知事等に当該指定の範囲の変更申請をしなければならない。詳細は、平成6年厚生省通知衛産第42号「再生利用個別指定業者に関する準則」を参照のこと。

5) 再生利用業廃止届出

「再生利用業者」が「個別指定」の事業範囲の全部若しくは一部を廃止するときは、再生利用個別指定業廃止届出に指定証を添えて届け出なければならない。詳細は、平成6年厚生省通知衛産第42号「再生利用個別指定業者に関する準則」を参照のこと。

3.3 処理施設設置の申請手続

建設汚泥を再生利用するための処理施設を設置するには、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可が必要な場合がある。一定の種類及び規模以上の再資源化施設を設置しようとするものは、廃棄物処理法に基づき道知事等の許可を受けなければならない。

【解説】

(1) 設置許可が必要な施設

建設汚泥を再生利用するための処理施設のうち、以下のものは、産業廃棄物処理施設(中間処理施設)として道知事等の施設設置許可が必要となる。

- ・ 汚泥の脱水施設：処理能力が10m³/日を超えるもの
- ・ 汚泥の乾燥施設：処理能力が10m³/日を超えるもの(天日乾燥は100m³/日)

- 注 1) 産業廃棄物処理施設の処理能力とは、当該施設に投入される前の時点における産業廃棄物の量である。
- 2) 1日当たりの処理能力とは、産業廃棄物処理施設が24時間稼働の場合にあっては、24時間の定格標準能力を意味し、それ以外の場合は実稼働時間における定格標準能力を意味する。ただし実稼働時間が1日当たり8時間に達しない場合には稼働時間を8時間とした場合の定格標準能力とする。

上記の再資源化施設を設置しようとする者は、廃棄物処理法に定めるところにより、道知事等の許可を得るとともに、廃棄物処理法に定める基準に従い、再資源化施設を設置し適切に維持管理しなければならない。なお、その再資源化施設設置及び維持管理に関する計画が当該施設に係る周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされていなければならない。また、再資源化施設はその規模により、廃棄物処理法以外に、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法等の関連法令に定められた基準に従わなければならない。詳細は、「建設廃棄物処理指針」8.2 中間処理施設を参照のこと。

なお、「『規制改革・民間開放推進3ヵ年計画』(平成16年3月19日閣議決定)において平成16年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について」(平成17年3月25日環境省産業廃棄物課長通知)(以下、「規制改革通知」という。)によれば、

当該脱水施設が、当該工場又は事業所内における生産工程本体から発生した汚水のみを処理するための水処理工程の一装置として組み込まれていること。

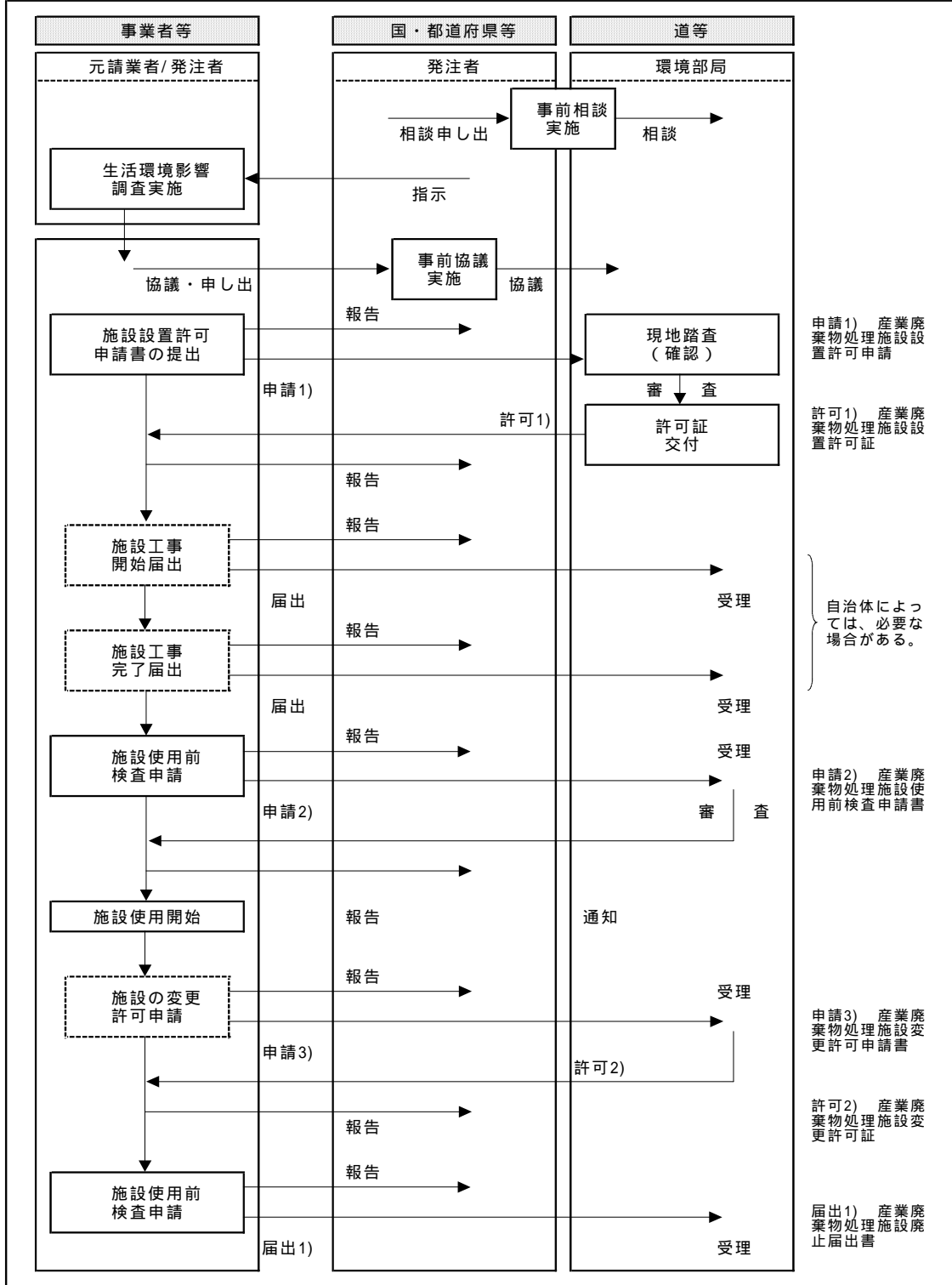
脱水後の脱離液が水処理施設に返送され脱水施設から直接放流されないこと、事故等により脱水施設から汚泥が流出した場合も水処理施設に返送され環境中に排出されないこと等により、当該脱水施設からの直接的な生活環境影響がほとんど想定されないこと。

当該脱水施設が水処理工程の一部として水処理施設と一体的に運転管理されていること。

の3つの要件をすべて満たす汚泥の脱水施設は、独立した施設ととらえ得るものとはみなされず、令第7条に規定する産業廃棄物処理施設に該当しないものとして取り扱うこととしている。

(2) 産業廃棄物処理施設設置の申請手続の全体の流れ

産業廃棄物処理施設設置の申請手続の流れの参考例を図3.3.1に示す。手続の流れについては、道等環境部局において、要綱などで独自の手続を定めている場合があるので、設置場所を所管する行政機関に相談することが重要である。



: 行為を示す

図3.3.1 産業廃棄物処理施設設置の申請手続の流れの参考例

1) 事前協議

産業廃棄物処理施設の設置許可取得には、期間を要する場合が多いので、企画・設計段階から、工事の発注者が建設汚泥の再生利用計画について道等の環境部局との間で、建設汚泥の再生利用先の工事計画情報を踏まえ、再資源化施設の設置に関する事項について事前協議を行う。

2) 生活環境影響調査実施

再資源化施設の設置にあつては、「廃棄物処理法」に定める生活環境影響調査を実施し、その結果を許可申請書に添付しなければならない。調査を行う事項は再資源化施設の稼働、建設汚泥の搬出入及び保管に伴って生じると考えられる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動又は悪臭に係る事項であり、施設の種類、規模等を勘案して必要な調査項目を選定することが必要である。詳細は平成 12 年衛産第 79 号「3.生活環境影響調査書」を参照のこと。

3) 産業廃棄物処理施設設置許可申請

元請業者は、産業廃棄物処理施設設置許可申請書に必要事項を記入し、再資源化施設を設置する所轄の知事または政令市長に申請を行う。詳細は平成 12 年衛産第 79 号「廃棄物処理施設設置許可の手続き」を参照のこと。

4) 産業廃棄物処理施設使用前検査申請

元請業者は、産業廃棄物処理施設使用前検査申請書に必要事項を記入し、施設を設置した所轄の知事または政令市長に關係図面等を添付して申請を行う。

5) 産業廃棄物処理施設変更許可申請書

元請業者は、産業廃棄物処理施設変更許可申請書に必要事項を記入し、再資源化施設の変更をうける所轄の知事または政令市長に申請を行う。

6) 産業廃棄物処理施設廃止届出

元請業者は、再資源化施設を設置した所轄の知事または政令市長に申請を行う。

3.4 環境部局一覧等

北海道内における廃棄物行政庁は、北海道、札幌市に加えて、政令で定める市の2市（函館市、旭川市）があり、合計で4行政庁となっている。また、これらの行政庁の他に環境省の北海道地方環境事務所が札幌に設置されている。

このため、建設汚泥の再生利用にあたっては、利用場所、処理場所等の行政区域に応じて、それぞれの環境部局等と協議を行なう必要がある。

【解説】

再生利用指定制度の窓口業務及び審査、産業廃棄物処理業許可や産業廃棄物処理施設設置許可などは、これらの4行政庁により行われており、建設汚泥の再生利用にあたっては、これらの環境部局と協議を行いながら進めていく必要がある。なお、北海道庁管轄地区において個別指定制度を申請する場合には各支庁が窓口となる。また、大臣認定制度を申請する場合は環境省北海道地方環境事務所が窓口となる。

表3.4.1 北海道地方における産業廃棄物担当行政窓口一覧

行政庁	廃棄物担当行政窓口	連絡先
環境省	北海道地方環境事務所	TEL 011-251-8700 FAX 011-219-7072
北海道	環境生活部環境局 循環型社会推進課廃棄物管理グループ 石狩支庁地域振興部環境生活課 渡島支庁地域振興部環境生活課 檜山支庁地域振興部環境生活課 後志支庁地域振興部環境生活課 空知支庁地域振興部環境生活課 上川支庁地域振興部環境生活課 留萌支庁地域振興部環境生活課 宗谷支庁地域振興部環境生活課 網走支庁地域振興部環境生活課 胆振支庁地域振興部環境生活課 日高支庁地域振興部環境生活課 十勝支庁地域振興部環境生活課 釧路支庁地域振興部環境生活課 根室支庁地域振興部環境生活課	TEL 011-231-4111(代) FAX 011-232-4970 TEL 011-204-5823 TEL 0138-47-9437 TEL 0139-52-6492 TEL 0136-23-1352 TEL 0126-20-0041 TEL 0166-46-5921 TEL 0164-42-8432 TEL 0162-33-2921 TEL 0152-41-0629 TEL 0143-24-9576 TEL 0146-22-9253 TEL 0155-26-8527 TEL 0154-43-9153 TEL 0153-24-6821
札幌市	環境局環境事業部事業廃棄物課産業廃棄物係	TEL 011-211-2927 FAX 011-218-5105
函館市	環境部廃棄物対策課排出指導係	TEL 0138-51-0740(代) FAX 0138-51-3498
旭川市	環境部環境対策課産業廃棄物係	TEL 0166-26-1111(代) FAX 0166-29-3977

平成19年3月現在

また、各廃棄物行政庁における建設汚泥の再生利用に関する指導要綱は、次のようなものが定められており、これらも参考にする必要があります。

表 3 . 4 . 2 北海道地方における建設汚泥の再生利用に関する指導要綱等

廃棄物行政庁	産業廃棄物担当部局
北海道	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」 「建設工事等から発生する土砂由来の無機性汚泥の再生利用に係る取扱いについて」等
札幌市	「札幌市産業廃棄物処理施設設置等指導要綱集」 「札幌市建設汚泥の現場内自己処理に係る指導要領」等
函館市	「函館市廃棄物処理施設設置等指導要綱」等
旭川市	「旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」 「旭川市廃棄物の処理に係る指導要綱」等

平成 19 年 3 月現在

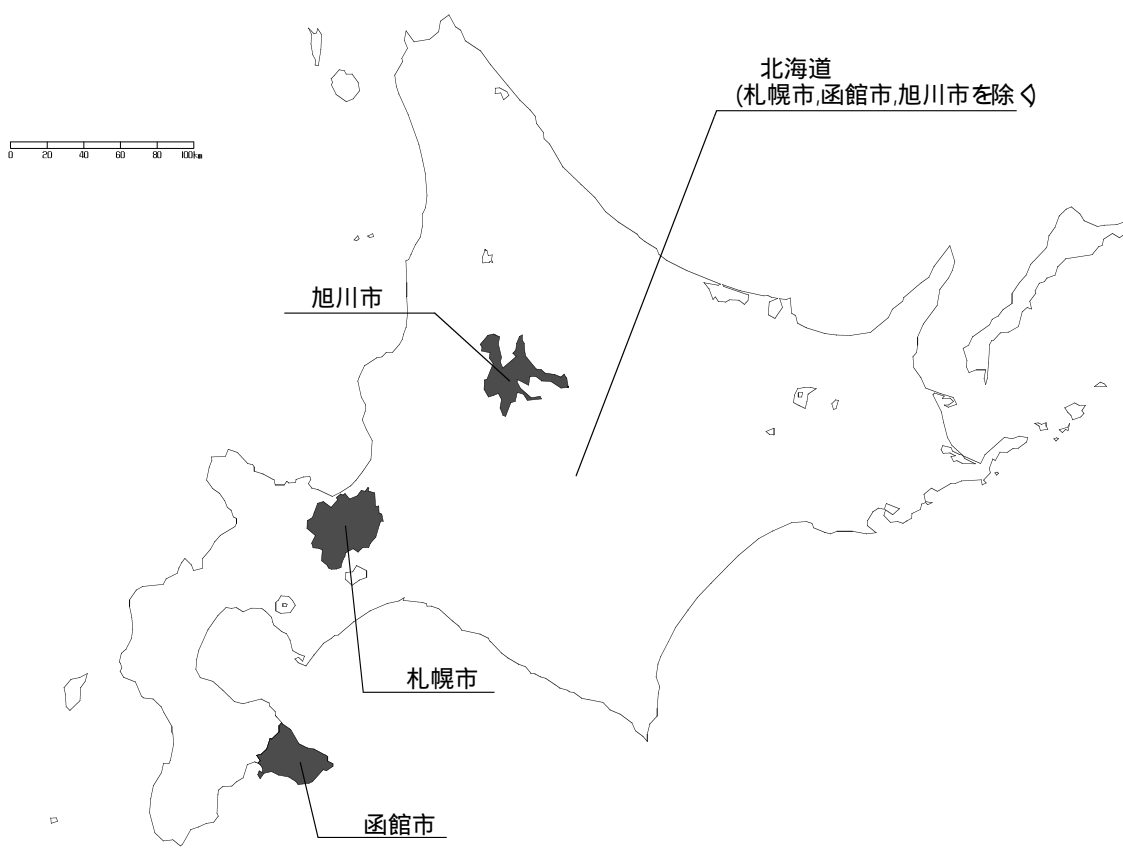
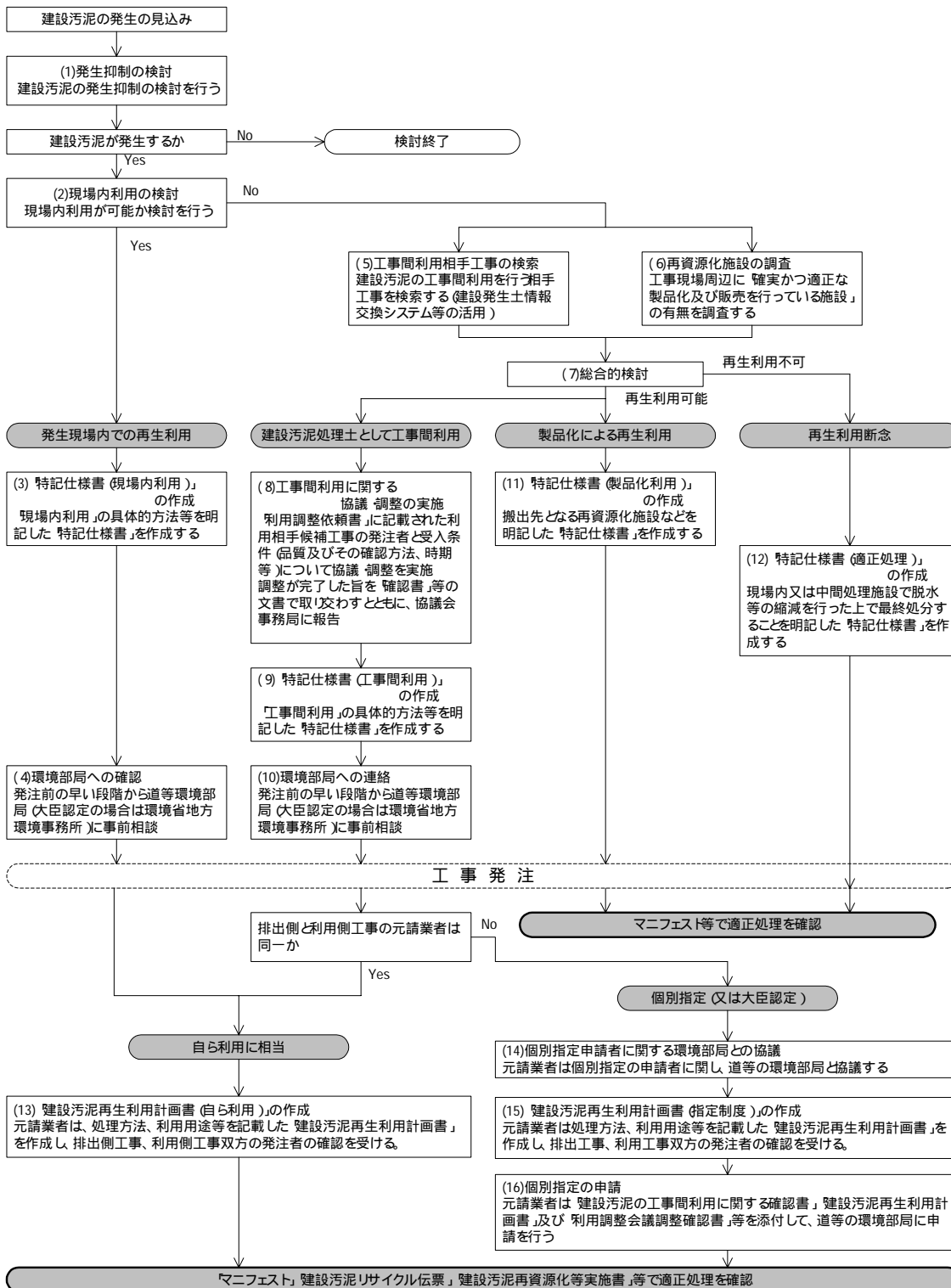


図 3 . 4 . 1 北海道地方における廃棄物行政庁の区域区分

資料 1	北海道開発局発注工事における建設汚泥再生利用の手順	60
資料 2	北海道における建設汚泥の排出状況等	61
資料 3	関連通知集	63
	【国土交通省通知】	
資料 3 - 1	建設汚泥の再生利用に関するガイドライン	63
資料 3 - 2	建設汚泥の再生利用に関する実施要領	72
資料 3 - 3	建設汚泥処理土利用技術基準	93
資料 3 - 4	リサイクル原則化ルール	98
	【環境省通知】	
資料 3 - 5	「規制改革・民間開放推進 3 ヶ年」(平成 16 年 3 月 19 日閣議決定) において平成 16 年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の 適用関係)について	100
資料 3 - 6	建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について	109
資料 3 - 7	建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方について	114
資料 4	建設汚泥の利用等に関する要綱等	129
資料 4 - 1	建設工事等から発生する土砂由来無機性汚泥の再生利用に係る 取扱いについて(北海道)	129
資料 4 - 2	札幌市建設汚泥の現場内自己処理に係る指導要領	133

資料1 北海道開発局発注工事における建設汚泥再生利用の手順

(建設汚泥再生利用ガイドライン等にもとづく再生利用の手順)



資料2 北海道地方における建設汚泥の排出状況等

(1) 建設副産物実態調査結果(北海道地方)

国土交通省が行なった平成17年度建設副産物実態調査によると、北海道地方における建設汚泥の排出量は約10万トンと建設廃棄物全体の排出量457万トンの約2%であるのに対し、最終処分量は約5万トンと全体の排出量52万トンの約9%を占めていた。また北海道地方における建設汚泥の処理フローをみると、建設汚泥の再資源化率は約26%で縮減を含めた再資源化等率は約53%であった。

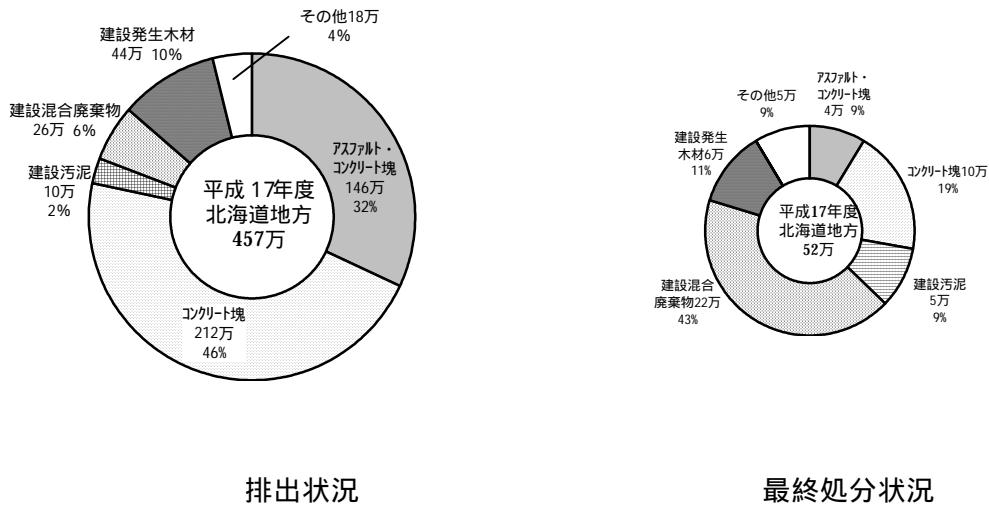


図4.2.1 北海道地方における建設副産物の排出状況及び最終処分状況

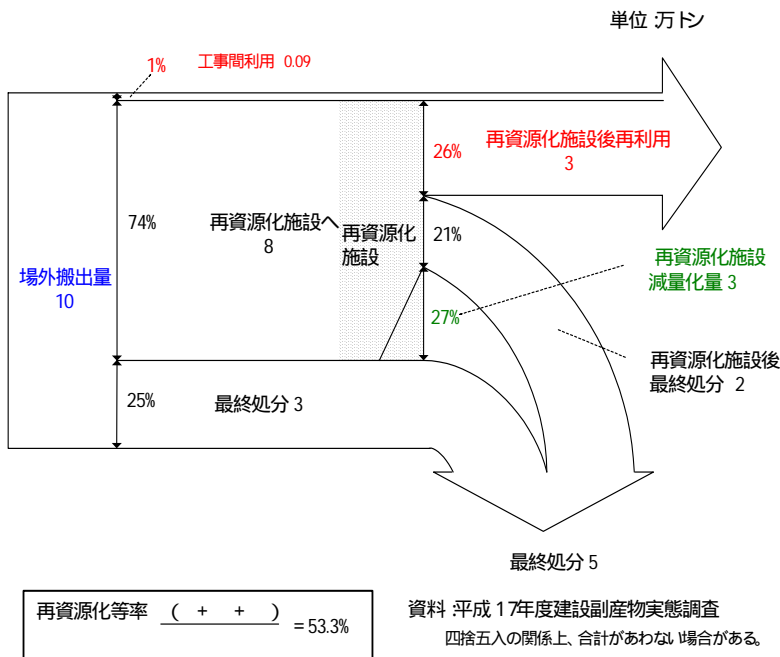


図4.2.2 北海道地方における建設汚泥の処理フロー

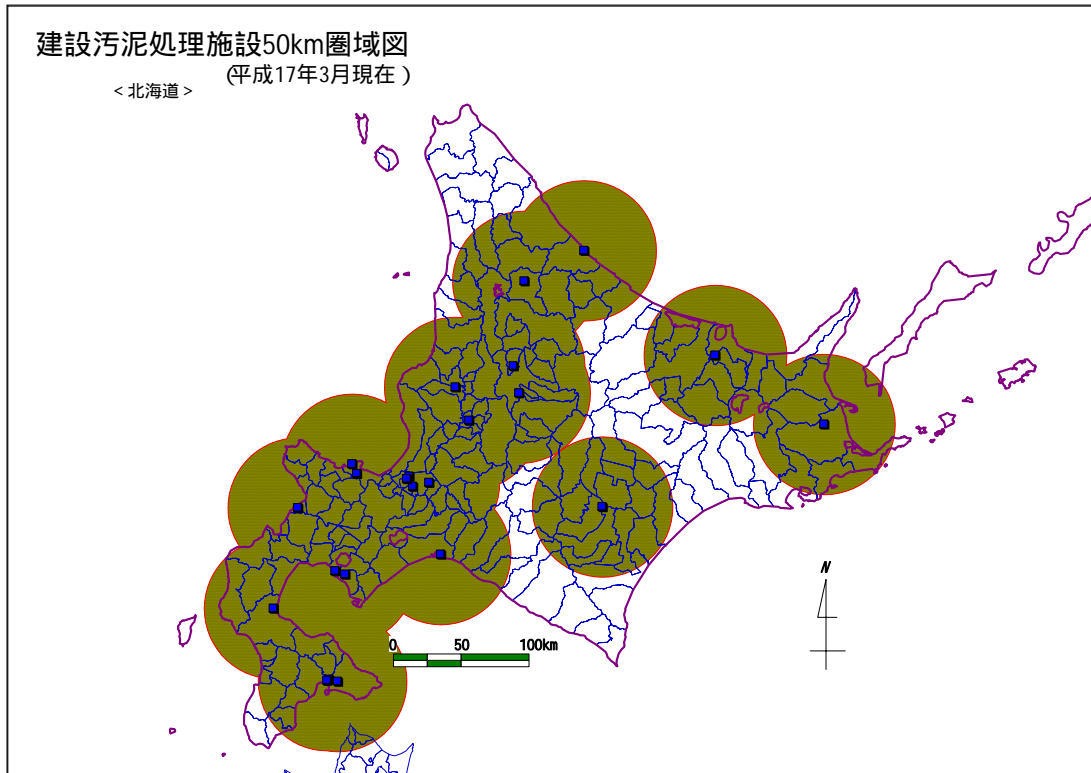
注) 再資源化率 : 建設廃棄物として排出された量に対する、再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合

再資源化等率 : 建設廃棄物として排出された量に対する、再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合。なお再資源化等とは、再資源化及び縮減のこと

(2) 建設汚泥施設立地図(北海道地方)

国土交通省が行なった平成 17 年度建設副産物実態調査施設調査結果によると、平成 17 年 3 月時点において、北海道地方には建設汚泥の処理施設が 24 施設立地し、その処理能力は約 711 千トン/年であった。

全 24 施設の立地状況と直線 50km 圏域図を以下に示す。



平成 17 年度建設副産物実態調査施設調査結果より

図 4.2.3 北海道地方における建設汚泥処理施設立地図

資料3 関連通知集

【国土交通省通知】

資料3 - 1 建設汚泥の再生利用に関するガイドライン

建設汚泥の再生利用に関するガイドライン

1. 目的

本ガイドラインは、建設工事に伴い副次的に発生する建設汚泥の処理に当たっての基本方針、具体的実施手順等を示すことにより、建設汚泥の再生利用を促進し、最終処分場への搬出量の削減、不適正処理の防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

本ガイドラインは、国土交通省所管の直轄事業に適用する。

なお、その他の事業においても本ガイドラインに準拠して建設汚泥を取り扱うことを期待している。

ただし、環境基本法に基づく土壌環境基準または土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の含有量基準に適合しない建設汚泥は対象外とする。

3. 定義

建設汚泥

建設工事に係る掘削工事から生じる泥状の掘削物および泥水のうち「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）に規定する産業廃棄物として取り扱われるもの

建設汚泥再生品

建設汚泥を改良し、再生利用できる状態にしたもの。「建設汚泥処理土」とその他の「製品」とに大別される。

建設汚泥処理土

建設汚泥について脱水、乾燥、安定処理等の改良を行い、土質材料として利用できる性状としたもの

4．基本方針

建設汚泥が発生する建設工事については、循環型社会形成推進基本法の基本理念に則り、「発生抑制の徹底」「再生利用の促進」「適正処理の推進」に努めること。

また、建設資材として建設汚泥再生品の利用が可能な建設工事については、「建設汚泥再生品の積極的な利用」に努めること。

5．具体的実施方針

(1)発生抑制の徹底

建設汚泥の発生が見込まれる工事については、設計、施工等に当たり、泥水や安定液等を使用しない工法の採用、断面形状の工夫による掘削土量の削減等により、建設汚泥の発生量の抑制に努めること。

(2)再生利用の促進

発生する建設汚泥については、まず現場内での再生利用を第一に努め、現場内での再生利用が困難なものについては当該現場外での再生利用が図られるように努めること。なお、現場内での再生利用を含め、建設汚泥を再生利用しようとする場合、資材として取引価値を有するものでなければならない。(取引価値を有するか否かの判断に当たっては、6.(1)および(2)も参照すること。)

建設汚泥再生品は「建設汚泥処理土」とその他の「製品」とに大別されるが、いずれの形態で再生利用を図るかについては、現場内利用の可能性、周辺の建設工事や再資源化施設の立地状況等に応じて発注者が決定すること。

建設汚泥処理土として当該現場外で再生利用を図る場合には、発注者は「建設発生土等の有効利用に関する行動計画(平成15年10月3日国土交通事務次官通知)」に基づいて各地方建設副産物対策連絡協議会等毎に実施している「公共工事土量調査」の対象に当該工事を登録し、建設発生土と一体となってその利用側工事の確保に努めること。また、利用側工事の検索に当たっては、建設発生土情報交換システムの積極的な活用を図ること。

なお、利用側工事は必ずしも公共工事土量調査の範囲内に限定する必要は無いが、この場合には、

- ・ 再生利用場所が特定されているとともに、将来にわたってその管理者が明確であり、責任を問うことができる（民間公益企業等）こと
 - ・ 再生品を使用した施工管理が十分に行えるような体制が整っていること
 - ・ 当該工事が関係法令に従って適正に実施されることが確実であること
 - ・ 受入に際して処理料金に相当する金品の受領がないこと
- といった要件を満たすことが確認できるものにする。

発注者は、利用側工事が決定した場合、当該利用側工事の発注者と受入に当たっての品質およびその確認方法、時期等の条件について速やかに協議・調整を行い、調整が完了した旨を文書にて取り交わすこと。また、費用については、利用側工事の求める品質等を満足させるために必要な改良費用および利用側工事現場までの運搬費用を排出側工事が負担することを基本に排出側工事の発注者と利用側工事の発注者の間で個別に協議、決定すること。

製品として再生利用を図る場合には、再資源化施設における建設汚泥処理物が縮減しただけで最終処分されることの無いよう、確実かつ適正な製品化および販売を行っている再資源化施設へ搬出するように努めること。

(3) 適正処理の推進

上記(2)によっても再生利用が困難な建設汚泥については、現場内もしくは中間処理施設にて必ず廃棄物処理法の処理基準に基づく脱水等の縮減を行った上で最終処分すること。

(4) 建設汚泥再生品の利用促進

建設資材として建設汚泥再生品の利用が可能な建設工事については、その積極的な利用に努めること。特に、当該建設工事現場外から土砂の搬入を行う工事については、積極的に建設発生土もしくは建設汚泥処理土の利用を図ることとし、工事現場から一定距離範囲内に他の建設工事や再資源化施設が無い場合または品質上問題がある場合を除き、新材の利用は原則として行わないこと。また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく特定調達品目に位置付けられた建設汚泥再生品については、設計、施工等に当たって、とりわけその利用促進に努めること。

また、建設汚泥処理土の利用に当たっては、処理土が満たすべき品質基準、生活環境保全上の基準等を設計図書に明確に示すこと。さらに、当該処理土が設計図書に規定したこれらの基

準等を満足していることについて利用側工事の発注者が確認するとともに、利用用途に応じた適正な施工管理を行うこと。

6. 再生利用に当たっての手続き等

産業廃棄物たる建設汚泥を再生利用しようとする際には、「自ら利用」「有償譲渡^(注)」「再生利用制度の活用」のいずれかの方策による必要があるが、建設汚泥処理土として再生利用しようとする場合には「自ら利用」「再生利用制度の活用」を、製品として再生利用しようとする場合には「有償譲渡」を基本とすること。

(注)再資源化施設等で処理された処理物が有価物として他の者に販売されることを意味する。

(1)自ら利用について

発生した建設汚泥を現場内で再生利用する場合並びに排出側工事と利用側工事の元請業者が同一の場合には、「自ら利用」の方策によることができるとされており、自ら利用には図 - 1 に示す 3 つのケースがある。

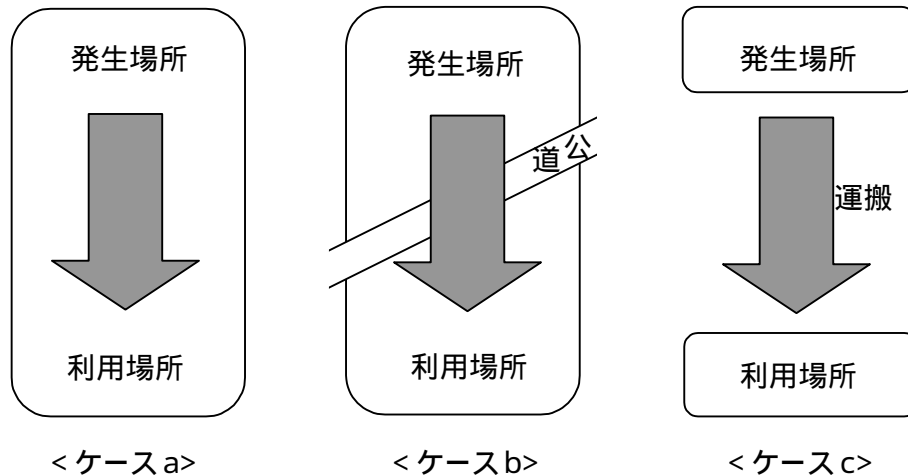


図 - 1 「自ら利用」における発生場所と利用場所の関係

自ら利用を行う際には、都道府県等環境部局への届出等の手続きは不要であるが、より適正な再生利用を図る観点から、元請業者に処理方法、利用用途等を記載した「利用計画書」を工事着手前に作成させるとともに、その実施状況を記録させること。これら書類は、排出側工事・利用側工事双方の発注者から確認を受けるとともに、適正処理を確認する観点から都道府県等環境部局からの求めがあればこれを提示すること。

ただし、一部の自治体においては、再生利用をより確実なものにすべきとの観点から自ら利用に該当する場合においても「個別指定制度」等の手続きを必要としているところがあるため、必ず都道府県等環境部局に事前に確認しておくこと。

なお、自ら利用であっても、例えばケースcにおいて産業廃棄物たる建設汚泥を利用場所等に運搬する際、その運搬を他者に委託する場合には廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業者の許可を有する収集・運搬業者に委託しなければならないこととされているので留意すること。

また、「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について（平成17年7月25日環境省産業廃棄物課長通知）」（以下、「判断指針」という。）によれば、「排出事業者が生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない形態で、建設資材として客観的価値が認められる建設汚泥処理物を建設資材として確実に再生利用に供することは、必ずしも他人に有償譲渡できるものでなくとも、自ら利用に該当するものである。」とされているところである。

(2)再生利用制度の活用について

再生利用制度には、環境大臣による認定（大臣認定制度）、都道府県知事等による個別指定（個別指定制度）、都道府県知事等による一般指定（一般指定制度）、の3種類があるとされている。

なお、「判断指針」によれば、再生利用制度を活用した場合には「認定基準に適合して再生した建設汚泥処理物については、必ずしも有償譲渡されるものではなくとも、当該建設汚泥処理物はその再生利用先への搬入時点において、建設資材として取引価値を有するものとして取り扱うことが可能」とされているところである。

大臣認定制度について

大臣認定制度とは、「環境省令で定める廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者が、当該再生利用の内容が生活環境の保全上支障がないものとして環境省令及び告示で定める基準に適合している場合に環境大臣の認定を受けることができるものとし、この認定を受けた者について、処理業の許可を受けずに当該認定に係る廃棄物の処理を業として行い、かつ、施設設置の許可を受けずに当該認定に係る廃棄物の処理施設を設置することができる」とこととした制度である。

本通知時点において、建設汚泥を「高規格堤防の築造材（地表から1.5m以上の深さの部分に用いられるものに限る。）」として再生利用する場合に、本制度の対象になり得るとされている。この認定を受けようとする場合には、当該築造材を製造する者が申請を行うこととされているが、できる限り早期に認定が受けられるようにするため、排出側工事の発注者は工事発注前のできる限り早い段階から環境省担当部局に事前相談を行うように努めるとともに、排出側工事の元請業者は申請に主体的に取り組むように努めること。

個別指定制度について

個別指定制度とは、再生利用されることが確実である産業廃棄物のみの処理を業として行う者を都道府県知事等が指定し、産業廃棄物処理業の許可を不要とするものであり、指定を受けようとする者の申請に基づいて行われるものである。

個別指定制度を活用した建設汚泥の再生利用方法は、図-2に示す3つのケースが一般的とされている。

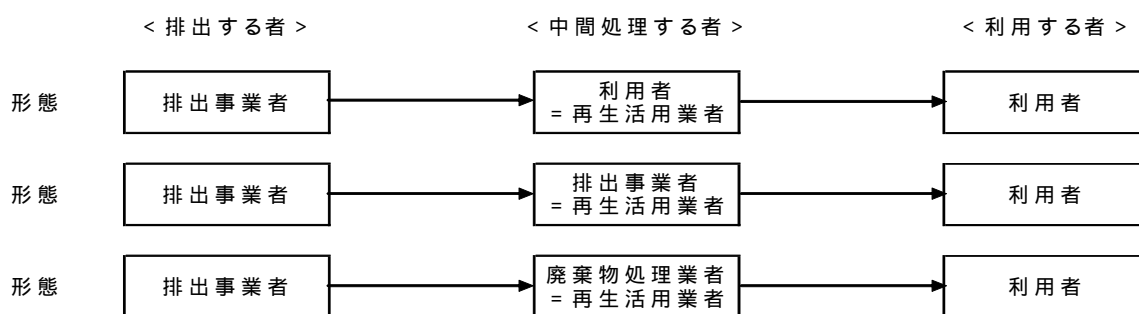


図 - 2 「個別指定制度」を活用した建設汚泥の再生利用の一般的な形態

個別指定の申請を行う者は、具体的には各都道府県知事が定めるものとされているが、建設汚泥の再生利用においては、図 - 2 のいずれの形態についても中間処理を行う者が主として該当するものとされている。この指定を受ける時期が工程全体に非常に大きな影響を与えることから、できる限り早期にこの指定を受けられるようにするため、排出側工事の発注者は工事発注前のできる限り早い段階から都道府県等環境部局に事前相談を行うように努めるとともに、形態 や の場合においても排出側工事の元請業者は申請に主体的に取り組むように努めること。

作業スペース、改良施設の設置コスト、技術的なノウハウといった観点から建設現場にて中間処理を行うことが困難な場合には、形態 の活用が有効であり、積極的に活用することが望ましい。この形態を活用した場合には、中間処理した後の建設汚泥処理土について、指定を受けた期間内において、指定を受けた場所に保管することが可能とされている。

また、行政区域を越えて再生利用する場合にも、運搬に係る複数の都道府県知事等の指定を受ければ「個別指定制度」によることが可能とされており、必要に応じて積極的に活用することが望ましい。

大臣認定制度、個別指定制度を活用して建設汚泥処理土を工事間利用する際には、中間処理により得られる処理物の性状とともに最終的な再生利用が有用かつ確実であることの確認が認定・指定に当たっての重要な要件とされていることから、環境省担当部局・都道府県等環境部局から申請者に対して求めがある場合には、発注者は 5 . (2) で取り交わすこととした「工事間利用調整が完了した旨の文書」の写しの提出により協力すること。

(3)有償譲渡について

有償譲渡とは、建設汚泥処理物を他人に有償にて譲渡する行為である。ただし、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領が無いこと、当該譲渡価格が競合する資材の価格や運送費等の諸経費を勘案しても営利活動として合理的な額であること等、その譲渡行為が経済合理性に基づいた適正な対価によるものであることが必要とされているので、十分に留意すること。

7. 適正処理の確認

発生した建設汚泥が適正に再生利用、最終処分されたかについて、元請業者に廃棄物処理法の規定によるマニフェスト(電子マニフェストを含む)を確認させるとともに、発注者に提示させること。

また、自ら利用、再生利用制度を活用した場合にはマニフェストの交付が不要とされているが、中間処理や収集運搬を他者に委託する場合には最終的な搬出先、運搬量等を記載した伝票を元請業者に作成させ、発注者にこれを提示させること。

さらに、発生した建設汚泥を最終的にどのように再生利用、最終処分等したかを記載した書類を元請業者に作成させ、元請業者と中間処理・収集運搬を委託した業者との契約書の写しと併せて発注者に提出させること。

8. 関係者の責務と役割

(1)発注者の責務と役割

建設汚泥の発生の抑制および再生利用の促進並びに適正処理の推進が図られるよう、建設工事の計画および設計に努めること。

発注に当たっては、元請業者に対して適正な費用を負担するとともに、発生した建設汚泥の現場内利用・工事間利用、建設汚泥処理土の利用など発注前段階で決定した事項を設計図書に示し、工事実施に当たっての明確な指示を行うこと。また、元請業者から建設汚泥の再生利用の推進に資する代替案の提案があった場合には、積極的に協議を行うこと。

産業廃棄物である建設汚泥の処理については、原則として排出事業者である元請業者の責任とされているところであるが、建設汚泥についてはその再生品の需要先の確保が容易でないことから、発注者が主体となって積極的な需要先の確保に努めること。

特に、工事間利用を行う場合には、再生利用の手続き等を円滑に進めるため、排出側工事の

発注者が発注前段階から積極的に都道府県等環境部局に事前相談を行うように努めること。

(2)元請業者の責務と役割

設計図書に示された工法、建設汚泥の再生利用方法等について契約後速やかにその内容を確認し、より適切な方法があれば発注者に代替案を示すなど、発生抑制、再生利用促進に向けた積極的な取り組みに努めること。

産業廃棄物たる建設汚泥の処理を他の者に委託する際には適正な処理業者との契約に努めるなど、建設汚泥の適正処理に取り組むこと。

資料 3 - 2 建設汚泥の再生利用に関する

建設汚泥の再生利用に関する実施要領

1. 特記仕様書への記載について

ガイドラインの対象となる建設工事においては、発注者は元請業者に対し、ガイドラインおよび本実施要領の遵守を特記仕様書にて指示すること。

また、設計段階から建設汚泥の再生利用を推進するため、発注者は設計業務受注者に対しガイドラインの趣旨に配慮した設計を行う旨を設計業務の特記仕様書に規定すること。

2. 関係通知類等の遵守について

産業廃棄物たる建設汚泥の取り扱いに当たっては廃棄物処理法等の関係法令を遵守するとともに、実際の運用に当たっては以下の通知類も遵守すること。

- ・建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日、国官総第122号、国総事第21号、国総建第137号）
- ・建設リサイクルガイドライン（平成14年5月30日、国官技第41号、国官総第123号、国営計第25号、国総事第20号）
- ・リサイクル原則化ルール（平成18年6月12日、国官技第47号、国官総第130号、国営計第37号、国総事第20号）
- ・建設汚泥処理土利用技術基準（平成18年6月12日、国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号）
- ・公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領【土木】（平成14年5月30日、国官技第44号、国官総第127号）
- ・公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領【営繕】（平成14年5月30日、国営計第28号）
- ・建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針（平成17年7月25日、環廃産発第050725002号）

3. 各種提出様式について

ガイドライン5(2)に定める「工事間利用調整が完了した旨の文書」については、様式1により作成すること。

ガイドライン6(1)に定める「自ら利用を行う場合の利用計画書」については、様式2により元請業者に作成させること。また、「実施状況の記録」についても、同様の様式により作成させること。

ガイドライン7に定める「自ら利用、再生利用制度の活用における伝票」については、様式3により元請業者に作成させること。なお、具体的な交付手続きについては、「4.伝票の作成について」によること。

ガイドライン7に定める「発生した建設汚泥を最終的にどのように再生利用、最終処分等したかを記載した書類」については、様式4により元請業者に作成させること。

4. 伝票の作成について

ガイドライン7に定める伝票については、以下の順序により引き渡し等を行うよう関係する者への協力を元請業者に求めさせること。なお、記載事項を確認した場合において修正すべき事項がある場合には、赤字見え消しにて行うこと。また、中間処理施設を経由しない場合には、3)および4)は省略する。

- 1) 排出側工事の元請業者は伝票の各事項を記入した上で、担当者が確認印を押す(サインでも構わない。以下同様。)
- 2) 収集運搬業者に建設汚泥を引き渡す際に、お互いに記載事項を確認した上で、運搬担当者欄に収集運搬担当者の確認印を押す。
なお、排出側工事の元請業者は収集運搬担当者の確認印が押されたものの写しを取り、最終的な搬出先から全ての確認印が押された伝票が返送される時点まで保管する。
- 3) 中間処理施設担当者は、収集運搬業者から引き受ける際に、お互いに記載事項を確認した上で、搬出先担当者欄に確認印を押す。
- 4) 中間処理施設担当者は、最終的な搬出先へ運搬する場合には当該伝票を併せて送付する。
- 5) 最終的な搬出先の担当者は、関係する伝票に記載された建設汚泥または建設汚泥再生品の合計数量と受け取った数量とを照合し、これが合致することを確認した上で、最終搬出先担当者欄に確認印を押す。
- 6) 最終搬出先担当者は、当該伝票全てを排出側工事の元請業者に返送する。
- 7) 排出側工事の元請業者は当該伝票を保管し、工事完了時にこれを発注者に提示する。

(様式 1)

建設汚泥の工事間利用に関する確認書

平成 年 月 日

甲 印

乙 印

甲及び乙は、下記の通り、甲発注工事において発生する建設汚泥を、乙発注工事において建設汚泥処理土として利用する予定であることについて、確認する。

建設汚泥の 排出を予定 している工 事 (甲発注)	工事件名		
	工事場所		
	工事概要		
	担 当 者	部課係名	
担当者名			
連絡先			
建設汚泥処 理土の利用 を予定して いる工事 (乙発注)	工事件名		
	工事場所		
	工事概要		
	担 当 者	部課係名	
担当者名			
連絡先			
工事間利用 の概要	工事間利用 予定量	排出予定量	m ³ t
		利用予定量	m ³ t
	排出予定時期	平成 年 月 ~ 平成 年 月	
	利用予定時期	平成 年 月 ~ 平成 年 月	
	利用用途		
	処理土の品質		

工事間利用予定量、排出・利用予定時期は、本工事間利用に関係する分のみである

(様式1) 記載例

建設汚泥の工事間利用に関する確認書

平成18年 月 日

甲 地方整備局 × 事務所長 印

乙 地方整備局 × 事務所長 印

甲及び乙は、下記の通り、甲発注工事において発生する建設汚泥を、乙発注工事において建設汚泥処理土として利用する予定であることについて、確認する。

建設汚泥の 排出を予定 している工 事 (甲発注)	工事件名		雨水幹線築造工事	
	工事場所		県 市 -	
	工事概要		延長 m、管径 mm 開削・推進工法	
	担 当 者	部課係名	地方整備局 × 事務所 × 課	
		担当者名	国土 太郎	
	連絡先	TEL : () - E-mail : ***@***.mlit.go.jp		
建設汚泥処 理土の利用 を予定して いる工事 (乙発注)	工事件名		川堤防工事	
	工事場所		県 市 -	
	工事概要		幅 m、延長 m 面積 ha	
	担 当 者	部課係名	地方整備局 × 事務所 課	
		担当者名	交通 次郎	
	連絡先	TEL : () - E-mail : ****@***.mlit.go.jp		
工事間利用 の概要	工事間利用 予定量	排出予定量	m ³ t	
		利用予定量	m ³ t	
	排出予定時期	平成18年 月 ~ 平成 年 月		
	利用予定時期	平成18年 月 ~ 平成 年 月		
	利用用途	川堤防用築堤材		
	処理土の品質	第 種改良土		

工事間利用予定量、排出・利用予定時期は、本工事間利用に係る分のみである

(様式 2)

建設汚泥再生利用計画書 (自ら利用)

作成日 平成 年 月 日

排出事業者	会社名	
	所在地	
	担当	部課係名
	担当者	担当者名
	連絡先	
発生工事	工事件名	
	工事場所	
	工事概要	
	発注機関名	
	発生予定量	m ³ t
	発生予定時期	
利用工事	工事件名	
	工事場所	
	工事概要	
	発注機関名	
	利用予定量	m ³ t
	利用予定時期	
	利用用途	
処理の概要	中間処理の場所・方法	
	再生品の品質	
	収集運搬の委託先	

	排出事業者	排出工事発注者	利用工事発注者
担当者印 又はサイン			

発生から再生利用に至るフロー図を併せて作成すること
発生予定量、発生予定時期等は、本自ら利用に関係する部分のみである

建設汚泥再生利用計画書(自ら利用)

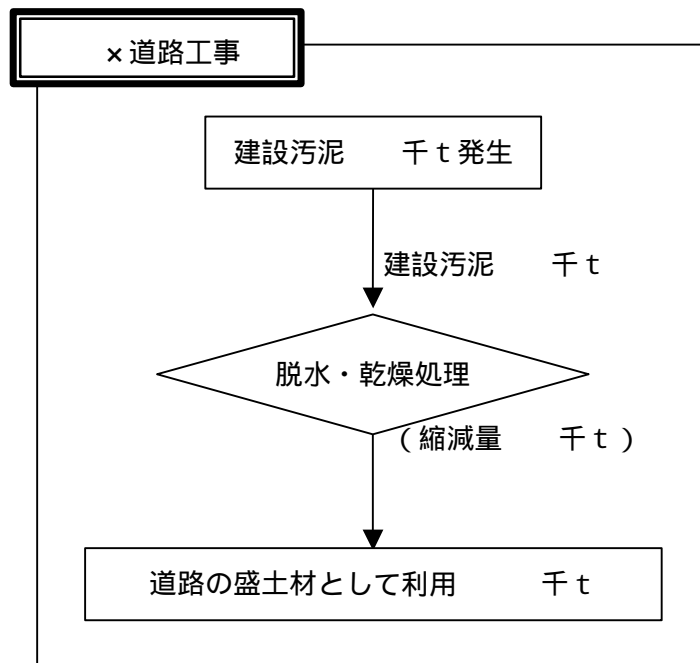
作成日 平成18年×月 日

排出事業者	会社名	株式会社 ×建設	
	所在地	県 市 -	
	担部課係名	部××課	
	担当者名	建設 太郎	
連絡先	TEL : () -		
発生工事	工事件名	×道路工事	
	工事場所	××県 市 -	
	工事概要	総延長 m (土工部 m、橋梁部×m)	
	発注機関名	× 地方整備局 事務所	
	発生予定量	千 m ³ t	
	発生予定時期	平成18年 月 ~ 平成 年 月	
利用工事	工事件名	同上	
	工事場所	同上	
	工事概要	同上	
	発注機関名	同上	
	利用予定量	千 m ³ t	
	利用予定時期	平成18年 月 ~ 平成 年 月	
処理の概要	中間処理の場所・方法	場所：現場内 処理方法：脱水・乾燥	
	再生品の品質	第 種改良土	
	収集運搬の委託先		

	排出事業者	排出工事発注者	利用工事発注者
担当者印 又はサイン	排出 一郎	国土 太郎	交通 次郎

発生から再生利用に至るフロー図を併せて作成すること
発生予定量、発生予定時期等は、本自ら利用に関係する部分のみである

(様式2フロー図) 記載例1



建設汚泥再生利用計画書(自ら利用)

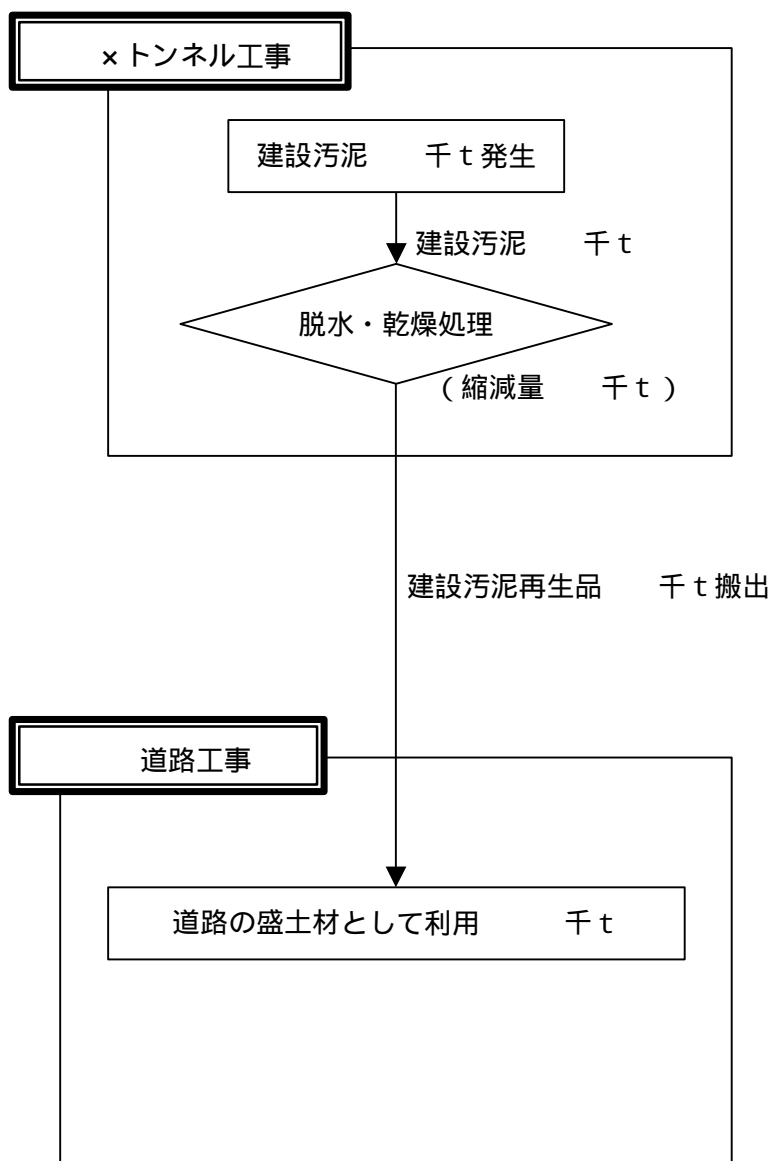
作成日 平成18年×月 日

排出事業者	会社名	株式会社 ×建設	
	所在地	県 市 -	
	担 部課係名	部××課	
	当 担当者名	建設 太郎	
者 連絡先	TEL : () -		
発生工事	工事件名	×トンネル工事	
	工事場所	県 市 -	
	工事概要	総延長 m、仕上がり断面積 m^2 (R= m)	
	発注機関名	× 地方整備局 事務所	
	発生予定量	千 m^3 t	
	発生予定時期	平成18年 月 ~ 平成 年 月	
利用工事	工事件名	道路工事	
	工事場所	県××市 -	
	工事概要	総延長 m (土工部 m、橋梁部×m)	
	発注機関名	県 ×事務所	
	利用予定量	千 m^3 t	
	利用予定時期	平成18年 月 ~ 平成 年 月	
処理の概要	中間処理の場所・方法	場所：搬出側工事現場内 処理方法：脱水・乾燥	
	再生品の品質	第 種改良土	
	収集運搬の委託先		

	排出事業者	排出工事発注者	利用工事発注者
担当者印 又はサイン	排出 一郎	国土 太郎	交通 次郎

発生から再生利用に至るフロー図を併せて作成すること
発生予定量、発生予定時期等は、本自ら利用に関係する部分のみである

(様式2フロー図) 記載例2



(様式3)

建設汚泥リサイクル伝票

伝票No.

発生側工事	工事件名		
	工事場所		
	請負社名		
	所在地		
	担当者名		
	連絡先		
運搬数量・性状	m^3 t	処理前	処理後
運搬者	会社名		
	所在地		
	連絡先		
	車両番号,車種		
	運搬者名		
中間処理者	施設等名		
	施設場所		
	会社名		
	所在地		
	連絡先		
	担当者名		
中間処理方法			
再生品品質			
再生品数量		m^3 t	
最終搬出先	施設等名		
	施設場所		
	会社名		
	所在地		
	連絡先		
	担当者名		

	排出事業者	運搬者	搬出先	最終搬出先
担当者印 又はサイン				
日付				

建設汚泥リサイクル伝票

伝票No.

発 生 側 工 事	工事件名	道路整備工事		
	工事場所	x 県 x市 -		
	請負社名	株式会社 建設		
	所在地	x 県 市 -		
	担当者名	排出 太郎		
	連絡先	TEL : (x x) -		
運搬数量・性状	x m ³ t	処理前	処理後	
運 搬 者	会社名	x 運送株式会社		
	所在地	x 県 市 -		
	連絡先	TEL : () - x		
	車両番号,車種	車両番号 :	-	車種 : 10tダンプ
	運搬者名	運送 次郎		
中 間 処 理 者	施設等名			
	施設場所			
	会社名			
	所在地			
	連絡先			
	担当者名			
中間処理方法	脱水処理			
再生品品質	第 種改良土			
再生品数量	x m ³ t			
最 終 搬 出 先	施設等名	道路整備工事		
	施設場所	x 県 市 x -		
	会社名	株式会社 建設		
	所在地	x 県 市 - x		
	連絡先	TEL : (x) - x		
	担当者名	利用 三郎		

	排出事業者	運搬者	搬出先	最終搬出先
担当者印 又はサイン	排出太郎	運送次郎		利用三郎
日付	H18. x.	H18. .		H18. .

建設汚泥リサイクル伝票

伝票No.

発 生 側 工 事	工事件名	x 道路整備工事 (工区)		
	工事場所	県 市 x -		
	請負社名	株式会社 建設		
	所在地	x 県 市 -		
	担当者名	排出 太郎		
	連絡先	TEL : () x -		
運搬数量・性状	x m ³ t		処理前	処理後
運 搬 者	会社名	x 運送株式会社		
	所在地	県 市 -		
	連絡先	TEL : () - x		
	車両番号,車種	車両番号 : -		車種 : 4tバキューム車
	運搬者名	運送 次郎		
中 間 処 理 者	施設等名	リサイクルセンター		
	施設場所	県 市 -		
	会社名	株式会社 資源		
	所在地	県 市 -		
	連絡先	TEL : (x x) -		
	担当者名	処理 三郎		
中間処理方法	高度脱水処理			
再生品品質	第 種改良土			
再生品数量	m ³ t			
最 終 搬 出 先	施設等名	x 道路整備工事 (工区)		
	施設場所	県 市 x -		
	会社名	株式会社 x x 建設		
	所在地	x 県 市 - x		
	連絡先	TEL : () - x x		
	担当者名	利用 四郎		

	排出事業者	運搬者	搬出先	最終搬出先
担当者印 又はサイン	排出太郎	運送次郎	処理三郎	利用四郎
日付	H18. x.	H18. .	H18. .	H18. .

(様式4)

建設汚泥再資源化等実績書

排出事業者		排出工事	
会社名		工事件名	
所在地		工事場所	
部課係名		工事概要	
担当者名		発注機関名	
連絡先		発生量 発生時期	m ³ t
中間処理する場所		施設名称	
所在地		担当者名	
中間処理方法		連絡先	
最終的な搬出先		最終的な搬出先	
名称		名称	
所在地		所在地	
利用用途・品質		利用用途・品質	
搬出量	m ³ t	搬出量	m ³ t
会社名		会社名	
担当者名		担当者名	
連絡先		連絡先	
最終的な搬出先		最終的な搬出先	
名称		名称	
所在地		所在地	
利用用途・品質	m ³ t	利用用途・品質	m ³ t
搬出量		搬出量	
会社名		会社名	
担当者名		担当者名	
連絡先		連絡先	

発生から再生利用・最終処分に至るフロー図・位置図を併せて作成すること
 中間処理する場所が2箇所以上ある場合や、最終的な搬出先が5箇所以上ある場合には、
 本頁をコピーして作成すること

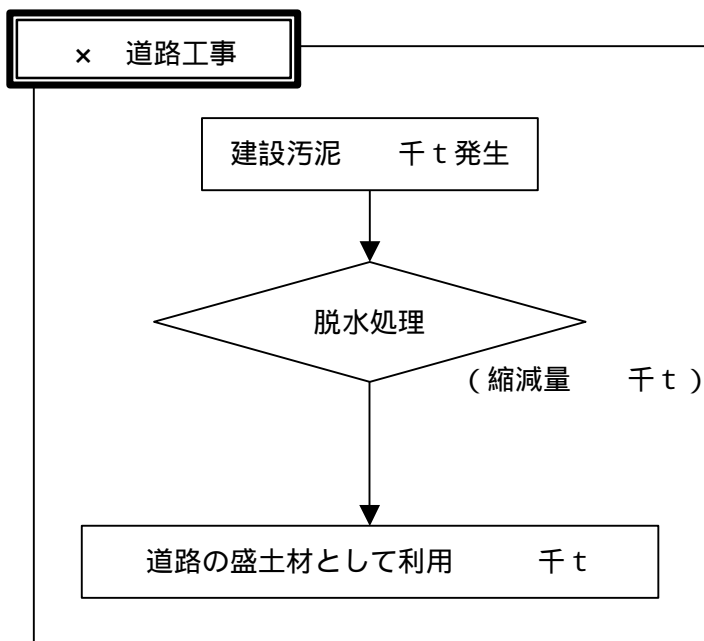
最終的な搬出先については、製品として販売した場合にはその製造工場までとする。
 また、最終的な搬出先が建設工事である場合には、担当者にはその元請業者の担当者名を記載すること。

排出事業者		排出工事	
会社名	株式会社 建設	工事件名	x 道路工事
所在地	県 市 -	工事場所	県 市 x x -
部課係名	部 x 課	工事概要	総延長 m
担当者名	建設 一郎	発注機関名	x 地方整備局 事務所
連絡先	() -	発生量,発生時期	発生量: 千 m ³ t 発生時期: 平成 18 年 月 ~ 平成 年 月
中間処理する場所		施設名称	
所在地	現場内	担当者名	
中間処理方法	脱水処理	連絡先	
最終的な搬出先		最終的な搬出先	
名称	x 道路工事	名称	
所在地	県 市 x x -	所在地	
利用用途・品質	用途: 道路の盛土材 品質: 第 種改良土	利用用途・品質	
搬出量	千 m ³ t	搬出量	m ³ t
会社名	株式会社 建設	会社名	
担当者名	建設 一郎	担当者名	
連絡先	() -	連絡先	
最終的な搬出先		最終的な搬出先	
名称		名称	
所在地		所在地	
利用用途・品質		利用用途・品質	
搬出量	m ³ t	搬出量	m ³ t
会社名		会社名	
担当者名		担当者名	
連絡先		連絡先	

発生から再生利用・最終処分に至るフロー図・位置図を併せて作成すること
中間処理する場所が2箇所以上ある場合や、最終的な搬出先が5箇所以上ある場合には、
本頁をコピーして作成すること

最終的な搬出先については、製品として販売した場合にはその製造工場までとする。
また、最終的な搬出先が建設工事である場合には、担当者にはその元請業者の担当者名を記
載すること。

(様式4フロー図) 記載例1



建設汚泥再資源化等実績書

排出事業者		排出工事	
会社名	株式会社 建設	工事件名	x ダム建設工事
所在地	県 市 -	工事場所	県 市 x x -
部課係名	部 x 課	工事概要	堤高 m、堤頂長 m
担当者名	建設 一郎	発注機関名	x 地方整備局 事務所
連絡先	(x) x -	発生量,発生時期	発生量: 千 m ³ t 発生時期: 平成 18 年 月 ~ 平成 年 月
中間処理する場所		施設名称	
所在地	同上	担当者名	
中間処理方法	脱水処理	連絡先	
最終的な搬出先		最終的な搬出先	
名称	道路工事	名称	x 最終処分場
所在地	県 市 x -	所在地	県 x x 市 -
利用用途・品質	用途: 道路の盛土材 品質: 第 種改良土	利用用途・品質	管理型最終処分場
搬出量	x x 千 m ³ t	搬出量	千 m ³ t
会社名	株式会社 建設	会社名	株式会社
担当者名	最終 太郎	担当者名	処理 次郎
連絡先	() x - x	連絡先	() -
最終的な搬出先		最終的な搬出先	
名称		名称	
所在地		所在地	
利用用途・品質		利用用途・品質	
搬出量	m ³ t	搬出量	m ³ t
会社名		会社名	
担当者名		担当者名	
連絡先		連絡先	

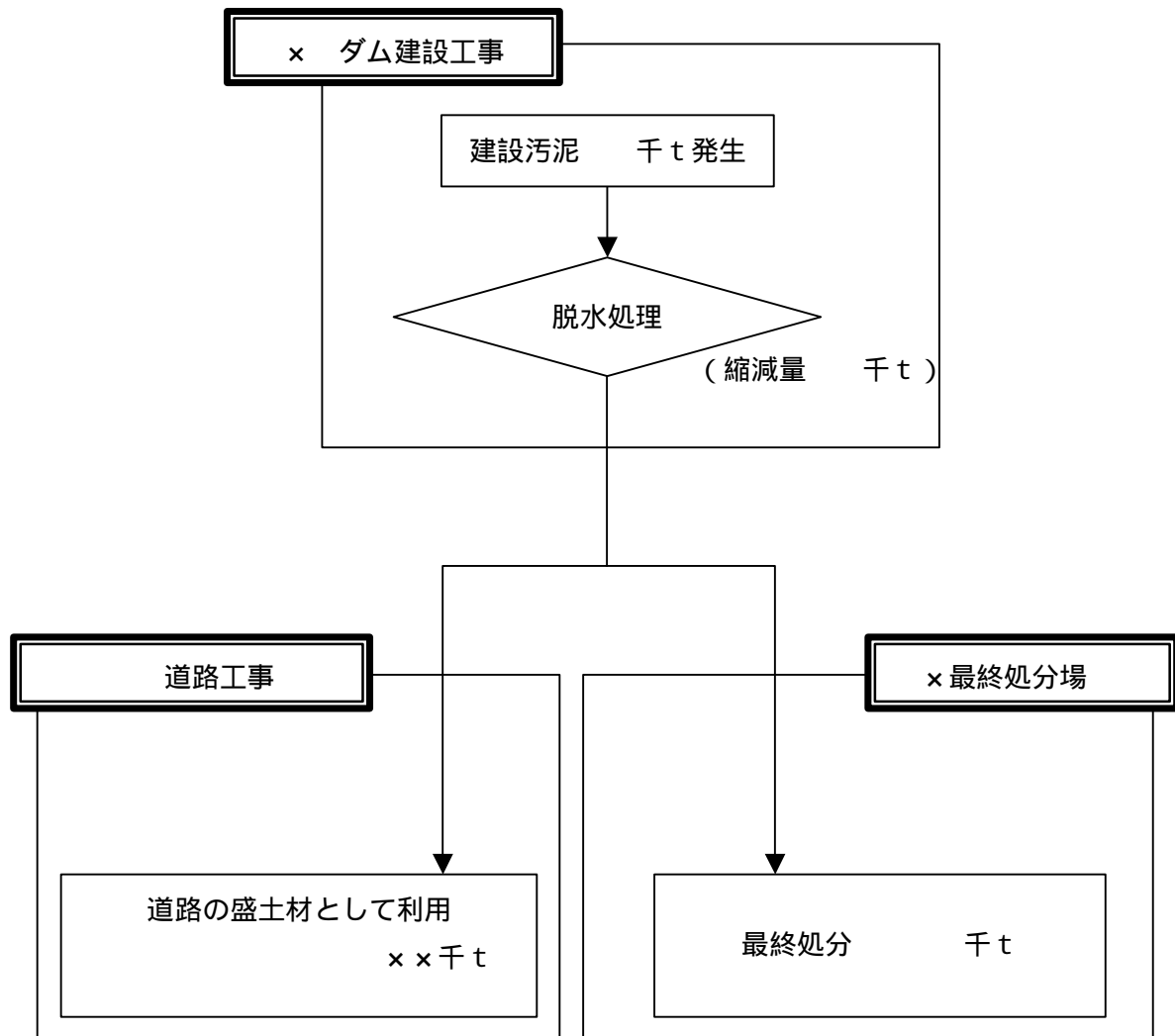
発生から再生利用・最終処分に至るフロー図・位置図を併せて作成すること

中間処理する場所が2箇所以上ある場合や、最終的な搬出先が5箇所以上ある場合には、本頁をコピーして作成すること

最終的な搬出先については、製品として販売した場合にはその製造工場までとする。

また、最終的な搬出先が建設工事である場合には、担当者にはその元請業者の担当者名を記載すること。

(様式4フロー図) 記載例2



建設汚泥再資源化等実績書

排出事業者		排出工事	
会社名	株式会社 x 建設	工事件名	ダム建設工事
所在地	県 市 -	工事場所	県 市 x x -
部課係名	部 x 課	工事概要	堤高 m、堤頂長 m
担当者名	建設 一郎	発注機関名	x 地方整備局 事務所
連絡先	(x) x -	発生量、発生時期	発生量： 千 m ³ t 発生時期：平成 18 年 月 ~ 平成 年 月
中間処理する場所		施設名称	x リサイクルセンター
所在地	県 x x 市 -	担当者名	中間 二郎
中間処理方法	脱水処理、高度脱水処理	連絡先	() -
最終的な搬出先		最終的な搬出先	
名称	道路工事	名称	x 最終処分場
所在地	県 市 - x x	所在地	県 x x 市 -
利用用途・品質	用途：道路の盛土材 品質：第 種改良土	利用用途・品質	管理型最終処分場
搬出量	x x 千 m ³ t	搬出量	千 m ³ t
会社名	株式会社 建設	会社名	株式会社
担当者名	建設 三郎	担当者名	処理 次郎
連絡先	(x) x - x	連絡先	() -
最終的な搬出先		最終的な搬出先	
名称		名称	
所在地		所在地	
利用用途・品質		利用用途・品質	
搬出量	m ³ t	搬出量	m ³ t
会社名		会社名	
担当者名		担当者名	
連絡先		連絡先	

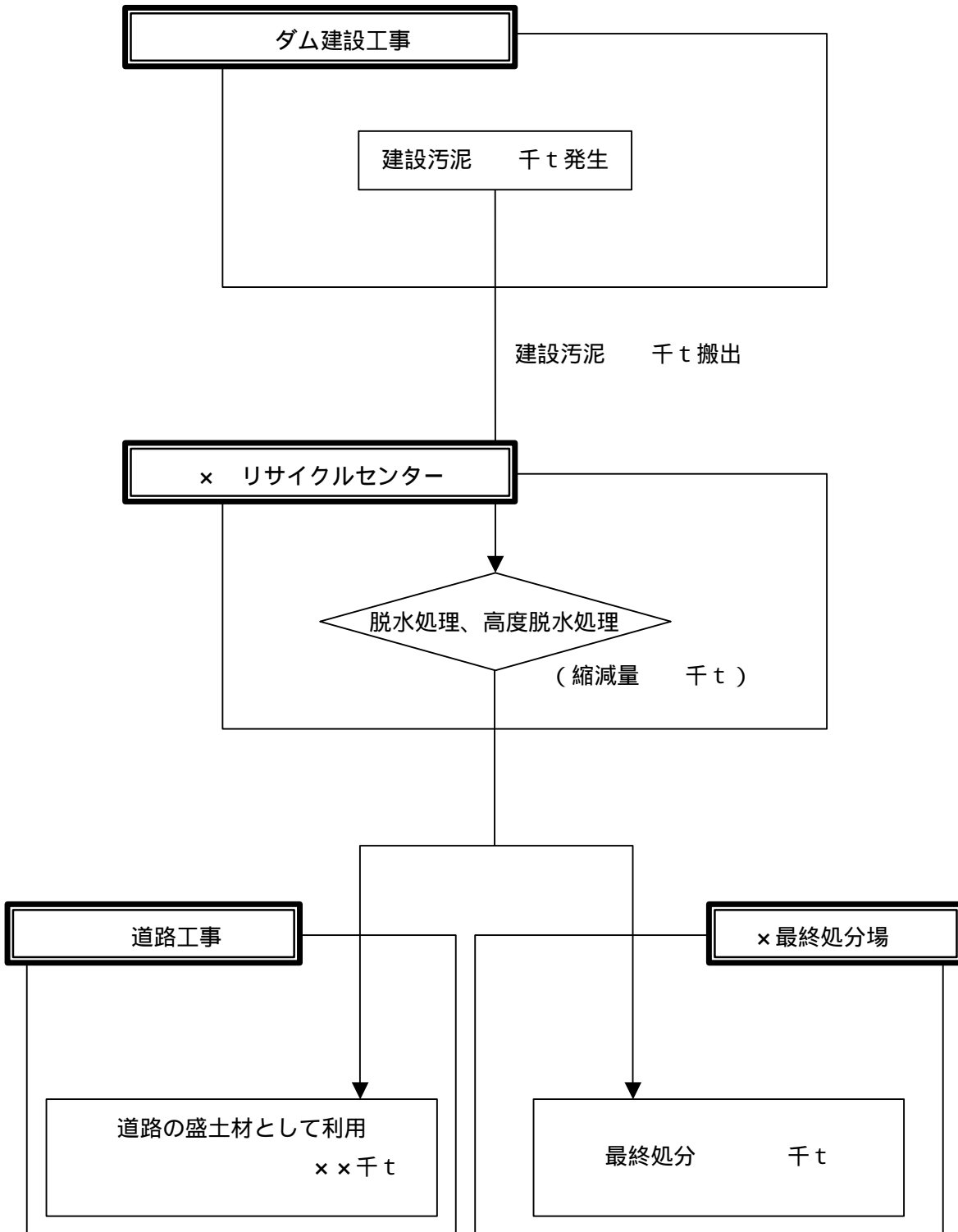
発生から再生利用・最終処分に至るフロー図・位置図を併せて作成すること

中間処理する場所が2箇所以上ある場合や、最終的な搬出先が5箇所以上ある場合には、本頁をコピーして作成すること

最終的な搬出先については、製品として販売した場合にはその製造工場までとする。

また、最終的な搬出先が建設工事である場合には、担当者にはその元請業者の担当者名を記載すること。

(様式4フロー図) 記載例3



(様式4) 記載例4

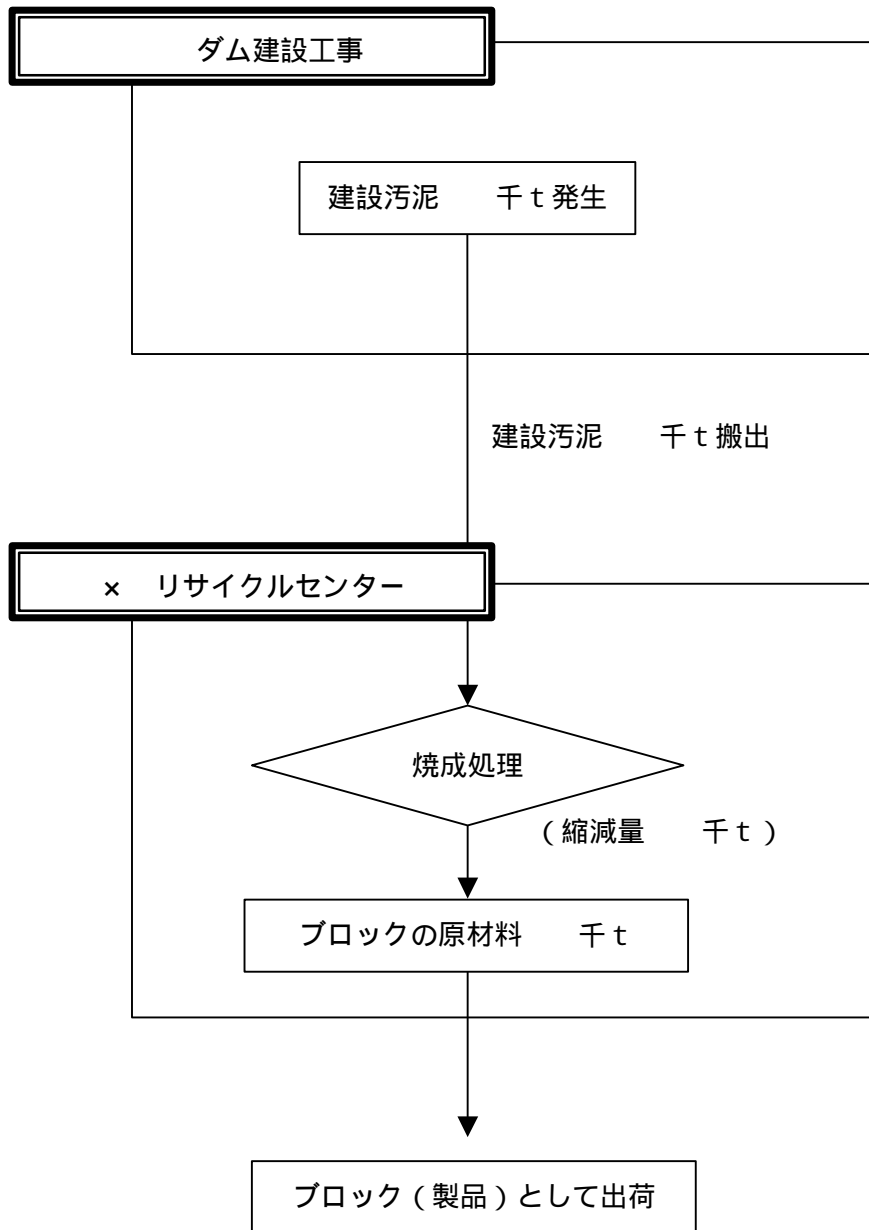
建設汚泥再資源化等実績書

排出事業者		排出工事	
会社名	株式会社× 建設	工事件名	ダム建設工事
所在地	県 市 -	工事場所	県 市×× -
部課係名	部 ×課	工事概要	堤高 m、堤頂長 m
担当者名	建設 一郎	発注機関名	×地方整備局 事務所
連絡先	(×) × -	発生量,発生時期	発生量: 千 m ³ t 発生時期: 平成18年 月 ~ 平成 年 月
中間処理する場所		施設名称	× リサイクルセンター
所在地	県××市 -	担当者名	中間 二郎
中間処理方法	焼成処理	連絡先	() -
最終的な搬出先		最終的な搬出先	
名称	× リサイクルセンター	名称	
所在地	県××市 -	所在地	
利用用途・品質	ブロック(製品販売)	利用用途・品質	
搬出量	千 m ³ t	搬出量	m ³ t
会社名	株式会社××	会社名	
担当者名	中間 二郎	担当者名	
連絡先	() -	連絡先	
最終的な搬出先		最終的な搬出先	
名称		名称	
所在地		所在地	
利用用途・品質		利用用途・品質	
搬出量	m ³ t	搬出量	m ³ t
会社名		会社名	
担当者名		担当者名	
連絡先		連絡先	

発生から再生利用・最終処分に至るフロー図・位置図を併せて作成すること
 中間処理する場所が2箇所以上ある場合や、最終的な搬出先が5箇所以上ある場合には、
 本頁をコピーして作成すること

最終的な搬出先については、製品として販売した場合にはその製造工場までとする。
 また、最終的な搬出先が建設工事である場合には、担当者にはその元請業者の担当者名
 を記載すること。

(様式 4 フロー図) 記載例 4



資料 3 - 3 建設汚泥処理土利用技術基準

建設汚泥処理土利用技術基準

1. 目的

本基準は、建設工事に伴い副次的に発生する建設汚泥の処理土の土質特性に応じた区分基準および各々の区分に応じた適用用途標準を示すことにより、建設汚泥の適正な再生利用の促進を図ることを目的とする。

2. 適用

本基準は、建設汚泥を建設資材（土質材料等）として盛土等に再生利用する場合に適用する。なお、環境基本法に基づく土壤環境基準および土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の含有量基準に適合しないものは、本基準の対象外とする。

3. 留意事項

本基準を適用し、建設汚泥を再生利用するに当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）等の関係法規を遵守し、特に生活環境の保全に留意しなければならない。

4. 建設汚泥の定義

「建設工事に係る掘削工事から生じる泥状の掘削物および泥水のうち廃棄物処理法に規定する産業廃棄物として取り扱われるもの」を建設汚泥という。この場合、建設汚泥は産業廃棄物のうち無機性の汚泥として取り扱われる。建設汚泥に該当する泥状の状態とは、標準仕様ダンプトラックに山積みができず、また、その上を人が歩けない状態をいい、この状態を土の強度を示す指標でいえば、コーン指数がおおむね 200kN/m^2 以下または一軸圧縮強さがおおむね 50kN/m^2 以下である。なお、地山掘削に伴って生じる掘削物および浚渫土については、土砂および土砂に準ずるものであり、廃棄物処理法の対象外である。

5. 建設汚泥処理土の品質区分基準

(1) 品質基準および確認方法

品質区分

建設汚泥処理土（建設汚泥に焼成、脱水、乾燥またはセメント・石灰等による安定処理等を行い、その性状を改良したもの）を土質材料として利用する場合の品質区分は原則としてコーン指数を指標とし、表 - 1 に示す品質区分とする。

表 - 1 建設汚泥処理土の土質材料としての品質区分と品質基準値

区分	基準値 コーン指数 ^{*1,2} qc (kN/m ²)	備考
第1種処理土	-	固結強度が高く礫、砂状を呈するもの
第2種処理土	800以上	
第3種処理土	400以上	
第4種処理土	200以上	

*1) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数 (参考表 - 1 参照)

*2) スラリー化安定処理土の指標は、7日後の一軸圧縮強さとする。

品質区分判定のための確認方法

建設汚泥処理土の品質確認に当たっては、利用用途ごとに設計図書で規定された要求品質区分への適合等を確認するものとする。なお、第2種から第4種処理土の品質判定のための試験は、表 - 2 に示す方法で行うことを標準とする。

表 - 2 建設汚泥処理土の品質判定のための調査試験方法

判定指標	試験項目	試験方法	頻度
コーン指数	締め固めた土の コーン指数試験	JIS A 1228 に準拠*	1日の処理量が200m ³ を超える場合、 200m ³ ごとに1回、200m ³ 以下の場合、 1日に1回

*) 試料は処理土を一旦ときほぐし9.5mmふるいを通過させたものとする。

参考表 - 1 建設汚泥処理土のコーン指数(qc)の試験方法

供試体の作製	試料	処理土を一旦ときほぐし9.5mmふるいを通過させたもの ^{*1}
	モールド	内径100±0.4mm 容量1,000±12 V
	ランマー	質量 2.5±0.01kg
	突き固め	3層に分けて突き固める。各層ごとに30±0.15cmの高さから25回突き固める
測定	コーンペネトロメーター	底面の断面積3.24cm ² 先端角度30度のもの
	貫入速度	約1cm/s
	方法	モールドをつけたまま、鉛直にコーンの先端を供試体上端部から5cm 7.5cm 10cm貫入した時の貫入抵抗力を求める。

計算	貫入抵抗力	貫入量 5cm、7.5cm、10cmに対する貫入抵抗力を平均して、平均貫入力を求める。
	コーン指数 (qc)	平均貫入抵抗力をコーン先端の底面積 3.24cm ² で除する。

* 1) JIS A 1228 の土質試験方法と異なるので注意

(2) 生活環境保全上の基準および確認方法

生活環境保全上の基準については、環境基本法に基づく土壤環境基準（溶出量基準）に加えて有害物の含有量基準とする。ここで、含有量基準については、土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の含有量基準に準ずるものとする。

建設汚泥処理土の利用に当たっては、建設汚泥処理土が上記の基準を満たしていることを分析証明書等で確認するものとする。

6. 建設汚泥の処理方法と利用用途

建設汚泥処理土の利用に当たっては、建設汚泥の性状、発生量、利用目的等に応じて、適切な処理方法を選定する。なお、利用用途例を表 - 3 に示す。

表 - 3 主な処理方法と利用用途例* 1

処理方法	形状	主な用途
高度脱水処理 (脱水処理含む)	脱水ケーキ	盛土材、埋戻し材
安定処理	改良土	盛土材、埋戻し材
乾燥処理	土～粉体	盛土材
スラリー化安定処理	スラリー状 固化	埋戻し材、充填材
焼成処理	粒状	盛土材、埋戻し材
高度安定処理* 2	粒状、塊状	盛土材、埋戻し材

* 1) 建設汚泥の処理に当たっては、廃棄物処理法等に基づき、適切に処理を行わなければならない。

* 2) 安定処理とプレス併用のオートクレーブ養生等による高強度化や、セメント量の増加により可能

7. 処理土の適用用途標準

処理土の利用用途は、土質区分に基づき、表 - 4 に示す適用用途標準を目安とする。現状の処理土の土質区分基準では、利用用途に対して および に該当する場合は、高度脱水処理、乾燥処理や安定処理等の土質改良を行うことにより に該当するものとして利用する。

なお、本適用用途標準はあくまで目安であり、実際の施工に当たっては個々の利用用途によって詳細に規定されている品質および施工管理に関する基準に従い利用するものとする。

表 - 4 建設汚泥処理土の適用用途標準

区分	適用用途		建築物の埋戻し 1		土木構造物の裏込め		道路用盛土		河川築堤		土地造成				鉄道盛土		空港盛土		水面埋立て			
	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	一般堤防		宅地造成		公園・緑地造成		留意事項	評価	留意事項	評価		
											留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価					留意事項	評価
第1種処理土 (構成処理・高度安定処理)	最大粒径 注意		最大粒径 注意		最大粒径 注意		最大粒径 注意		最大粒径 注意		最大粒径 注意		最大粒径 注意		最大粒径 注意		最大粒径 注意		最大粒径 注意		淡水域利用 注意	
	細粒分含有率 注意		細粒分含有率 注意				粒度分布 注意		粒度分布 注意		最大粒径 注意		最大粒径 注意		最大粒径 注意		最大粒径 注意		最大粒径 注意		粒度分布 注意	
第2種処理土			表層利用 注意				表層利用 注意		表層利用 注意		表層利用 注意		表層利用 注意		表層利用 注意		表層利用 注意		表層利用 注意		淡水域利用 注意	
			施工機械の選定 注意		施工機械の選定 注意		施工機械の選定 注意		施工機械の選定 注意		施工機械の選定 注意		施工機械の選定 注意		施工機械の選定 注意		施工機械の選定 注意		施工機械の選定 注意		施工機械の選定 注意	
第3種処理土			施工機械の選定 注意		施工機械の選定 注意		施工機械の選定 注意		施工機械の選定 注意		施工機械の選定 注意		施工機械の選定 注意		施工機械の選定 注意		施工機械の選定 注意		施工機械の選定 注意		淡水域利用 注意	
																						淡水域利用 注意
第4種処理土																						淡水域利用 注意
																						淡水域利用 注意

本表に例示のない適用用途に建設汚泥処理土を使用する場合は、本表に例示された適用用途の中で類似するものを準用する。

1 建築物の埋戻し：一定の強度が必要な埋戻しの場合は、工作物の埋戻しを準用する。

2 水面埋立て：水面上へ土砂等が出た後については、利用目的別の留意点（地盤改良、縮固め等）を別途考慮するものとする。

注：処理土：建設汚泥を処理したもの。改良土：処理土のうち、安定処理を行ったもの。

凡例：[評価]

：そのまま利用が可能なもの。留意事項に使用時の注意を示した。

：適切な処理方法（含水比低下、粒度調整、機能付加、安定処理等）を行えば使用可能なもの。

：評価が不適切なもの。土質改良にコストおよび時間が必要なもの。

土質改良の定義

：含水比低下

：粒度調整

：機能付加

：安定処理等

留意事項

：最大粒径
注意

：細粒分含有率
注意

：礫混入率
注意

：粒度分布
注意

：透水性
注意

：表層利用
注意

：施工機械の選定
注意

：淡水域利用
注意

：利用用途先の材料の最大粒径、または1層の仕上がり厚さが規定されているもの。
：利用用途先の材料の細粒分含有率の範囲が規定されているもの。
：利用用途先の礫混入率が規定されているもの。
：透水性が高いため、難透水性が要求される部位への利用は適さないもの。
：表面への露出などで植生や築造等に影響を及ぼすおそれのあるもの。
：過転圧などの点で問題があるため、縮固め等の施工機械の接地圧に注意を要するもの。
：淡水域に利用する場合、水域のpHが上昇する可能性があり、注意を要するもの。

：水切り、天日乾燥等を用いて含水比の低下を図ることで利用可能となるもの。
：利用場所や目的によっては細粒分のあるいは粗粒分の付加やふるい選別を行うことで利用可能となるもの。
：固化材、水や軽量材・補助工法等を混合や敷設することにより処理土に流動性、軽量性・耐久性などの付加価値をつけることにより利用可能となるもの。
：セメントや石灰による化学的安定処理や高分子系や無機材料による土中水分の固定を主目的とした改良材による土質改良を行うことにより利用可能となるもの。

：利用用途先の材料の最大粒径、または1層の仕上がり厚さが規定されているもの。または利用用途により粒度分布の範囲の規定があるもの。

8. 建設汚泥再生利用における留意点

建設汚泥の再生利用に際しては、処理、運搬・貯蔵時および利用時における留意点を十分に把握し、適切に施工しなければならない。表 - 5 に留意点を示す。

表 - 5 建設汚泥再生利用における留意点

時期	留意点
1. 処理時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理施設は、処理対象となる建設汚泥の性状、処理量、工期、処理ヤード、要求品質等を考慮して適切なものを計画する。また、その設置に当たっては関係法令を遵守しなければならない。 ・ 固化材および処理土については環境安全性を確認する。^{*1)} ・ 当該建設汚泥の発生場所が工場跡地であるなど土壌汚染等環境の安全性に不安がある場合は、その項目について土壌環境基準により、土質が変わる毎に調査を行う。
2. 運搬・貯蔵 (仮置き)時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理土の運搬を行う場合には、その性状を第4種処理土以上とし、周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう留意する。 ・ 処理土を盛土等に利用するまでの間、貯蔵(仮置き)する場合は、品質が低下しないよう適切な対策を講じるとともに、周辺の環境に影響を及ぼさないよう留意する。
3. 処理土利用時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理土が生活環境保全上の基準を満たしていること、利用用途毎に設計図書で規定された要求品質に適合していること、等を発注者が確認する。 ・ 流出、のり面崩壊対策等、一般的な土構造物と同様の設計、施工上の配慮を行う。 ・ 建設汚泥の再生利用に際しては、事前に周辺環境を調査し、覆土・敷土および排水処理等の環境対策を行い、生活環境の保全上支障を生じさせないようにしなければならない。 ・ 処理土を用いた盛土や埋戻し等の計画に当たっては、環境対策を検討するため、必要な調査を行う。 ・ 処理土利用工事の施工前、施工中および施工後には、必要に応じて水質観測を行い周辺水質への影響がないことを確認する。 ・ 工事区域からの排水は、周辺水域への影響がないよう、関係法令を遵守し、適切な処理を施す。 ・ 処理土による造成地盤上に植栽を行う場合、植物の良好な生育を促すため、客土や排水工等の対策を実施することが望ましい。 ・ 処理土を用いた盛土や埋戻し等の施工に当たっては、それぞれの利用用途に定められた指針等の基準に従って転圧等の施工管理を行う。 ・ 脱水処理や乾燥処理による処理土の利用にあたっては、適切な締固めや使用部位に注意し、地下水・雨水等の浸入による処理土の機能や耐久性が低下しないことを確認して、必要に応じて適切な対策を行い利用する必要がある。
4. 石灰・セメントによる改良土 ^{*2)} 利用時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再資源化の方法によっては改良土のpHが高くなることがあるが、このような場合は表流水、浸出水が公共用水域へ流出しないように排水処理や盛土等の設計上の配慮(覆土、敷土等)を行うこと。

*1) 六価クロムについては通達(「セメント及びセメント系固化材の使用及び改良土の再利用に関する当面の措置について」平成12年3月24日付け、建設省技調発第49号、建設省営発第10号、平成13年4月20日付け一部変更、国官技発第16号、国営建発第1号)に従うこと。

*2) 改良土とは、処理土のうち、セメント・石灰等による安定処理を行ったものを言う。

資料3 - 4 リサイクル原則化ルール

リサイクル原則化ルール

国土交通省の発注する建設工事において、以下の運用を行うこととする。この場合、経済性にはかかわらず実施するものとする。

なお、以下の要件に該当しない建設工事においても可能な範囲で積極的に再生資源の利用および再資源化施設の活用を図ることとする。また、再資源化施設の活用には、所要の品質が安定的に確保される施設を活用することとする。

(1) 建設副産物の工事現場からの搬出

1) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、再資源化施設へ搬出する。

2) 建設発生木材（伐木・除根材を含む）の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生した木材を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化施設へ搬出する。

ただし、工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設が無い場合、または以下の およびの条件を共に満たす場合には、再資源化に代えて縮減（焼却）を行った上で最終処分することができる。

工事現場から再資源化施設までその運搬に用いる車両が通行する道路が整備されていない場合縮減をするために行う運搬に要する費用の額が再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合

3) 建設汚泥の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生した建設汚泥を工事現場から搬出する場合は、原則として以下の ① のいずれかの方法をとる。

建設汚泥処理土として再生利用させるため、他の建設工事現場に搬出する（搬出元の工事現場または搬出先の工事現場にて所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合に限る）

他の建設工事にて建設汚泥処理土として再生利用させるため、再資源化施設に搬出する製品化させる（建設汚泥処理土以外の形で再生利用させる）ため、再資源化施設に搬出する

ただし、①、②において工事現場から50kmの範囲内に他の建設工事現場や再資源化施設が無い場合、③において再資源化施設を経由した他の建設工事現場までの運搬距離の合計が50kmを越える場合、他の建設工事との受入時期および土質等の調整が困難である場合には、縮減（脱水等）を行った上で最終処分することができる。なお、①、②においては、各地方建設副産物対策連絡協議会等で調整済みの場合は、その調整結果を優先することとする。

4) 建設発生土の工事現場からの搬出

工事現場から建設発生土が発生する場合は、原則として、50kmの範囲内の他の建設工事現場へ搬出する。なお、各地方建設副産物対策連絡協議会等で調整済みの場合は、その調整結果を優先することとする。また、他の建設工事との受入時期および土質等の調整が困難である場合は、別の処分場に搬出することを妨げない。

(2) 再生資源の利用

1) 再生骨材等の利用

工事現場から40kmの範囲内に再生骨材等を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生骨材等を利用する。

2) 再生加熱アスファルト混合物の利用

工事現場から40kmおよび運搬時間1.5時間の範囲内に再生加熱アスファルト混合物を製

造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生加熱アスファルト混合物を利用する。

3) 建設発生土および建設汚泥処理土の利用

工事現場から50kmの範囲内に建設発生土または建設汚泥（建設汚泥が発生する工事現場または当該工事現場において所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合）を搬出する他の建設工事もしくは建設汚泥処理土を製造する再資源化施設がある場合、受入時期、土質等を考慮したうえで、原則として、建設発生土もしくは建設汚泥処理土を利用する。なお、各地方建設副産物対策連絡協議会等で調整済みの場合はその調整結果を優先することとする。

【環境省通知】

資料 3 - 5 「規制改革・民間開放推進 3 ヶ年計画」(平成 16 年 3 月 19 日閣議決定)において平成 16 年度中に高ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について

第一 貨物駅等における産業廃棄物の積替え・保管に係る解釈の明確化

1 産業廃棄物のコンテナ輸送の定義

産業廃棄物のコンテナ輸送とは、コンテナ（貨物の運送に使用される底部が方形の器具であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械荷役、積重ね又は固定の用に供する装具を有すもの）であつて、日本工業規格 Z 1 6 2 7 その他関係規格等に定める構造・性能等に係る基準を満たしたものに産業廃棄物又は産業廃棄物が入った容器等を封入したまま開封することなく輸送することをいうこと。

2 産業廃棄物収集運搬業の許可の範囲について

産業廃棄物のコンテナ輸送を行う過程で、貨物駅又は港湾において輸送手段を変更する作業のうち、次の(1)及び(2)に掲げる要件のいずれも満たす作業については産業廃棄物のコンテナ輸送による運搬過程にあるととらえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 4 6 年政令第 3 0 0 号。以下「令」という。）第 6 条第 1 項第 1 号口若しくは第 6 条の 5 第 1 項第 1 号口に規定する積替え（以下単に「積替え」という。）又は令第 6 条第 1 項第 1 号八若しくは第 6 条の 5 第 1 項第 1 号八に規定する保管（以下単に「保管」という。）に該当しないと解するものとする。

- (1) 封入する産業廃棄物の種類に応じて当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない水密性及び耐久性等を確保した密閉型のコンテナを用いた輸送において、又は産業廃棄物を当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない容器に密封し、当該容器をコンテナに封入したまま行う輸送において、輸送手段の変更を行うものであること。
- (2) 当該作業の過程で、コンテナが滞留しないものであること。

第二 汚泥の脱水施設に関する廃棄物処理法上の取扱いの明確化

令第 7 条に規定する産業廃棄物処理施設については、昭和 4 6 年 1 0 月 2 5 日付け環整第 4 5 号厚生省環境衛生局環境整備課長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」中第 2 の 1 2 において「いずれも独立した施設としてとらえ得るものであって、工場又は事業場内のプラント（一定の生産工程を形成する装置をいう）の一部として組み込まれたものは含まない」としてきたところであるが、汚泥の脱水施設に関する法上の取扱いについて、その運用を以下のとおりとすること。

- 1 次の(1)から(3)に掲げる要件をすべて満たす汚泥の脱水施設は、独立した施設としてとらえ得るものとはみなされず、令第 7 条に規定する産業廃棄物処理施設に該当しないものとして取扱うこととすること。
 - (1) 当該脱水施設が、当該工場又は事業場内における生産工程本体から発生した汚水のみを処理するための水処理工程の一装置として組み込まれていること。
 - (2) 脱水後の脱離液が水処理施設に返送され脱水施設から直接放流されないこと、事故等により脱水施設から汚泥が流出した場合も水処理施設に返送され環境中に排出されないこと等により、当該脱水施設からの直接的な生活環境影響がほとんど想定されないこと。
 - (3) 当該脱水施設が水処理工程の一部として水処理施設と一体的に運転管理されていること。

- 2 上記1(1)から(3)に掲げる要件を満たす脱水施設における産業廃棄物たる汚泥の発生時点は、従前のおり当該脱水施設で処理する前とすること。
- 3 廃油の油水分離施設、廃酸又は廃アルカリの中和施設等汚泥の脱水施設以外の処理施設についても、上記と同様の考え方により令7条に規定する産業廃棄物処理施設に該当するか否かを判断するものとする。
- 4 従来法第15条第1項の許可が必要な産業廃棄物処理施設として扱われてきた汚泥の脱水施設等について、上記1(1)から(3)に掲げる要件をすべて満たし、令第7条に規定する産業廃棄物処理施設に該当しないことが明らかとなった場合には、法第15条の2の5第3項において準用する第9条第3項に定める廃止届出の提出を求めるなどして法の適用関係を明らかにするよう取り扱われたいこと。

第三 企業の分社化等に伴う雇用関係の変化に対応した廃棄物処理法上の取扱いの見直し

- 1 事業者が自らその産業廃棄物の処理を行うに当たって、その業務に直接従事する者（以下「業務従事者」という）については、次の(1)から(5)に掲げる要件をすべて。

満たす場合には、当該事業者との間に直接の雇用関係にある必要はないこと。

- (1) 当該事業者がその産業廃棄物の処理について自ら総合的に企画、調整及び指導を行っていること。
- (2) 処理の用に供する処理施設の使用権限及び維持管理の責任が、当該事業者にあること（令第7条に掲げる産業廃棄物処理施設については当該事業者が法第15条第1項の許可を取得していること。）
- (3) 当該事業者が業務従事者に対し個別の指揮監督権を有し、業務従事者を雇用する者との間で業務従事者が従事する業務の内容を明確かつ詳細に取り決めること。
またこれにより、当該事業者が適正な廃棄物処理に支障を来すと認める場合には業務従事者の変更を行うことができること。
- (4) 当該事業者と業務従事者を雇用する者との間で、法に定める排出事業者に係る責任が当該事業者に帰することが明確にされていること。
- (5) (3)及び(4)についての事項が、当該事業者と業務従事者を雇用する者との間で労働者派遣契約等の契約を書面にて締結することにより明確にされていること。

- 2 なお、事業の範囲としては、上記(3)に掲げる当該事業者による「個別の指揮監督権」が確実に及ぶ範囲で行われる必要があり、例えば当該事業者の構内又は建物内で行われる場合はこれに該当するものと解して差し支えないこと。

第四「廃棄物」か否か判断する際の輸送費の取扱い等の明確化

平成3年10月18日付け衛産第50号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課産業廃棄物対策室長通知で示したとおり、産業廃棄物の占有者（排出事業者等）がその産業廃棄物を、再生利用するために有償で譲り受ける者へ引渡す場合の収集運搬においては、引渡し側が輸送費を負担し、当該輸送費が売却代金を上回る場合等当該産業廃棄物の引渡しに係る事業全体において引渡し側に経済的損失が生じている場合に

は、産業廃棄物の収集運搬に当たり、法が適用されること。一方、再生利用するために有償で譲り受ける者が占有者となった時点以降については、廃棄物に該当しないこと。

なお、有償譲渡を偽装した脱法的な行為を防止するため、この場合の廃棄物に該当するか否かの判断に当たっては特に次の点に留意し、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断する必要があること。

- (1) その物の性状が、再生利用に適さない有害性を呈しているもの又は汚物に当たらないものであること。なお、貴金属を含む汚泥等であって取引価値を有することが明らかであるものは、これらに当たらないと解すること。

- (2) 再生利用をするために有償で譲り受ける者による当該再生利用が製造事業として確立・継続しており、売却実績がある製品の原材料の一部として利用するものであること。
- (3) 再生利用するために有償で譲り受ける者において、名目の如何に関わらず処理料金に相当する金品を受領していないこと。
- (4) 再生利用のための技術を有する者が限られている、又は事業活動全体としては系列会社との取引を行うことが利益となる等の理由により遠隔地に輸送する等、譲渡先の選定に合理的な理由が認められること。

規制改革通知に関する Q & A 集

(平成17年3月25日付け環廃産発第050325002号
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)

平成17年7月4日
環境省廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

Q & A の趣旨

本 Q & A は、平成17年3月25日付け環廃産発第050325002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知(以下「規制改革通知」という。)の運用に当たっての一般的な考え方を示したものである。したがって、実際の事例にこの考え方をどのように当てはめるかについては、都道府県等において、規制改革通知の趣旨を踏まえて個別具体的に判断されることとなる。

Q & A

第一 貨物駅等における産業廃棄物の積替え・保管に係る解釈の明確化

- 1 産業廃棄物のコンテナ輸送とは、コンテナ（貨物の運送に使用される底部が方形の器具であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械荷役、積重ね又は固定の用に供する装具を有するもの）であつて、日本工業規格 Z 1627 その他関係規格等に定める構造・性能等に係る基準を満たしたものに産業廃棄物又は産業廃棄物が入った容器等を封入したまま開封することなく輸送することをいうこと。
- 2 産業廃棄物収集運搬業の許可の範囲について
産業廃棄物のコンテナ輸送を行う過程で、貨物駅又は港湾において輸送手段を変更する作業のうち、次の(1)及び(2)に掲げる要件のいずれも満たす作業については産業廃棄物のコンテナ輸送による運搬過程にあるととらえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「令」という。)第6条第1項第1号ロ若しくは第6条の5第1項第1号ロに規定する積替え(以下単に「積替え」という。)又は令第6条第1項第1号ハ若しくは第6条の5第1項第1号ハに規定する保管(以下単に「保管」という。)に該当しないと解するものとする。こと。
 - (1) 封入する産業廃棄物の種類に応じて当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない水密性及び耐久性等を確保した密閉型のコンテナを用いた輸送において、又は産業廃棄物を当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない容器に密封し、当該容器をコンテナに封入したまま行う輸送において、輸送手段の変更を行うものであること。
 - (2) 当該作業の過程で、コンテナが滞留しないものであること

Q 1 . 「コンテナが滞留しない」か否かに関して、例えば鉄道輸送の場合に、完全予約制により積載する列車・積載量等が予め決まっているコンテナを、積載する予定の列車が到着するホームに置いて、数時間後に到着する列車への積み込みを待っている状態は「滞留」にあたらないと解してよいか。

A . 貴見のとおり。

Q 2 . 船舶が着岸する直前に船舶に積み込む予定のコンテナを埠頭に置いておくことは、コンテナの滞留にあたるか。

A . コンテナの数が船舶に積み込める数を超えていなければ滞留にはあたらない。

第二 汚泥の脱水施設に関する廃棄物処理法上の取扱いの明確化

令第7条に規定する産業廃棄物処理施設については、昭和46年10月25日付け環整第45号厚生省環境衛生局環境整備課長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」中第2の12において「いずれも独立した施設としてとらえ得るものであって、工場又は事業場内のプラント(一定の生産工程を形成する装置をいう。)の一部として組み込まれたものは含まない」としてきたところであるが、汚泥の脱水施設に関する法上の取扱いについて、その運用を以下のとおりとすること。

- 1 次の(1)から(3)に掲げる要件をすべて満たす汚泥の脱水施設は、独立した施設としてとらえ得るものとはみなされず、令第7条に規定する産業廃棄物処理施設に該当しないものとして取扱うこととすること。
 - (1) 当該脱水施設が、当該工場又は事業場内における生産工程本体から発生した汚水のみを処理するための水処理工程の一装置として組み込まれていること。
 - (2) 脱水後の脱離液が水処理施設に返送され脱水施設から直接放流されないこと、事故等により脱水施設から汚泥が流出した場合も水処理施設に返送され環境中に排出されないこと等により、当該脱水施設からの直接的な生活環境影響がほとんど想定されないこと。
 - (3) 当該脱水施設が水処理工程の一部として水処理施設と一体的に運転管理されていること。
- 2 上記1(1)から(3)に掲げる要件を満たす脱水施設における産業廃棄物たる汚泥の発生時点は、従前のとおり当該脱水施設で処理する前とすること。
- 3 廃油の油水分離施設、廃酸又は廃アルカリの中和施設等汚泥の脱水施設以外の処理施設についても、上記と同様の考え方により令第7条に規定する産業廃棄物処理施設に該当するか否かを判断するものとする。
- 4 従来法第15条第1項の許可が必要な産業廃棄物処理施設として扱われてきた汚泥の脱水施設等について、上記1(1)から(3)に掲げる要件をすべて満たし、令第7条に規定する産業廃棄物処理施設に該当しないことが明らかとなった場合には、法第15条の2の5第3項において準用する第9条第3項に定める廃止届出の提出を求めるなどして法の適用関係を明らかにするよう取り扱われたいこと。

Q 3 . 工場又は事業場内に設置されているが生産工程とはパイプライン等で結合されていない脱水施設であっても、工場又は事業場内における生産工程から発生した汚水のみを処理する場合には本通知の対象となるものと解してよいか。

A . 物理的に生産工程と結合されていない場合には、独立した施設としてとらえ得るものであるため、本通知の対象とはならない。

Q 4 . 泥水式シールド工事等の泥水循環工法において発生する泥水や、ダム工事の骨材製造工程において発生する濁水の処理施設の一装置として脱水施設が組み込まれている場合、これらを「一定の生産工程」としてとらえうると解してよいか。

A . 「一定の生産工程」は、製品の製造工程に限定されるものではなく、建設工事の工程も該当しうる。すなわち、泥水式シールド工事等の泥水循環工法やダム工事の骨材製造工程における脱水施設も、これが当該建設工事の本体工程と一体不可分の工程を形成しており、かつ、1(1)～(3)に掲げる要件を全て満たしているものについては、令第7条に規定する産業廃棄物処理施設に該当しないものとして取扱うこととする。

Q 5 . 「当該工場又は事業場内における生産工程本体」であれば、別法人による生産工程本体から発生した汚水が混入しているケースも該当すると解してよいか。

A . 当該生産工程本体と水処理施設及びその一装置として組み込まれている脱水施設が全体として一体不可分の工程を形成している場合には、該当しうる。

Q 6 . 汚染土壌を浄化する事業や砂利を洗浄する事業の浄化・洗浄工程における汚泥の脱水施設も、本通知の対象となるものと解してよいか。

A . これらの事業の生産工程本体は廃棄物に該当しないものを浄化・洗浄するものであり、汚泥の脱水施設がこの本体工程と一体不可分の工程を形成している場合には、製造工程の一環となっている汚泥の脱水施設と同様に取り扱うができることから、本通知の対象となる。

Q 7 . 浄水場・下水処理場における水処理（沈殿池等）で発生する汚泥の脱水施設については、本通知の対象となるものと解してよいか。

A . 水処理工程そのものを生産工程とみなすことは適当でないため、本通知の対象とはならない。

第三 企業の分社化等に伴う雇用関係の変化に対応した廃棄物処理法上の取扱いの見直し

- 1 事業者が自らその産業廃棄物の処理を行うに当たって、その業務に直接従事する者（以下「業務従事者」という。）については、次の(1)から(5)に掲げる要件をすべて満たす場合には、当該事業者との間に直接の雇用関係にある必要はないこと。
 - (1) 当該事業者がその産業廃棄物の処理について自ら総合的に企画、調整及び指導を行っていること。
 - (2) 処理の用に供する処理施設の使用権限及び維持管理の責任が、当該事業者にあること（令第7条に掲げる産業廃棄物処理施設については当該事業者が法第15条第1項の許可を取得していること。）。
 - (3) 当該事業者が業務従事者に対し個別の指揮監督権を有し、業務従事者を雇用する者との間で業務従事者が従事する業務の内容を明確かつ詳細に取り決めること。またこれにより、当該事業者が適正な廃棄物処理に支障を来すと認める場合には業務従事者の変更を行うことができること。
 - (4) 当該事業者と業務従事者を雇用する者との間で、法に定める排出事業者に係る責任が当該事業者に帰することが明確にされていること。
 - (5) (3)及び(4)についての事項が、当該事業者と業務従事者を雇用する者との間で労働者派遣契約等の契約を書面にて締結することにより明確にされていること。
- 2 なお、事業の範囲としては、上記(3)に掲げる当該事業者による「個別の指揮監督権」が確実に及ぶ範囲で行われる必要があり、例えば当該事業者の構内又は建物内で行われる場合はこれに該当するものと解して差し支えないこと。

Q 8 . 事業の範囲として構外又は建物外で行われる場合で「個別の指揮監督権」が確実に及ぶことはありうるのか。

A . 構外又は建物外で行われる場合には、一般的には個別の指揮監督権が及ぶと認めることは難しいと考えるが、実質的に構内又は建物内と同等の指揮監督権が及ぶと認められる客観的要素があれば、本通知

が適用可能である。御質問のケースについては、本通知の趣旨を踏まえ、都道府県等により個別具体的に判断されることとなる。

第四 「廃棄物」か否か判断する際の輸送費の取扱い等の明確化

平成3年10月18日付け衛産第50号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課産業廃棄物対策室長通知で示したとおり、産業廃棄物の占有者（排出事業者等）がその産業廃棄物を、再生利用するために有償で譲り受ける者へ引渡す場合の収集運搬においては、引渡し側が輸送費を負担し、当該輸送費が売却代金を上回る場合等当該産業廃棄物の引渡しに係る事業全体において引渡し側に経済的損失が生じている場合には、産業廃棄物の収集運搬に当たり、法が適用されること。一方、再生利用するために有償で譲り受ける者が占有者となった時点以降については、廃棄物に該当しないこと。

なお、有償譲渡を偽装した脱法的な行為を防止するため、この場合の廃棄物に該当するか否かの判断に当たっては特に次の点に留意し、その物の性状、排出の状況、通常の見扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断する必要があること。

- (1) その物の性状が、再生利用に適さない有害性を呈しているもの又は汚物に当たらないものであること。なお、貴金属を含む汚泥等であって取引価値を有することが明らかであるものは、これらに当たらないと解すること。
- (2) 再生利用をするために有償で譲り受ける者による当該再生利用が製造事業として確立・継続しており、売却実績がある製品の原材料の一部として利用するものであること。
- (3) 再生利用するために有償で譲り受ける者において、名目の如何に関わらず処理料金に相当する金品を受領していないこと。
- (4) 再生利用のための技術を有する者が限られている、又は事業活動全体としては系列会社との取引を行うことが利益となる等の理由により遠隔地に輸送する等、譲渡先の選定に合理的な理由が認められること。

Q 9 . 再生利用が予定されている産業廃棄物について、再生利用の入口となる、引渡し（輸送）の過程で廃棄物処理法の規制を及ぼすのは、円滑なりサイクル市場の発展を阻害するのではないか。

A . 廃棄物処理法が他人に有償で売却することができない物を廃棄物としてとらえて規制を及ぼしているのは、たとえそれが他者に引き渡した後に再生処理等により有償で売却できるものになるとしても、今その物を占有している者にとって不要である場合、ぞんざいに扱われ生活環境保全上の支障を生じるおそれがあることによるものである。

このように、廃棄物について、いずれ有償売却されることや再生利用されることを理由に廃棄物処理法の規制を及ぼさないことは不適切であり、再生利用するために有償で譲り受ける者が占有者となるまでは、廃棄物処理法の規制を適用する必要がある。

Q 10 . 通知本文及び参考2で列挙した事例においては、売却代金と運搬費用の比較等金銭面のみの判断が重視されているように見受けられるが、廃棄物該当性の判断について、「その物の性状、排出の状況、通常の見扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断する考え方」（総合判断説）との関係はどうなっているのか。

A . 本通知第四は、表題にあるとおり「廃棄物」か否か判断する際の要素の一つである輸送費の見扱い等について主として示したものである。一方、実際に輸送（収集運搬）や再生利用（処分）の段階で廃棄物か否かを判断するに際しては、輸送費及び売却代金の比較のみではなく、通知本文にも示したとおりその物の性状、排出の状況、通常の見扱い形態等その他の要素も総合的に勘案して、その物の排出時点において判断することとしており、この考え方に何ら変更はないものである。参考2に列挙した事例については、輸送費及び売却代金に重点を置いて紹介しているが、実際には物の性状・通常の見扱い形態等その他の要素（事例1及び事例2においては、再生利用の方法が技術的に確立しており、製造した製品（医薬品・鉄）の売却実績があること、一方事例3における「埋め戻し」においては、用途に適さない汚泥が含まれた再生土により土地のかさ上げを行っていることなど）も総合的に勘案して本結論に至ったものである。

Q 1 1 . 「当該再生利用が製造事業として確立・継続しており」とあるが、なぜ再生利用の内容が製品の製造に限定されるのか。有償で譲り受ける者の再生利用として、建設工事における埋立材としての利用や熱回収（サーマルリサイクル）はあたらないのか。

A . 本通知第四の留意事項（２）においては、再生利用する業者に対し有償譲渡をする物であるにもかかわらず、引渡し側にとって事業全体として経済的損失が生ずるような輸送を取って行う特殊なケースとして、製造事業における再生利用について、再生利用のための技術を有する者が限られている、又は事業活動全体としては系列会社との取引を行うことが利益となる等何らかの合理的な理由により譲渡先が限定され、これにより輸送費が上回る場合が実際に見られることを踏まえて、解釈の留意事項を示したものである。一方、建設工事における埋立材としての利用や熱回収については、現時点でそのようなケースは想定しにくい。

Q 1 2 . ガソリンスタンドや自動車整備工場、各種工場から排出される廃油（廃潤滑油等）の大部分は、廃油再生業者によって回収され、燃料として再生利用されている。排出事業者と廃油再生業者との間の取引は、回収量や運搬距離によっては廃油再生業者が排出事業者に対して適正な対価を支払う有償取引が一部行われることもあるが、再生利用が困難な有害物を含有する可能性があることなどから、廃油取引市場一般としては有償取引が行われているとは言い難い状況にある。こうした状況においては、廃油（廃潤滑油等）の回収行為について産業廃棄物収集運搬業の許可を取得する必要はあるか。

A . 一回の取引のみで有償性を判断するのではなく、当該事業者の事業全体で有償取引が行われていると認められない限りは、産業廃棄物収集運搬業の許可を取得する必要がある。

建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について

工作物の建設工事に伴って大量に排出される産業廃棄物たる建設汚泥(「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」(平成13年6月1日付け環産産第276号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)で規定する建設汚泥をいう。以下同じ。)に中間処理を加えた後の物(ばいじん等他の廃棄物を混入している物は含まない。以下「建設汚泥処理物」という)については、土地造成や土壌改良に用いる建設資材と称して不法投棄されたり、「土砂」と偽装されて残土処分場等に持ち込まれる事例が多発している。

建設汚泥処理物(1)については、建設汚泥に人為的に脱水・凝集固化等の中間処理を加えたものであることから、中間処理の内容によっては性状等が必ずしも一定でなく、飛散・流出又は崩落の恐れがあることに加え、有害物質を含有する場合や、高いアルカリ性を有し周辺水域へ影響を与える場合もある等、不要となった際に占有者の自由な処分に任せると不適正に放置等され、生活環境の保全上支障が生ずるおそれがある。そのため、建設汚泥処理物であって不要物に該当するものは廃棄物として適切な管理の下におくことが必要である。その一方で、生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない適正な再生利用については、積極的に推進される必要がある。そこで、循環型社会形成推進のため、また「規制改革・民間開放推進3か年計画(改訂)」(平成17年3月25日閣議決定)を受け、建設汚泥処理物について廃棄物に該当するかどうかを判断する際の基礎となる指針を以下のとおり示す。

1 建設汚泥処理物の例

- ・建設汚泥にセメント等の固化剤を混練し、流動性を有する状態で安定化させたもの
- ・建設汚泥に石灰等の固化剤や添加剤を加え脱水させたもの
- ・建設汚泥を脱水・乾燥させたもの

記

第一 建設汚泥処理物の廃棄物該当性判断に係る基本的考え方

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡できないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものである。特に建設汚泥処理物については、建設資材として用いられる場合であっても、用途(盛土、裏込め、堤防等)ごとに当該用途に適した性状は異なること、競合する材料である土砂に対して現状では市場における競争力がないこと等から、あらかじめその具体的な用途が定まっており再生利用先が確保されていなければ、結局は不要物として処分される可能性が極めて高いため、その客観的な性状だけからただちに有価物(廃棄物に該当しないものをいう。以下同じ。)と判断することはできない。また、現状において建設汚泥処理物の市場が非常に狭いものであるから、建設汚泥処理物が有償譲渡される場合であってもそれが経済合理性に基づいた適正な対価による有償譲渡であるか否かについて慎重な判断が必要であり、当事者間の有償譲渡契約等の存在をもってただちに有価物と判断することも妥当とは言えない。これらのことから、各種判断要素を総合的に勘案し

て廃棄物であるか否かを判断することが必要である。

なお、建設汚泥又は建設汚泥処理物に土砂を混入し、土砂と称して埋立処分する事例が見受けられるところであるが、当該物は自然物たる土砂とは異なるものであり、廃棄物と土砂の混合物として取り扱われたい。

第二 総合判断に当たっての各種判断要素の基準

具体の事例においては、以下の一から五までの判断要素（以下「有価物判断要素」という）を検討し、それらを総合的に勘案して判断することによって、当該建設汚泥処理物が廃棄物に該当するか、あるいは有価物かを判断されたい。

また、建設汚泥処理物の廃棄物該当性（又は有価物該当性）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の規制の対象となる行為ごとにその着手時点において判断することとなる。例えば、無許可処理業に該当するか否かを判断する際には、その業者が当該処理（収集運搬、中間処理、最終処分ごと）に係る行為に着手した時点であり、不法投棄に該当するか否かを判断する際には、投棄行為に着手した時点となる。したがって、例えば不法投棄が疑われる埋立処分行為がなされた後に、当該建設汚泥処理物の性状等が変化した場合であっても、当該埋立処分行為がなされた時点での状況から廃棄物該当性を判断することが必要である。

一 物の性状について

当該建設汚泥処理物が再生利用の用途に要求される品質を満たし、かつ飛散・流出、悪臭の発生などの生活環境の保全上の支障が生ずるおそれのないものであること。当該建設汚泥処理物がこの基準を満たさない場合には、通常このことのみをもって廃棄物該当するものと解して差し支えない。

実際の判断に当たっては、当該建設汚泥処理物の品質及び再生利用の実績に基づき、当該建設汚泥処理物が土壌の汚染に係る環境基準「建設汚泥再生利用技術基準（案）」、（平成11年3月29日付け建設省技調発第71号建設大臣官房技術調査室長通達）に示される用途別の品質及び仕様書等で規定された要求品質に適合していること、このような品質を安定的かつ継続的に満足するために必要な処理技術が採用され、かつ処理工程の管理がなされていること等を確認する必要がある。

二 排出の状況

当該建設汚泥処理物の搬出が、適正な再生利用のための需要に沿った計画的なものであること。

実際の判断に当たっては、搬出記録と設計図書の記載が整合していること、搬出前の保管が適正に行われていること、搬出に際し品質検査が定期的に行われ、かつその検査結果が上記一の「物の性状」において要求される品質に適合していること、又は搬出の際の品質管理体制が確保されていること等を確認する必要がある。

三 通常の見取り形態

当該建設汚泥処理物について建設資材としての市場が形成されていること。なお、現状において、建設汚泥処理物は、特別な処理や加工を行った場合を除き、通常の脱水、乾燥、固化等の処理を行っただけでは、一般的に競合材料である土砂に対して市場における競争力がないこと等から建設資

材としての広範な需要が認められる状況にはない。

実際の判断に当たっては建設資材としての市場が一般に認められる利用方法（ 2 ）以外の場合にあっては、下記四の「取引価値の有無」の観点から当該利用方法に特段の合理性があることを確認する必要がある。

2 建設資材としての市場が一般に認められる建設汚泥処理物の利用方法の例

- ・ 焼成処理や高度安定処理した上で、強度の高い礫状・粒状の固形物を粒径調整しドレーン材として用いる場合
- ・ 焼成処理や高度安定処理した上で、強度の高い礫状・粒状の固形物を粒径調整し路盤材として利用する場合
- ・ スラリー化安定処理した上で、流動化処理工法等に用いる場合
- ・ 焼成処理した上で、レンガやブロック等に加工し造園等に用いる場合

四 取引価値の有無

当該建設汚泥処理物が当事者間で有償譲渡されており、当該取引に客観的合理性があること。

実際の判断に当たっては、有償譲渡契約や特定の有償譲渡の事実をもってただちに有価物であると判断するのではなく、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する資材の価格や運送費等の諸経費を勘案しても営利活動として合理的な額であること、当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要である。

また、建設資材として利用する工事に係る計画について、工事の発注者又は施工者から示される設計図書、確認書等により確認するとともに、当該工事が遵守あるいは準拠しようとする、又は遵守あるいは準拠したとされる施工指針や共通仕様書等から、当該建設汚泥処理物の品質、数量等が当該工事の仕様に適合したものであり、かつ構造的に安定した工事が実施される、又は実施されたことを確認することも必要である。

五 占有者の意思

占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡しようとする、客観的要素からみて社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思があること。したがって、占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡できるものであると認識しているか否かは、廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素になるものではない。

実際の判断に当たっては、上記一から四までの各有価物判断要素の基準に照らし、適正な再生利用を行おうとする客観的な意思があるとは判断されない、又は主に廃棄物の脱法的な処分を目的としたものと判断される場合には、占有者の主張する意思の内容によらず廃棄物に該当するものと判断される。

第三 自ら利用について

自ら利用についても、第二で規定する各有価物判断要素を総合的に勘案して廃棄物該当性を判断する必要がある。

ただし、建設工事から発生した土砂や汚泥を、適正に利用できる品質にした上で、排出事業者が当該

工事現場又は当該排出事業者の複数の工事間において再度建設資材として利用することは従来から行われてきたところであり、このように排出事業者が生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない形態で、建設資材として客観的価値が認められる建設汚泥処理物を建設資材として確実に再生利用に供することは、必ずしも他人に有償譲渡できるものでなくとも、自ら利用に該当するものである。

排出事業者の自ら利用についての実際の判断に当たっては、第二で規定する各有価物判断要素の基準に照らして行うこと。ただし、通常の見取り形態については、必ずしも市場の形成まで求められるものでなく、上述の建設資材としての適正な利用が一般に認められることについて確認すること。また、取引価値（利用価値）の有無については第二の四の後段部分を参照すること。

なお、建設汚泥の中間処理業者が自ら利用する場合については、排出事業者が自ら利用する場合とは異なり、当該建設汚泥処理物が他人に有償譲渡できるものであるか否かにつき判断されたい。

第四 その他の留意事項

一 実際の利用形態の確認

建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断については、建設資材等と称する建設汚泥処理物の不適正処理が多発している現状にかんがみ、当初の計画時は有価物に該当するとされたものであったとしても、実際の工事において必要以上の建設汚泥処理物を投入したり、計画に反する品質の建設汚泥処理物や施工方法が用いられたり、工事終了後、計画と異なる用途に用いられたりするような場合には、これらのことにつき合理的な理由が認められない限り、実際には当初から主に不要物の脱法的な埋立処分を目的としたものであったと考えられ当該建設汚泥処理物は当初から廃棄物であったものと判断される

そのため都道府県（保健所を設置する市にあっては市。以下同じ。）においては、必要に応じ法第18条第1項に規定する報告徴収又は法第19条第1項に規定する立入検査（以下「報告徴収等」という。）を実施し、当初の計画が確実に実施されていることを確認する必要がある。

また、都道府県にあらかじめ相談することなく事業を行い、その結果として建設汚泥処理物を廃棄物として不適正に処理した疑いがある事案においては、報告徴収等を通じた現場の状況の確認及び当該建設汚泥処理物の採取・分析、関係資料の収集並びに関係者からの事実確認等を行い、第二で規定する各有価物判断要素の基準に基づき厳正に廃棄物該当性を判断されたい。

二 建設汚泥の再生利用に係る環境大臣による認定制度及び都道府県知事による指定制度

法第15条の4の2の規定による環境大臣の認定を受けた者が、当該認定基準に適合して再生した建設汚泥処理物については、必ずしも有償譲渡されるものではなくとも、工事に係る計画等から、当該建設汚泥処理物について、客観的な価値を有する建設資材に利用され、当該用途に係る適正な、かつ生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない品質、利用量及び施工方法が確保され、かつ、これらのことを客観的に担保できる体制が明示された具体的な計画があらかじめ定められていることから、当該建設汚泥処理物はその再生利用先への搬入時点において、建設資材として取引価値（自ら利用する場合には利用価値）を有するものとして取り扱うことが可能である。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条第2号及び第10条の3第2号の規定による都道府県知事又は保健所設置市市長による建設汚泥の再生利用に係る指定制度（以下「指定制度」という。）において、環境大臣の認定制度と同等の判断基準等が採用されている場合には、当該指定制度の下で再生された建設汚泥処理物について同様の取扱いをして差し支えない。

三 都道府県知事による指定制度に係る通知の発出

上記二の要件を満たす指定制度については、本通知の趣旨を踏まえ、追って新たにその運用について通知する予定である。

資料3 - 7 建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方について

建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方について

建設汚泥（「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」（平成13年6月1日付け環廃産発第276号本職通知）の2.3(7)で規定する建設汚泥をいう。以下同じ。）に中間処理を加えた後の物（ばいじん等他の廃棄物を混入している物は含まない。以下「建設汚泥処理物」という）の廃棄物該当性の判断については「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」（平成17年7月25日付け環産廃第050725002号本職通知。以下「指針」という。）によりその考え方を示したところである。

当該指針については、建設汚泥処理物が土地造成や土壌改良に用いる建設資材と称して不法投棄されたり「土砂」と偽装されて残土処分場等に持ち込まれる事例など、が多発していることから、建設汚泥処理物について廃棄物に該当するかどうかを判断する際の基礎として示したものであり、当該指針による適切な取扱いをお願いしているところである。

一方、当該指針では、建設汚泥の再生利用について、都道府県知事又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第27条に規定する市の長（以下「都道府県知事等」という。）が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条第2号及び第10条の3第2号に基づく再生利用に係る指定制度（以下「指定制度」という。）を利用する場合においては、都道府県知事等が当該指定にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号以下「法」という。）第9条の8及び第15条の4の2による環境大臣の再生利用認定制度と同等の判断基準に沿って指定を行う場合には、当該建設汚泥処理物は再生利用されることが確実であるため、再生利用に供される場所へ搬入された時点において、廃棄物として価値を有しないものではなく建設資材として取引価値を有するもの（自ら利用する場合には利用価値）とする取扱いが可能であることを併せて示しており、都道府県知事等による指定制度を活用した適正な建設汚泥の再生利用の促進を期待しているところである。

また国土交通省では、建設工事から発生する廃棄物（以下「建設廃棄物」という。）の再生利用を促進するためには公共工事において積極的に建設廃棄物の再生利用を図っていくことが必要であるとの認識から国土交通省が発注する公共事業においては、建設廃棄物の再生利用について、原則として経済性に関わらず実施する事項、いわゆる「リサイクル原則化ルール」^注）を定めているところであるが、今般、現行の「リサイクル原則化ルール」において再生利用を促進すべき建設廃棄物として指定されて、いるコンクリート塊及び建設発生残土に加え建設汚泥が新たに指定されるとともに平成18年6月12日付け国官技第46号、国官総第128号、国営計第36号、国総事第19号国土交通事務次官通知「建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について」を発出し、積極的に建設廃棄物の再生利用を進めることとしたところである。

今後、こうした国土交通省の取組により、各種公共事業において建設汚泥の再生利用の動きが進むことが期待されることから、環境省としても建設汚泥の適正な再生利用を促進するため、指定制度の運用に係る基本的な考え方及び再生利用が確実であることを担保するために都道府県知事等が確認すべき事項を別添「建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方」としてまとめたので、各都道府県及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第27条に規定する市においては指定制度の積極的な運用に努められたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

注) 「リサイクル原則化ルール」

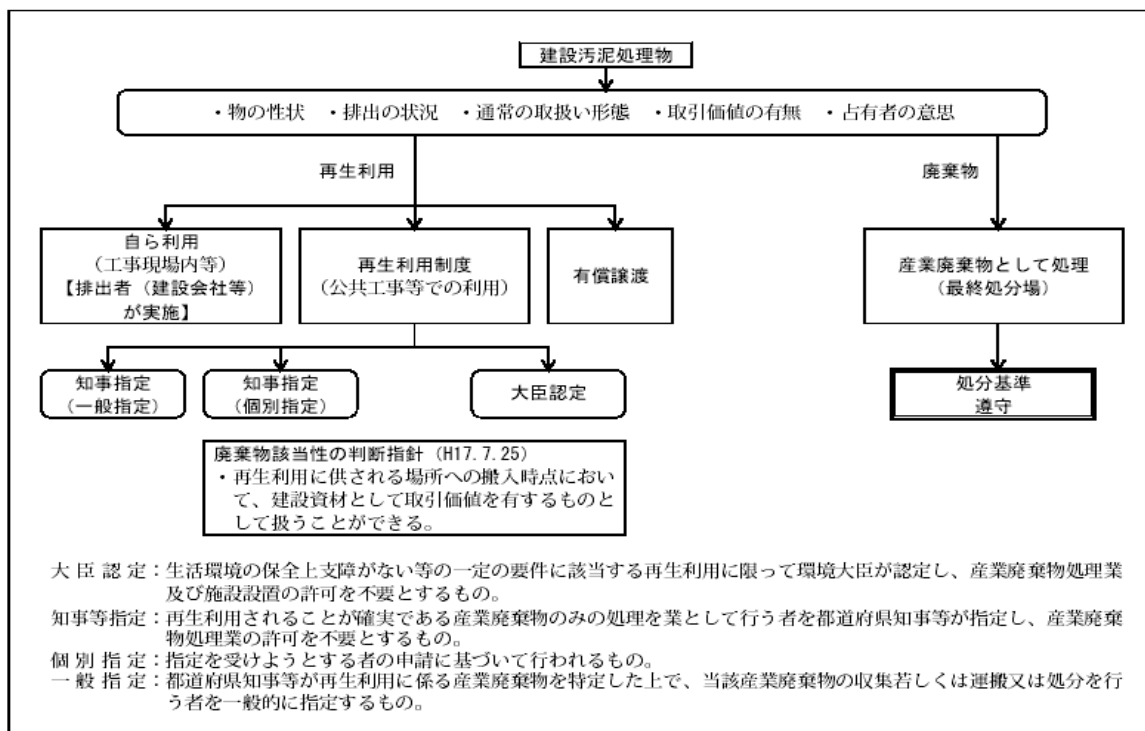
リサイクル原則化ルールは、建設廃棄物の再生利用を促進するためには公共工事が先導的役割を果たす必要があることから、国土交通省が発注する公共工事においては、原則として経済性に関わらず建設廃棄物の再生利用を実施することを定めたもの。

建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方

1 建設汚泥の再生利用の考え方

建設汚泥の再生利用を促進するための方法として、都道府県知事又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第27条に規定する市の長（以下「都道府県知事等」という。）による廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条第2号及び第10条の3第2号による再生利用に係る指定制度（以下「指定制度」という。）の活用が期待されているところである。

これは、指定制度により指定を受けた者が扱う建設汚泥処理物は、再生利用されることが確実であるため、必ずしも有償譲渡されるものでなくとも、再生利用に供される場所へ搬入された時点において、廃棄物として価値を有しないものではなく、建設資材として取引価値を有するもの（自ら利用する場合には利用価値）とする取扱いが可能であり、指定制度の活用が進めば、有償譲渡されにくい等、廃棄物として扱われやすく再生利用に供されにくい建設汚泥の適正な再生利用が促進されると考えられるからである。



2 指定制度活用に向けた課題

都道府県知事等が指定制度（個別指定）を活用する上で課題となる事項を整理した場合、以下の事項が挙げられる。

制度運用のための基本的な考え方の整理

- ・ 指定の範囲の考え方
- ・ 不具合発生の場合の責任の考え方

- ・ 指定を受ける者（申請者）の考え方
再生利用が確実であることを確保するための確認事項
- ・ 搬出・利用計画等
- ・ 建設汚泥処理物の利用用途及び品質
- ・ 建設汚泥の処理工程
- ・ 建設汚泥及び建設汚泥処理物の運搬管理
- ・ 施工計画
- ・ 建設汚泥処理物の保管
- その他
 - ・ 手続きの簡素化、期間短縮

3 指定制度の運用に当たっての考え方

2で整理した課題について、制度運用における考え方を以下に示す。

なお、ここで示すのは、制度運用のための基本的な考え方や再生利用が確実であることを確保するための確認事項についてであり、建設汚泥の再生利用全般については、施設設置に係る許可や排出事業者における保管基準等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号以下「法」という。）による各種規定が適用されるがここでは特に記述しないので留意されたい

また「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第九条第二号及び第十条の三第二号に基づく再生利用業者の指定制度について（平成6年4月1日衛産第42号厚生省生活衛生局水道環境部）産業廃棄物対策室長通知（以下「指定制度通知」という。）における「再生輸送」及び「再生活用」については、通知文の引用部分を除き、それぞれ「収集・運搬」「中間処理」としている。」、

3.1 指定の範囲

指定の対象となる範囲については、一般的には建設汚泥の発生から建設汚泥処理物が再生利用に供される場所へ搬入されるまでの一連の範囲である。

【解説】

「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」（平成17年7月25日付け環廃産発第050725002号本職通知（以下「判断指針」という。）の第四の二では、「法第15の4の2の規定による環境大臣の認定を受けた者が、当該認定基準に適合して再生した建設汚泥処理物については、必ずしも有償譲渡されるものではなくとも工事に係る計画等から当該建設汚泥処理物について客観的な価値を有する建設資材に利用され、当該用途に係る適正な、かつ生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない品質、利用量及び施工方法が確保され、かつ、これらのことを客観的に担保できる体制が明示された具体的な計画があらかじめ定められていることから、当該建設汚泥処理物はその再生利用先への搬入時点において、建設資材として取引価値（自ら利用する場合には利用価値）を有するものとして取り扱うことが可能である」としている。

また判断指針においては、環境大臣による認定制度と同様、都道府県知事等による指定制度においても、環境大臣による認定制度と同等の判断基準等が採用されている場合には、当該指定制度の下で再生された建設汚泥処理物について同様の取扱ができると示していることから、指定制度においても、建設汚泥処理物の取引価値を担保する体制が明示された具体的な計画があらかじめ定められていることを十分に審査することが重要となる。当該指定制度の審査の範囲としては、再生利用が確実であることを十分に確認する必要があることから、建設汚泥の発生から再生利用に供される場所における工事の内容の確認までが対象である。

また、指定の範囲については、建設汚泥の発生場所から再生利用に供される場所へ搬入するまでの一連の範囲となる。

ただし、廃棄物該当性は様々な観点から総合的に判断されるものであり、排出事業者や当該建設汚

泥処理物の利用者などの意思等も重要であることから、各都道府県又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第27条に規定する市（以下「都道府県等」という。）においてこれ以外の考え方をとることが否定されるものではない。

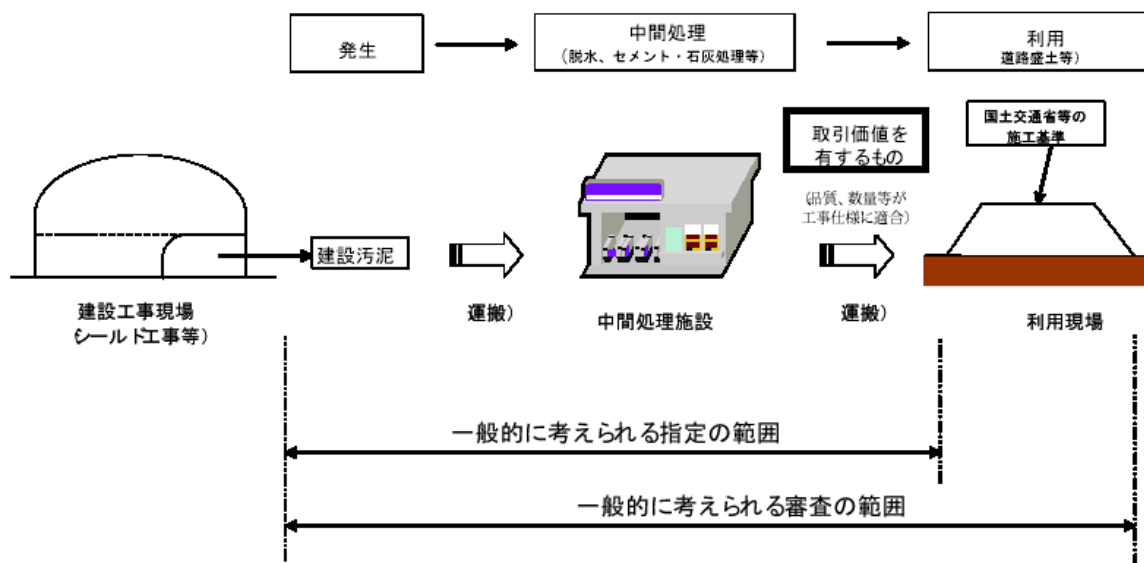


図2 一般的な指定の範囲と審査の範囲

3.2 指定を受ける者

指定を受ける者は、指定に係る建設汚泥又は建設汚泥処理物の収集・運搬又は中間処理を行う者である。

【解説】

「指定制度通知」では「略」再生輸送（再生利用のために産業廃棄物の収集又は運搬を行う、（ことをいう。）を業として行う者を再生輸送業者として、再生活用（再生利用のために産業廃棄物の処分を行うことをいう）を業として行う者を再生活用業者として指係る産業廃棄物である建設汚泥又は建設汚泥処理物の収集・運搬又は中間処理を行う者である。

しかしながら、再生利用を促進するためには、排出事業者が主体的な役割を担う可能性があること、再生利用されることが確実であることを審査するにあたっては利用工事発注者の関与が重要であること等からこれらの関係者を積極的に関与させるため、指定の対象とすることも考えられる。

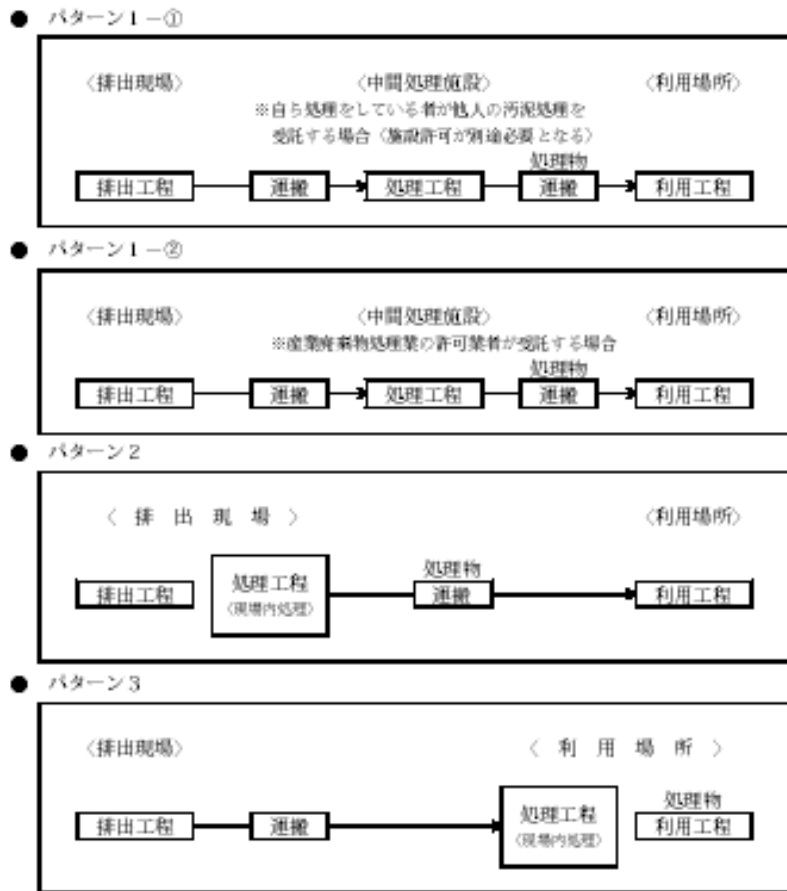
また「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」（平成18年6月12日国官技第46号・国官総第128号・国営計第36号・国総事第19号国土交通事務次官通知）においても、建設汚泥の再生利用に関しては、排出工事の発注者や元請業者が重要な役割を担っている場合が多いとして、これらの者による都道府県等環境部局への事前相談等を明記しているところである。

3.3 指定に係る関係者の組み合わせ

想定される組み合わせとしては、指定制度の趣旨に鑑みると下記の四つのパターンのうちパターン1 - 、2及び3が基本である。しかしながら、実際には建設汚泥の特殊性からパターン1 - の需要が高いものと考えられる。この場合、都道府県知事等から法第14条第1項及び第6項の許可を受けて、複数の排出事業者からの建設汚泥を受け入れていることが想定されるため、この指定に当たっては、指定対象外の建設汚泥とその区別ができる等の体制が必要である。

【解説】

建設汚泥の再生利用に係る関係者の組み合わせとして考えられる4パターンを以下に示す。



3.4 再生利用が確実であることについての確認

指定制度により建設汚泥の再生利用を確実に行うためには、建設汚泥処理物が、資材として利用される用途に照らしてその品質及び数量が適切であり、その施工方法が適切であることが必要であり、かつこれらのことを客観的に担保できる体制が明示された具体的な計画があらかじめ定められていることが重要である。

以下に「(1) 搬出・利用計画等」「(2) 建設汚泥処理物の利用用途及び品質」「(3) 建設汚泥の処理工程」、「(4) 建設汚泥及び建設汚泥処理物の運搬管理体制」、「(5) 施工計画」、「(6) 建設汚泥処理物の保管」について要点をまとめた。

(1) 搬出・利用計画等

指定の審査時には、搬出・利用計画等において建設汚泥処理物が再生利用に供される場所へ確実に搬入されることを確認する必要があると考えられる。なお、そのことを確認する書類としては以下に示す書類等がある。

- ・再生利用の実施に関する排出側と利用側の確認書
- ・建設汚泥処理物を工事間で利用することを調整したこと（国土交通省では「利用調整会議」による調整等に相当）の確認書
- ・法令又は公的機関等により認可等された工事であることを証明する書類等
- ・再生利用計画が反映された工事発注仕様書又は再生資源利用促進計画書（参考1）
- ・その他、事前協議文書等、再生利用の実施を確認できる行政書類

【解説】

判断指針の第二の二では、当該建設汚泥処理物の搬出が、適正な再生利用のための需要に沿った計画的なものであることとしている。また、第二の四では、建設資材として当該建設汚泥処理物を利用する工事に係る計画を設計図書や確認書等により確認し、また、準拠する施工指針等から構造的に安定した工事が実施されることを確認することとしている。

このように、具体的な利用計画の存在とその妥当性を確認することにより、建設汚泥処理物の利用先が確実に確保されていることを確認する必要がある。なお、第四の二では、大臣認定制度に係る計画については、建設汚泥処理物の資材としての価値や適正な品質、利用量や施工方法について客観的に担保できる体制が明示された具体的な計画があらかじめ定められていることとしていることから、指定制度についても参考とされたい。

建設工事を、公共工事、公益工事（鉄道、電力、ガス等、法令等により認可された民間工事（土地区画整理事業等）、その他の民間工事に区分すると、公共工事及び公益工事については国土交通省都道府県公益企業等により設計・施工管理基準等が定められており、また、発注者による管理が十分に機能するという特長がある。

一方で、法令等により認可された民間工事で基準が定められていないもの及びその他の民間工事については、発注者による管理が十分に機能しない等の可能性も否定できないことから、指定の審査時にあたっては、利用が確実であること、受注者の施工管理が十分にであることに十分に留意することが必要である。

(2) 建設汚泥処理物の利用用途及び品質

指定の審査時には、建設汚泥処理物の品質が、国土交通省等によって定められた利用用途ごとの設計・施工基準等の品質基準に適合していることを確認する必要がある。参考2に「建設汚泥処理土利用技術基準（平成18年6月12日付け、国官技第50号・国官総第137号・国営計第41号、国土交通省大臣官房技術調査課長・公共事業調査室長・官庁営繕部計画課長通知）における「建設汚泥処理土の適用用途標準」を示す。

ただし、土地造成については、埋立処分を主な目的として搬入される可能性も否定できないことから、確実に再生利用されることについて、特段の注意を払って確認する必要がある。

また、建設汚泥の排出から利用までのマテリアルフロー図等により、利用の流れを確認する必要がある。

【解説】

判断指針の第二の一では、建設汚泥処理物が再生利用の用途に要求される品質を満たし、かつ生活環境保全上の支障が生ずるおそれのないものであることとしている。具体的には、土壌環境基準や「建設汚泥処理土利用技術基準」、仕様書等に規定された品質等を満たすことを確認する必要がある。また、第二の二では、当該建設汚泥処理物の搬出が、適正な再生利用のための需要に沿った計画的なものであることとしており、具体的には設計図書等において計画された数量との整合がとられる必要がある。また第四の二では同様に「（略）建設汚泥処理物については、必ずしも有償譲渡されるものではなくとも、工事に係る計画等から、当該建設汚泥処理物について、客観的な価値を有する建設資材に利用され、当該用途に係る適正な、かつ生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない品質、利用量及び施工方法が確保され（略）」としている。

以上より、建設汚泥処理物が客観的な価値を有する建設資材として利用されるものであって、かつ利用用途に応じた品質を満足することを計画や実績から確認する必要がある（参考3に建設汚泥処理土の利用用途ごとの要求品質）を示す。）

(3) 建設汚泥の処理工程

指定の審査時には、建設汚泥処理物の品質を確保するための処理技術が採用され、かつ処理工程の管理がなされていることを確認する必要がある。

なお、確認すべき事項としては以下に示す事項等が考えられる。

審査時

- ・建設汚泥の発生量見込みが適切であるか
- ・施設は、建設汚泥の計画処理量に見合った処理能力を有しているか。
- ・要求される建設汚泥処理物の品質を確保できる設備であるか（試験等で実証されているか）
- ・固化材等を添加する場合には品質及び添加量等が適切か試験等で実証されているか
- ・施設は、振動、悪臭等の生活環境保全上の支障の生じるおそれがないか
- ・建設汚泥及び建設汚泥処理物のストックヤードは十分か
- ・ストックヤードには飛散、降雨による流出等の防止対策が施されているか
- ・施設の運転体制が整えられているか
- ・建設汚泥の処理量、固化材等の購入量及び添加量、建設汚泥処理物の発生量等の運転記録を管理できる体制が整えられているか

運用時

- ・申請された施設、ストックヤード等が現実に申請どおりに設置されているか
- ・振動、悪臭等の生活環境保全上の支障が生じていないか
- ・適切な運転管理がなされているか

【解説】

判断指針の第二の一では「（略）このような品質を安定的かつ継続的に満足するために必要な、処理技術が採用され、かつ処理工程の管理がなされていること等を確認する必要がある」としている。また第二の二では、搬出前の保管が適正に行われていること、搬出に際し品質検査が定期的に行われていること、搬出の際の品質管理体制が確保されていること等の確認が必要であるとしている。

(4) 建設汚泥及び建設汚泥処理物の運搬管理体制

指定の審査時には、建設汚泥及び建設汚泥処理物について、確実な運搬管理体制が整えられていることを確認する必要がある。なお、運搬管理の方法としては以下に示す方法等がある。

- ・処理工程からの排出時及び利用先への搬入時に処理物の品質を確認し、その品質確認結果をもって利用先に確実に運搬されたことの確認
- ・運搬計画又は搬出入管理伝票等による運搬管理

(5) 施工計画

指定の申請時に具体的な施工計画を提出させることが望ましいが、建設工事では利用工事の具体的な施工計画の決定は、指定後になる可能性があることから、必要に応じ施工計画が決定され次第、利用工事の発注者又は施工業者から、これを都道府県知事等に提出するよう取り決める必要がある。

工事開始後は、必要に応じて利用側の発注者等に対して、写真等の記録により計画どおりに建設汚泥処理物が利用されていることを確認する必要がある。

【解説】

判断指針の第二の四では、建設資材として当該建設汚泥処理物を利用する工事に係る計画を設計図書や確認書等により確認し、また、準拠する施工指針等から構造的に安定した工事が実施される、又はされたことを確認することが必要としている。

建設工事の施工が実際に適切に行われたか否かについての結果は、必ずしも廃棄物該当性の直接的な判断要因ではないが、立ち入り検査等により建設汚泥処理物が適切に利用されているかどうかを確認するに際して施工計画に係る情報は必要である。

(6) 建設汚泥処理物の保管

指定の審査時には、建設汚泥処理物について、適切な保管体制が整えられていることを確認する必要がある。なお、適切な保管体制を確認するために、以下に示す事項等について確認する必要があると考えられる。

- ・建設汚泥処理物の保管場所が、中間処理を行う場所、再生利用の場所に鑑みて適正といえるか。
- ・建設汚泥処理物の保管期間と利用計画の整合が取れているか。
- ・建設汚泥処理物の保管方法は適切か（飛散・流出等の防止対策が施されているか、保管高さが適当か等。）
- ・保管のための管理体制が示されているか（保管管理責任者の設置等。等）

【解説】

判断指針の第四の二では、建設汚泥処理物の利用計画に関して、都道府県知事等が環境大臣の認定制度での利用計画（高規格堤防）と同等の判断基準に沿った利用と判断する場合には、建設汚泥処理物はその利用先への搬入時点において、建設資材として取引価値を有するものとして取り扱うことが可能であるとしている。

廃棄物処理法では、産業廃棄物の中間処理基準として産業廃棄物の保管期間が定められているが、中間処理後の物の保管期間は定められていないことから、建設汚泥処理物について、廃棄物処理法の保管数量の規定は適用されないが、保管場所、利用計画との整合性、保管方法、保管のための管理体制などについて確認し、適切な保管体制とすることが必要である。

また、建設汚泥処理物の保管高さについては特に基準が定められておらず、土木設計指針等においても、土質材料の保管方法等は規定されていないことから、参考として、道路土工のり面工・斜面安定工指針における盛土材料及び盛土高に対する標準のり面勾配を参考4に示す。

なお、この標準のり面勾配はあくまで参考であり、建設汚泥処理物の保管高さ及びのり面勾配として準用するものではない。

3.5 その他

(1) 利用先への搬入後の考え方

建設汚泥処理物が利用された後、建設汚泥処理物に廃棄物が混入していた、建設汚泥処理物が再生利用先の求める品質を満たしていなかった等の事態が生じた場合には、廃棄物の不適正処理や不法投棄に該当し得るものであり、指定を受けた者を含む行為者等が責任を負うものである。

このような事態を防止するためにも、都道府県知事等は指定に当たり建設汚泥処理物の品質管理体制等を十分に把握して審査する必要がある。

(2) 指定制度通知について

指定制度通知では「排出事業者から再生活用（輸送）に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受け取るなど、再生活用（輸送）が営利を目的としないものであること。」、「排出事業者との間で対象産業廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立されており、かつ、その取引関係に継続性があること。」としているが、建設汚泥の再生利用業者指定に当たって、本書で示すように再生利用の現実性を確認できる場合にあっては、一様に営利を目的としないとする必要はない。

また、取引関係の継続性については、建設汚泥処理物の特殊性を考慮し、事業期間内での継続性があればよいとすることも可能である。

(3) 手続きに要する標準期間の提示

行政があらかじめ指定手続きに要する標準的な期間を提示することにより、指定制度の活用促進につながるものである。

(4) 複数の都道府県等にわたる指定制度

複数の都道府県等にわたって建設汚泥を再生利用しようとする場合にも、関係する都道府県知事等の指定を受けることにより指定制度の活用が可能とされているので、申請があった際には関係する都道府県等間での連携を図る必要がある。

(5) 申請書の様式の追加・修正

これまでの内容を踏まえて申請書第1号様式に追加・修正した様式を参考5に示す。

参考2 建設汚泥処理土の適用用途標準

区分	適用用途		工作物の埋戻し		建築物の埋戻し		土木構造物の裏込め		道路用盛土		河川築堤		土地造成		鉄道盛土		空港盛土		水面埋立て		
	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	
																					路床
第1種処理土 (焼成処理・高度安定処理)		最大粒径 注意	最大粒径 注意	最大粒径 注意	最大粒径 注意	最大粒径 注意	最大粒径 注意	最大粒径 注意 礫混入率 透水性注 意 表層利用 注意	最大粒径 注意 礫混入率 透水性注 意 表層利用 注意	最大粒径 注意 礫混入率 透水性注 意 表層利用 注意	最大粒径 注意 礫混入率 透水性注 意 表層利用 注意	最大粒径 注意 礫混入率 透水性注 意 表層利用 注意	最大粒径 注意 礫混入率 透水性注 意 表層利用 注意	最大粒径 注意 礫混入率 透水性注 意 表層利用 注意	最大粒径 注意 礫混入率 透水性注 意 表層利用 注意	最大粒径 注意 礫混入率 透水性注 意 表層利用 注意	最大粒径 注意 礫混入率 透水性注 意 表層利用 注意	最大粒径 注意 礫混入率 透水性注 意 表層利用 注意	最大粒径 注意 礫混入率 透水性注 意 表層利用 注意	最大粒径 注意 礫混入率 透水性注 意 表層利用 注意	
	処理土																				
第2種 処理土		細粒分含 有率注意	表層利用 注意	細粒分含 有率注意	表層利用 注意	表層利用 注意	表層利用 注意	表層利用 注意	表層利用 注意	表層利用 注意	表層利用 注意	表層利用 注意	表層利用 注意	表層利用 注意	表層利用 注意	表層利用 注意	表層利用 注意	表層利用 注意	表層利用 注意	表層利用 注意	表層利用 注意
	改良土																				
第3種 処理土			施工機械 の選定注 意		施工機械 の選定注 意	施工機械 の選定注 意	施工機械 の選定注 意	施工機械 の選定注 意	施工機械 の選定注 意	施工機械 の選定注 意	施工機械 の選定注 意	施工機械 の選定注 意	施工機械 の選定注 意	施工機械 の選定注 意	施工機械 の選定注 意	施工機械 の選定注 意	施工機械 の選定注 意	施工機械 の選定注 意	施工機械 の選定注 意	施工機械 の選定注 意	施工機械 の選定注 意
	改良土																				
第4種 処理土			施工機械 の選定注 意		施工機械 の選定注 意	施工機械 の選定注 意	施工機械 の選定注 意	施工機械 の選定注 意	施工機械 の選定注 意	施工機械 の選定注 意	施工機械 の選定注 意	施工機械 の選定注 意	施工機械 の選定注 意	施工機械 の選定注 意	施工機械 の選定注 意	施工機械 の選定注 意	施工機械 の選定注 意	施工機械 の選定注 意	施工機械 の選定注 意	施工機械 の選定注 意	施工機械 の選定注 意
	改良土																				

出典：「建設汚泥処理土利用技術基準」（平成18年6月12日付け、国技第50号・国官総第137号・国営計第41号、国土交通省大臣官房技術調査課長・公共事業調査室長・官庁官繕部 計画課長通知）

本表に例示のない適用用途に建設汚泥処理土を使用する場合は、本表に例示された適用用途の中で類似するものを準用する。

- 1 建築物の埋戻し：一定の強度が必要な埋戻しの場合は、工作物の埋戻しを準用する。
- 2 水面埋立て：水面上へ土砂等が出た後については、利用目的別の留意点（地盤改良、締め固め等）を別途考慮するものとする。

注： 処理土：建設汚泥を処理したもの。 改良土：処理土のうち、安定処理等を行ったもの。

凡例：【評価】

- ：そのまま利用可能なもの。留意事項に使用時の注意を示した。
- ：適切な処理方法（含水比低下、粒度調整、機能付加、安定処理等）を行えば使用可能なもの。
- ：評価が のものと比較して、土質改良にコストおよび時間が必要なもの。

土質改良の定義

含水比低下：水切り、天日乾燥等を用いて含水比の低下を図ることにより利用可能となるもの。
 粒度調整：利用場所や目的によっては細粒分の付加やふるい選別を行うことで利用可能となるもの。
 機能付加：固化材、水や軽量材・補助工法等を混合や敷設することにより処理土に流動性、軽量性・耐久性などの付加価値をつけることにより利用可能となるもの。
 安定処理等：セメントや石灰による化学的安定処理や高分子系や無機材料による土中水分の固定を主目的とした改良材による土質改良を行うことにより利用可能となるもの。

留意事項

- 最大粒径注意：利用用途先の材料の最大粒径、または1層の仕上がり厚さが規定されているもの。
- 細粒分含有率注意：利用用途先の材料の細粒分含有率が規定されているもの。
- 礫混入率注意：利用用途先の礫混入率が規定されているもの。
- 粒度分布注意：液状化や土粒子の流出などの点で問題があり、利用場所や目的によっては粒度分布に注意を要するもの。または利用用途により粒度分布の範囲の規定があるもの。
- 透水性注意：透水性が高いため、難透水性が要求される部位への利用は適さないもの。
- 表層利用注意：表面への露出などで植生や築造等に影響を及ぼす恐れのあるもの。
- 施工機械の選定注意：過転圧などの点で問題があるため、締め固め等の施工機械の接地圧に注意を要するもの。
- 淡水域利用注意：淡水域に利用する場合、水域のpHが上昇する可能性があるため、注意を要するもの。

参考 4

盛土材料及び盛土高に対する標準のり面勾配

盛土材料	盛土高 (m)	勾 配	摘 要
粒度の良い砂(S)、礫及び細粒分混じり礫(G)	5m以下	1:1.5 ~ 1:1.8	基礎地盤の支持力が十分にあり、浸水の影響のない盛土に適用する。 ()の統一分類は代表的なものを参考に示す。 標準のり面勾配の範囲外は安定計算を行う。
	5 ~ 15m	1:1.8 ~ 1:2.0	
粒度の悪い砂(SG)	10m以下	1:1.8 ~ 1:2.0	
	10m以下	1:1.5 ~ 1:1.8	
岩塊(ずりを含む)	10 ~ 20m	1:1.8 ~ 1:2.0	
	5m以下	1:1.5 ~ 1:1.8	
砂質土(SF)、硬い粘質土、硬い粘土(洪積層の硬い粘質土、粘土、関東ローム等)	5 ~ 10m	1:1.8 ~ 1:2.0	
	5m以下	1:1.8 ~ 1:2.0	

出典：「道路土工のり面工・斜面安定工指針(平成11年3月)」((社)日本道路協会)

第1号様式

年 月 日

知事 殿

住 所

申請者 氏 名

印

電話番号

建設汚泥再生利用個別指定業指定申請書

県 規則第2条第1項の規定により、産業廃棄物の再生利用個別指定業の指定を受けたいので関係書類を添えて、次のとおり申請します。

事業所及び事業場の所在地		
事業開始年月日		
事業 圏の	指定を受ける者	
	取り扱う産業廃棄物の種類及び量	
再生利用の目的		
再生利用の場所		
再 生 活 用 の 方 法	取り扱う産業廃棄物の再生活用方法	
	再生活用の用に供する施設の種類、数量及び能力	脱水施設の概要、数量、能力等
	再生活用の用に供する施設の方式、構造及び設備の概要	
	再生活用により得られるものの品質	
適切な運搬管理のための方法		
適切な施工管理のための方法		
再生活用により得られるものの保管方法		
取 引 関 係	排出事業者（法人にあつては、名称及び所在地）	
	再生活用業者（法人にあつては、名称及び所在地）	
	再生輸送業者（法人にあつては、名称及び所在地）	

添付書類

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 住民票の写し（法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記簿謄本）
- 3 印鑑証明書
- 4 再生利用が確實であることを確認するための書類
- 5 再生活用により得られるものの性状を明らかにする書類
- 6 再生活用の用に供する施設の平面図及び処理工程図
- 7 建設汚泥の排出から再生利用に係るマテリアルフロー図
- 8 指定を受ける者の数が複数の場合は、指定を受ける者の一覧
- 9 取引関係を記載した書類
- 10 生活環境上の対策を記載した書類
- 11 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- 12 その他知事が必要と認める書類及び図面

資料4 建設汚泥の利用等に関する要綱等

資料4 - 1 建設工事等から発生する土砂由来無機性汚泥の再生利用に係る

取扱いについて（北海道）

建設工事現場から発生する土砂由来無機性汚泥の再生利用に係る取扱いについて

（平成14年7月26日一部改正）

1 対象

建設工事、砂利採取業、砕石業（以下「建設工事等」という。）から発生する土砂由来の無機性汚泥（凝集剤等の薬剤を含み泥状を呈する土砂又はその脱水物、造粒物）のみを対象とし、生活環境保全上の支障がないこと前提に、一定の条件をみたしている汚泥を用い、発生場所の区域において排出者自らが行う再生利用に対してのみ適用する。

なお、再生目的としては、建設資材又は埋め戻し材としての利用などに限るものとし、単に処分目的のものは認めてないこととする。

2 再生利用に係わる条件

次の条件をいずれも満たしている汚泥について、本通知を適用するものとする。

- (1) 「土壌の汚泥に係わる環境基準（平成3年8月23日環境庁告示46号）」に基づく溶出試験方法により実施した貴金属（カドミニウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀）の溶出試験結果が、同基準をみたしていること。
- (2) 無機性汚泥であること。
- (3) 原則としてコーン指数が 200kN/m^2 以上又は一軸圧縮が 50kN/m^2 以上の強度を持つものであること。
- (4) 汚泥の溶出試験結果等から、使用している凝集剤等の影響がないと判断されるものであること。

凝集剤を使用する場合は、使用する薬剤が水道用PAC、硫酸アルミニウム（硫酸ばんど）の場合日本興業規格（JIS）にて、有機高分子凝集剤の場合、日本水道協会（JWWA）にて定められている基準を、それぞれ満たすものであること。

なお、上記に定められていない薬剤を使用する場合は、重金属類について、溶出試験を行い、その結果をもって判断すること。

セメント系固形化剤を使用する場合は、固化剤の溶出試験結果が、「土壌の汚染に係わる環境基準」を満たすものであること。なお、焼却灰由来の固化剤を使用する場合は、固化剤がダイオキシンの環境基準を満たすものであること。

3 再生利用に関する手続

手続は、無機性汚泥の排出者が行うこととする。

(1) 再生利用実施前

再生利用を行う場合は、事前に再生利用を行う場所、期間、利用量、利用目的、利用するにあたり中間処理等を行う場合はその方法を記載した計画書（洋式1）に2（1）から（4）の条件を満たしていることを証する資料及び現地の写真等を添付し、支庁へ提出するものとする。

なお、再生利用実施場所が砂利採取法、農地法などの他法令の規制を受けている場合は、再生利用に係わる計画書を提出する前に関係部局と協議を行い、その協議の状況を取りまとめた書類を作成の上、計画書に添付することとする。

また、他法令の手続等を要する場合は、申請書、届出書の写し又は許可証、受理書の写しを併せて添付することとする。

支庁は、生活環境上支障を生ずる恐れがあるときは、計画の変更又は中止等の指示を行うこととする。

(2) 再生利用終了後

再生利用が終了した場合は、速やかに再生利用を行った場所、期間、利用量を記載した報告書(洋式 2) に汚泥の再生利用を行った現地の写真を貼付し、支庁に提出するものとする。

4 建設工事等以外から排出される無機性汚泥の取扱い

(1) 道路側溝汚泥及び道路清掃汚泥については、道路側溝への生活排水の流入による有機物の含有及び一般廃棄物の混入を考えられることから、本取扱いから除外するものとする。

(2) 港湾等の浚渫により排出される浚渫土砂で、泥状を呈するもの並びに有機物及び有害物質を含むもの(以下「浚渫汚泥」という。) については、必要な項目について溶出試験等を行い 2 の条件を満たしているものであるほか、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令(昭和 48 年総理府令第 5 号) 」に基づく「海洋投入処分に係る判定基準」に準じて照らし、適合するものでなければ再生利用してはならないこととする。

(3) その他の土壌由来の無機性汚泥の取扱いについては、個別に対応するものとする。

5 その他

(1) 汚泥に固化剤等の薬剤を混合し、セメント代替品などの建設資材としたうえ再生利用する場合は、薬剤と汚泥の混合率を明示するとともに、同方法について実験を行う場合は、その試験結果を提出するものとする。

(2) 再生利用場所が発生場所と異なる場合は、原則として産業廃棄物処分業又は再生利用業の個別指定の対象となる場合があるので、このような利用を計画している場合は支庁で相談を受け、個別に必要な手続等を行うこと。

(3) 溶出試験結果について、無機性汚泥の発生状況から、重金属以外の項目についても考慮が必要な場合、支庁は、試験項目の追加を指示し、結果の提出を求めることができるものとする。なお、追加した項目についても、「土壌の汚染に係る環境基準」を満たしているものが再生利用の条件となること。

土砂由来無機性汚泥の再生利用計画書

再生利用実施者	(住 所)	
住所・氏名(名称)	(氏名・名称)	印
汚泥の発生場所及び発生工程		
再生利用にあたり事前に処理等を行う場合はその方法		
再生利用の場所		
土地の所有者		
再生利用の目的		
再生利用の方法		
利用予定期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
汚泥の利用予定量	m ³	
備 考	<p>本書には、次の書類等を添付すること。</p> <p>(1) 汚泥の発生場所及び再生利用場所の位置図</p> <p>(2) 再生利用場所の範囲を示す平面及び同利用場所の写真</p> <p>(3) 汚泥の溶出試験等の分析結果及び強度等の測定結果</p> <p>(4) 汚泥に他の資材・薬剤等を混合し、再生資材を製造し利用する場合は、再生資材製造のため使用する機材。資材・薬剤等のカタログ等及び再生資材の強度、溶出試験等の試験結果</p> <p>(5) 凝集剤の成分分析表</p> <p>(6) 再生利用場所の土地所有者が輩出者と異なる場合は、土地所有者からの再生利用の了承を証する書類</p>	

様式 2

土砂由来無機性汚泥の再生利用報告書

再生利用実施者	(住 所)
住所・氏名(名称)	(氏名・名称) 印
汚泥の発生場所及び発生工程	
再生利用にあたり事前に処理等を行う場合はその方法	
再生利用の場所	
土地の所有者	
再生利用の目的	
再生利用の方法	
再生利用実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
汚泥の利用予定量 (年度毎の利用料)	m ³
備 考	<p>本書には、次の書類等を添付すること。</p> <p>(1) 汚泥の発生場所及び再生利用場所の位置図</p> <p>(2) 再生利用場所の範囲を示す平面及び同利用場所の写真</p> <p>(3) 再生利用実施中の作業写真</p>

札幌市建設汚泥の現場内自己処理に係る指導要領

(目的)

第 1 条 この指導要領は、建設工事で発生した土壌由来の無機性汚泥を、発生場所において排出事業者が自ら必要な改良処理をし、建設資材として再利用する場合について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）及び関係法令等を遵守し、公害を防止し、及び建設汚泥の適正な再利用を推進すると共に、生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この指導要領及び第 4 条第 1 項の建設汚泥の現場内再利用に係る基準（以下「基準」という。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設汚泥 建設工事で発生した土壌由来の無機性汚泥をいう。
- (2) 改良処理 建設汚泥を建設資材として再利用するためにその性状を改良する処理をいう。
- (3) 改良処理機 改良処理を行うための機材一式をいう。
- (4) 改良汚泥 改良処理した建設汚泥であって、建設資材として基準に定める性状を有するものをいう。
- (5) 汚泥再利用 建設汚泥に必要な改良処理を施し、建設資材として再利用することをいう。
- (6) 発生場所 建設汚泥を発生する場所をいう。

(適用)

第 3 条 この要領は、排出事業者が自ら建設汚泥に改良処理を施し、再利用する場合に適用する。

(関係者の責務)

第 4 条 汚泥再利用を行おうとする事業者は、関係法令を遵守するほか、この指導要領の規定、別に定める基準に従わなければならない。

- 2 当該建設工事の発注者は、事業者が前項の規定により当該改良事業を適正に実施するよう監督しなければならない。
- 3 事業者は、汚泥再利用により生活環境保全上の支障が生じたとき又は生ずるおそれがあると認められるときは、当該支障の除去のために必要な措置を講じなければならない。

(建設汚泥再利用事業計画書の提出)

第 5 条 発生場所において建設汚泥を自ら改良処理し、改良汚泥を建設資材として再利用しようとする事業者は、あらかじめ、当該事業の計画について別紙 1 の 1 に掲げる事項を記載した建設汚泥再利用事業計画書（様式第 1 号。（以下「事業計画書」という。））を市長に提出し、当該計画が前条第 1 項の基準に適合するものであることについて市長の確認を受けなければならない。

- 2 前項の事業計画書には別紙 1 の 2 に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
- 3 市長は、第 1 項の事業計画書が基準に適合しているときは、事業者に対し、その旨を書面（様式 4 号。以下「確認通知書」という。）で通知するものとする。

(建設汚泥再利用事業変更計画書の提出)

第 6 条 汚泥再利用を行う事業者は、前条第 1 項の事業計画書に記載した事業計画について、次に掲げる事項について変更が生じたときには、速やかに建設汚泥再利用事業変更計画書（様式第 2 号。以下「変更計画書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めるときは、この限りではない。

- (1) 改良処理期間又は再利用期間（事業計画の期間から前後14日以上変更される場合に限る。）
 - (2) 建設工事の請負形態
 - (3) 発生汚泥の発生場所，発生工程又は発生前に添加する薬剤等の種類
 - (4) 改良処理の場所，改良処理方法又は改良処理で添加する薬剤等の種類
 - (5) 改良汚泥の再利用用途，再利用方法又は再利用場所
 - (6) 改良処理機の機種，構造又は処理能力
 - (7) 発生汚泥の数量又は再利用する改良汚泥の数量（当初の事業計画の数量に対し20パーセント以上大きくなる場合に限る。）
 - (8) その他事業計画に関する主要事項
- 2 前項の変更計画書には変更内容を明らかにする書類及び図面を添付するものとする。

（建設汚泥再利用事業終了報告書の提出）

- 第7条 汚泥再利用を行う事業者は，第5条第1項の事業計画書に係る建設汚泥再利用事業が終了したときは速やかに別紙2の1の事項を記載した建設汚泥再利用事業終了報告書（様式第3号。以下「終了報告書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の終了報告書には別紙2の2の書類及び図面を添付するものとする。

（事業に係る市長の指導等）

- 第8条 市長は，建設汚泥の再利用が生活環境保全上の支障を生ずるおそれがあると認めるときは，当該計画に係る事業内容を変更させ，又は中止させることができるものとする。
- 2 市長は，添加する薬剤等の性状等を勘案し必要と認める場合は，汚泥再利用を行う事業者に対し基準別表に掲げる項目以外の項目に係る測定等の実施及び結果提出を求めることができるものとする。

（周辺住民の理解）

- 第9条 汚泥再利用を行う事業者は，改良処理機の稼働等について周辺住民の理解を得るように努めるものとする。

附則

この要領は，平成15年4月1日から施行する。

(別紙1)

事業計画書の記載事項及び添付書類等

1 記載事項

- (1) 計画書提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 汚泥再利用に係る建設工事に関する次の事項
 - ア 建設工事の名称
 - イ 建設工事の概要
 - ウ 建設工事の場所
 - エ 総工事期間、汚泥発生期間、改良処理期間及び再利用期間
- (3) 次の者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ア 発注者
 - イ 建設工事の元請け人(汚泥再利用を行う事業者)
 - ウ 再利用場所に係る土地所有者
- (4) 発生汚泥に関する次の事項
 - ア 汚泥の発生場所
 - イ 汚泥の発生工程
 - ウ 発生汚泥の数量
 - エ 発生汚泥の物理的性状(含水率、コーン指数等)
 - オ 汚泥発生前に添加した薬剤等の種類
- (5) 改良処理に関する次の事項
 - ア 改良処理する場所
 - イ 改良処理の方法
 - ウ 使用する改良処理機の種類と処理能力
 - エ 改良処理機の調達方法
 - オ 添加する薬剤等の種類
 - カ 改良汚泥する発生汚泥の数量
 - キ 改良汚泥の製造量
 - ク 薬剤添加後の改良汚泥の養生方法
 - ケ 確保できる改良汚泥の品質(コーン指数又は一軸圧縮強度)
 - コ 汚泥に混入する異物の除去方法
- (6) 改良汚泥の再利用について
 - ア 汚泥再利用の用途
 - イ 汚泥再利用の方法
 - ウ 汚泥再利用を行う場所
 - エ 再利用する改良汚泥の数量
- (7) 当該建設工事より発生する廃棄物(改良処理して再利用する発生汚泥を除く。)の種類、数量及び処理方法

2 添付する書類及び図面

- (1) 建設工事の場所の位置図及び全体平面図
- (2) 発生汚泥の性状について次の事項を明らかにする書類
 - ア 発生前に添加した薬剤等の種類、性状、成分及び含有量
 - イ 発生汚泥に係る溶出試験結果
- (3) 改良処理についての次の書類及び図面
 - ア 改良処理工程図
 - イ 添加薬剤の種類、性状、成分及び含有量を記載した書類
 - ウ 改良処理場所の平面図、改良処理機等の配置図
 - エ 改良処理機の構造図
 - オ 改良処理機及び付帯機器等の仕様書
- (4) 工事仕様書等に記載された改良汚泥の品質要件
- (5) 汚泥再利用に関する次の書類及び図面
 - ア 施工工程図
 - イ 再利用場所の平面図及び断面図
 - ウ 実施する排水処理の方法を記載した書類
 - エ 実施するpH管理の方法を記載した書類
 - オ 実施する覆土及び締固め方法を記載した書類
- (6) 汚泥再利用を行う事業者の汚泥の再利用に関する知識、技能について明らかにする書類
- (7) 再利用場所に係る土地の登記簿謄本
- (8) 当該建設工事の発注者が汚泥再利用を認めたものであることを明らかにする書類
- (9) 土地所有者と発注者と同一人でない場合は、再利用場所の土地所有者が汚泥再利用を認めたものであることを明らかにする書類
- (10) 発生場所及び再利用場所の現況を明らかにする写真
- (11) その他市長が必要と認める書類及び図面

(別紙2)

終了報告書の記載事項及び添付書類等

1 記載事項

- (1) 計画書提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 汚泥再利用に係る建設工事に関する次の事項
 - ア 建設工事の名称
 - イ 建設工事の概要
 - ウ 汚泥再利用の概要
 - エ 建設工事の場所
 - オ 総工事期間、汚泥発生期間、改良処理期間及び再利用期間
- (3) 発生汚泥に関する次の事項
 - ア 汚泥の発生場所
 - イ 汚泥の発生工程
 - ウ 当該建設工事により発生した汚泥の数量
 - エ 当該建設工事により発生した汚泥の物理的性状（含水率、コーン指数等）
 - オ 汚泥発生前に添加した薬剤等の種類
- (4) 改良処理に関する次の事項
 - ア 改良処理を行った場所
 - イ 改良処理の方法
 - ウ 使用した改良処理機の種類及び撤去先
 - エ 添加した薬剤等の種類
 - オ 発生した汚泥の数量及び改良汚泥の数量
 - カ 改良汚泥の養生の方法
 - キ 実測した改良汚泥の品質（コーン指数又は一軸圧縮強度）
 - ク 発生汚泥の異物等の混入状況及び除去方法
- (5) 改良汚泥の再利用について
 - ア 改良汚泥の用途
 - イ 汚泥再利用を行った場所
 - ウ 再利用した改良汚泥の数量
- (6) 発生した廃棄物（改良処理して再利用する発生汚泥を除く。）の種類、数量及び処理方法

2 添付する書類及び図面

- (1) 改良汚泥に関する次の事項を記載した書類
 - ア 改良汚泥に係る溶出試験結果
 - イ 改良汚泥に係る品質試験結果
- (2) 汚泥再利用に関する次の図面及び書類
 - ア 再利用場所の平面図及び断面図
 - イ 実施した排水処理について記載した書類
 - ウ 実施したpH管理及pH測定値について記載した書類
- (3) 汚泥再利用事業の作業写真及び再利用後の再利用場所の写真
- (4) 廃棄物の運搬量等の一覧又は産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類及び図面

(様式第1号)

建設汚泥再利用事業計画書

平成 年 月 日

(あて先) 札幌市長

(提出者) 住 所

氏 名 印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
(担当者氏名)
(電話番号 -)

札幌市建設汚泥の現場内自己処理に係る指導要領第5条第1項の規定に基づき、建設汚泥再利用事業計画書を提出します。

建設工事の名称						
建設工事の概要						
建設工事の場所	札幌市 区					
建設工事の期間	総 期 間	年 月 日	~ 月 日	汚泥発生	年 月 日	~ 月 日
	汚泥改良	年 月 日	~ 月 日	再 利 用	年 月 日	~ 月 日
工事等請負形態 (氏名及び住所並びに法人にあつては代表者氏名)	発注者	(担当者氏名) (電話番号 -)				
	元 請 人	(電話番号 -)				
	下 請 人	(電話番号 -)				
	再利用地所有者					
発生汚泥に関する事項	発生場所	札幌市 区				
	発生数量	t・m ³				
	物理的性状 (コーン指数等又は一軸圧縮強度, 含水率)					(受付欄)
	発生前に添加した薬剤等					

改 良 処 理 に 関 す る 事 項 再 利 用 方 法	改良処理場所	札幌市 区			
	改良処理方法				
	使用する改良処理機の種類, 処理能力及び調達方法				
	添加する薬剤等の種類				
	汚泥量	発生汚泥処理量	$t \cdot m^3$	改良汚泥製造量	$t \cdot m^3$
	改良汚泥の養生の方法				
	確保できる改良汚泥品質	コーン指数(qc)	kN/m^2	一軸圧縮強度	kN/m^2
	混入異物等の除去方法				
	再利用用途再利用方法				
	再利用場所	札幌市 区			
再利用数量	$t \cdot m^3$				
当該改良処理から排出される産業廃棄物の種類, 数量及び処理方法(ただし, 再利用される改良汚泥を除く)	種類	排出量	運搬者	処分者	
	汚泥 (処分するものに限る)	t	自己委託()	自己委託()	
	木くず	t	自己委託()	自己委託()	
	がれき類	t	自己委託()	自己委託()	
	金属くず	t	自己委託()	自己委託()	
		t	自己委託()	自己委託()	

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"> 1) 建設工事の場所の位置図，全体平面図 2) 発生前に添加した薬剤等の種類，性状，成分及び含有量，発生汚泥に係る溶出試験結果 3) 改良処理についての次の書類及び図面 改良処理工程図，添加薬剤の種類，性状，成分及び含有量を明らかにする書類，処理場所の平面図，改良処理機等の配置図，改良処理機の構造図，改良処理機及び付帯機器等の仕様書 4) 工事仕様書等に記載された改良汚泥の品質要件 5) 汚泥再利用に関する次の書類及び図面 施工工程図，再利用場所の平面図及び断面図，実施する排水処理及びpH管理の方法，実施する覆土及び締固め方法 6) 汚泥再利用を行う事業者の汚泥の再利用に関する知識，技能について明らかにする書類 7) 再利用場所に係る土地の登記簿謄本 8) 当該建設工事の発注者が汚泥再利用を認めたものであることを明らかにする書類 9) 土地所有者と発注者が同一でない場合は，再利用場所の土地所有者が汚泥再利用を認めたものであることを明らかにする書類 10) 発生場所及び再利用場所の現況を明らかにする写真 11) その他市長が必要と認める書類及び図面
---------	--

(様式第2号)

建設汚泥再利用事業変更計画書

平成 年 月 日

(あて先) 札幌市長

(提出者) 住 所

氏 名 印
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
(担当者氏名)
(電話番号 -)

札幌市建設汚泥の現場内自己処理に係る指導要領第6条の規定に基づき、建設汚泥再利用事業変更計画書を提出します。

建設工事 の 名 称		
建設工事 の 概 要		
建設工事 の 場 所	札幌市 区	
変更内容	変 更 前	変 更 後
変更理由		(受 付 欄)

(様式第3号)

建設汚泥再利用事業終了報告書

平成 年 月 日

(あて先) 札幌市長

(提出者) 住 所

氏 名

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

(担当者氏名

)

(電話番号

-

)

札幌市建設汚泥の現場内自己処理に係る指導要領第7条第1項の規定に基づき、建設汚泥再利用事業報告書を提出します。

建設工事の名称					
建設工事の概要					
改良汚泥の用途					
建設工事の場所	札幌市 区				
建設工事の期間	総期間	年 月 日~ 月 日	汚泥発生	年 月 日~ 月 日	
	汚泥改良	年 月 日~ 月 日	再利用	年 月 日~ 月 日	
発生汚泥に関する事項	発生場所	札幌市 区			
	発生工程				
	発生数量	t・m ³			
	物理的性状 (コーン指数 又は一軸圧縮 強度, 含水率 等)				(受付欄)
	発生前に添加 した薬剤等				

改良処理に関する事項	改良処理場所	札幌市 区			
	改良処理方法				
	使用した改良処理機の種類及び撤去先				
	添加した薬剤等の種類				
	汚泥量	発生汚泥処理量	t・m ³	改良汚泥製造量	t・m ³
	改良汚泥の養生の方法				
	品質(実測値)	コーン指数(qc)	KN/m ²	一軸圧縮強度	KN/m ²
	混入異物等の除去方法				
	改良汚泥の用途				
	再利用率	再利用率	t・m ³		
当該改良処理において発生した建設汚泥以外の産業廃棄物の種類、数量及び処理方法	種類	排出量	運搬者	処分者	
	汚泥 (処分するものに限る。)	t	自己委託()	自己委託()	
	木くず	t	自己委託()	自己委託()	
	がれき類	t	自己委託()	自己委託()	
	金属くず	t	自己委託()	自己委託()	
		t	自己委託()	自己委託()	
		t	自己委託()	自己委託()	
添付書類	1) 改良汚泥に関する次の事項を記載した書類 ア 工事仕様書等に記載された改良汚泥の品質要件と使用する改良汚泥に係る数値等 イ 改良汚泥に係る溶出試験結果 ウ その他改良汚泥の化学的性状 2) 汚泥再利用に関する次の図面及び書類 ア 再利用場所の平面図及び断面図 イ 実施した排水処理について記載した書類 3) 汚泥再利用事業の作業写真及び再利用後の再利用場所の写真 4) 廃棄物の運搬量等の一覧又は産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し 5) その他市長が必要と認める書類及び図面				
備考					

(様式4号)

札幌事第 号
平成 年 月 日

(あて先)
(会社名)
(代表者名) 様

札幌市長 上田 文雄

建設汚泥再利用事業計画確認通知書

札幌市建設汚泥の現場内自己処理に係る指導要領第5条第1項の規定により平成 年 月 日付けで提出のあった下記1の工事に係る汚泥再利用計画について、建設汚泥の現場内再利用基準に基づき審査した結果、同基準に適合していることを確認しましたので通知いたします。

なお、事業を行うにあたっては、下記2の事項に十分に留意してください。

記

1 建設汚泥発生場所及び工事概要

建設汚泥発生場所	
汚泥再利用場所	
工事の名称	
工事期間 (汚泥改良期間)	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)

2 留意事項

- (1) 汚泥再利用にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、札幌市建設汚泥の現場内自己処理に係る指導要領、建設汚泥の現場内再利用基準、その他関係法令を遵守し作業を行うこと。
- (2) 事業計画又は発注形態に変更が生じたときには、速やかに建設汚泥再利用事業変更計画書(様式第2号)を提出すること。
- (3) 事業が終了したときは、速やかに建設汚泥再利用事業終了報告書(様式第3号)を市長に提出すること。

札幌市環境局環境事業部
事業廃棄物課産業廃棄物係
TEL011-211-2927, FAX011-218-5105

建設汚泥の現場内再利用に係る基準

(目的)

第1条 この基準は、札幌市建設汚泥の現場内自己処理に係る指導要領第4条第1項の基準について、必要な事項を定める。

(再利用可能な汚泥等に関する基準)

第2条 建設現場から発生した無機性汚泥であって、「土壌の汚染に係る環境基準(平成3年8月23日環境庁告示46号)」に基づく溶出試験結果が同基準値を超えない汚泥を対象とする。

(汚泥改良場所に関する基準)

第3条 汚泥の改良場所については、次のとおりとする。

- (1) 改良を行う場所は、汚泥の発生場所と同一の工事現場敷地内であること。
- (2) 囲い・門扉等を設置すること。
- (3) 別図により定める産業廃棄物の保管場所に係る掲示板を設置すること。
- (4) 汚泥及び改良汚泥の飛散・流出の防止のために必要な措置をとること。
- (5) 改良汚泥の保管場所は、汚泥の保管場所と区分して保管すること。
- (6) 次の項目に必要な敷地を当該建設現場内に確保すること。
 - ア 改良処理機の設置場所
 - イ 改良汚泥の保管場所
 - ウ 発生廃棄物の保管場所
 - エ 改良汚泥の養生が必要な場合には、養生場所

(改良処理に関する基準)

第4条 改良処理は次の方法、またはそれらの併用により行うものとする。

- (1) 天日乾燥によるもの
 - (2) フィルタープレス等による物理的方法
 - (3) 添加薬剤(凝集剤、固化剤等)による化学的方法
 - (4) その他市長が適当と認める方法
- 2 改良処理を行う場合には、次のとおりとする。
- (1) 改良処理にあたっては事前に汚泥に混入した異物を除去すること。
 - (2) 改良処理を行う時間は、原則として9時から17時の間とすること。
 - (3) 粉じん、騒音・振動、悪臭等の公害を発生することのないよう必要な対策を講ずること。
 - (4) 改良処理を行う機材は、必要な点検、清掃、補修等を行うこと。
 - (5) 改良汚泥の性状について第6条で規定する必要な検査を行い、改良した汚泥の量及び性状等について、帳簿に記載すること。
 - (6) 改良処理終了後、使用した機材は速やかに撤去すること。
 - (7) 改良汚泥の保管期間は、現場内再利用のために必要最小限の期間とすること。

(添加薬剤等に関する基準)

第5条 添加薬剤等については、次のとおりとする。

- (1) 重金属等の有害物質を含まないものであり、かつ、生活環境保全上の支障がないと判断されるものであること。
- (2) 有機物の分解等によるガス発生等の影響が生じないものであること。

(改良汚泥の性状の検査に関する基準)

第6条 改良汚泥を建設資材として再利用する場合は、次の基準を満たすものとする。

- (1) 原則としてコーン指数 400KN/m^2 以上または一軸圧縮強度 100KN/m^2 以上の強度を有すること。
- (2) 時間経過、雨水流入等により、再び泥状を呈しないものであること。
- (3) 別表の項目について溶出試験を行い、土壌の環境基準に適合すること。ただし、発生した汚泥の溶

出試験結果及び添加薬剤等の成分試験結果などから有害物質等による生活環境保全上の支障を生じないことが明らかである場合は、当該検査項目の一部又は全部を省略することができる。

(改良汚泥の再利用目的に関する基準)

第7条 改良汚泥の用途については、排出事業者が自ら再利用する次の用途とし、単に処分目的のものを除外する。

(1)建設資材(盛土材,裏込め材,埋め戻し材等)

(2)その他市長が適当と認める用途であること。

(汚泥再利用を行う事業者の技術的な基準)

第8条 改良汚泥を再利用しようとする者は、建設汚泥を発生する建設工事及び発生汚泥の処理について十分な知識、技能を有し、かつ、発生する建設汚泥等の適正な処理を担保するため、次のいずれかの資格を有する者を当該建設現場内に配置するものとする。

・法施行規則第10条の5第1項第1号口(1)の産業廃棄物の処分を的確に行うに足りるとして市長が認める者(処分業講習会修了者等)

・法施行規則第17条で定める技術管理者の資格を有する者

(汚泥改良の再利用場所に関する基準)

第9条 改良汚泥の再利用場所は原則として排出された建設現場内とする。ただし、具体的な用途が決定

している場合であって、環境影響上の支障が生じないと市長が判断した場合はこの限りではない。

(余剰汚泥の処理)

第10条 改良処理を行った汚泥のうち、建設資材として再利用しない余剰分については、産業廃棄物として適切に処理するものとする。

別図 産業廃棄物の保管に係る掲示板の例

処分又は再生のための産業廃棄物保管場所における掲示板の記載例

産業廃棄物の処分(又は再生)のための保管場所				60cm以上
保管する産業廃棄物の種類				
保管高さの上限	m			
最大保管数量	m ³			
保管場所管理者名	株式会社 担当者	連絡先		60cm以上

注1 保管高さの上限は、屋外において容器を用いずに産業廃棄物を保管する場合に記載する。

別表 改良汚泥に係る溶出試験検査項目

項目	環境場の条件	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.01mg以下	JIS K0102 55
全シアン	検液中に検出されないこと	JIS K0102 38(38.1.1を除く)
鉛	検液1リットルにつき0.01mg以下	JIS K0102 54
六価クロム	検液1リットルにつき0.05mg以下	JIS K0102 65
砒素	検液1リットルにつき0.01mg以下	JIS K0102 61
総水銀	検液1リットルにつき0.0005mg以下	昭和46環告示第59号付表1
アルキル水銀	検液中に検出されないこと	昭和46環告示第59号付表2及び 昭和49環告示第64号付表3
PCB	検液中に検出されないこと	昭和46環告示第59号付表3
セレン	検液1リットルにつき0.01mg以下	JIS K0102 67.2または67.3